

新潟県社会的養育推進計画 〔改定版〕

(素案)

令和 7 年 3 月

新 潟 県
新 潟 市

目 次

第1章 計画の改定にあたって

- 1 計画改定の趣旨 . . . 1
- 2 計画の位置づけ . . . 2
- 3 計画の期間及び進捗管理 . . . 3

第2章 新潟県の社会的養育の現状及び評価

- 1 新潟県の社会的養育の現状 . . . 4
- 2 新潟県社会的養育推進計画（令和2～6年度）の進捗状況 . . . 12

第3章 計画の基本的考え方

- 1 計画の基本理念 . . . 13
- 2 施策の体系 . . . 14
- 3 代替養育を必要とするこども数の見込み . . . 15
- 4 計画の指標 . . . 17

第4章 施策の展開

- 1 こどもの権利擁護の推進 . . . 18
- 2 社会的養育の各分野
 - (1) 市町村のこども家庭支援体制の構築等に向けた県の取組 . . . 21
 - (2) 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組 . . . 24
 - (3) 一時保護改革に向けた取組 . . . 26
 - (4) 代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組 . . . 29
 - (5) 里親・ファミリーホームへの委託の推進 . . . 32
 - (6) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組 . . . 37
 - (7) 社会的養護経験者等の自立に向けた取組 . . . 41
 - (8) 障害児入所施設における支援 . . . 44
- 3 児童相談所の体制強化 . . . 45

資料編

- 1 用語集 . . . 49
- 2 調査結果
 - (1) こども（社会的養護経験者を含む）アンケート調査結果 . . . 57
 - (2) 市町村子ども・子育て支援事業計画における家庭支援事業等の確保方策 . . . 77
- 3 新潟県社会的養育推進計画検討委員会設置要綱 . . . 78

下線が引かれていて右上に数字が記されている本文中の語句については、用語集にて意味を確認することができます。なお、数字は用語集のNoに対応しています。

第1章 計画の改定にあたって

1 計画改定の趣旨

(1) これまでの経緯

①「家庭的養護推進計画」の策定（平成28年3月）

- 平成23年7月、厚生労働省に設置された検討会がとりまとめた「**社会的養護の課題と将来像**」においては、社会的養護¹の基本的方向として、①家庭的養護の推進、②専門的ケアの充実、③自立支援の充実、④家族支援、地域支援の充実が示されたことを踏まえ、厚生労働省は、平成24年に各施設が小規模化、地域分散化に取り組むための「家庭的養護推進計画」を定めること、都道府県はそれを踏まえて「都道府県推進計画」を定めることを求める通知を発出しました。
- 本県においては、平成28年3月に、「**新潟県における社会的養護の充実に向けて**」（新潟県家庭的養護推進計画）を策定しました。

②平成28年児童福祉法改正と「新しい社会的養育ビジョン」

- 平成28年の児童福祉法改正では、こどもが権利の主体であることを明確にし、家庭への養育支援から代替養育²までの社会的養育の充実とともに、家庭養育優先の理念を規定しました。
- この改正法の理念を具体化するため、厚生労働省に「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」が設置され、平成29年8月に「新しい社会的養育ビジョン」（以下本章において「ビジョン」という）が示されました。

③「新潟県社会的養育推進計画」の策定（令和2年3月）

- 「新潟県家庭的養護推進計画」の策定から4年が経過し、里親等委託率³は令和11年度の見込み数である55.6%に対し、平成31年3月末時点で44.8%となるなど、数字上は順調に推移している反面、多様化・困難化するこどものケアニーズへの対応、施設のケア単位の小規模化や地域分散化、里親養育を支援する仕組みの構築などは十分であるとは言えないなど、課題がある状況でした。
- こどもを権利の主体とする考え方、家庭養育優先の原則⁴及びそれらを具現化するために示された「ビジョン」の内容に対応し、本県全体で社会的養育の充実が図られるよう取組を進めるため、平成30年7月に示された国の策定要領を踏まえ「新潟県家庭的養護推進計画」を全面的に見直し、令和2年3月に「**新潟県社会的養育推進計画**」を策定しました。

(2) 計画改定の趣旨

- 本県では、前述のとおり、令和2年3月に策定した「新潟県社会的養育推進計画」に基づき、社会的養護下にあるこどもの権利擁護に係る取組や家庭的な環境である里親等への委託を進めてまいりました。
- 一方、児童相談所の児童虐待相談対応件数は年々増加傾向にあり、地域における虐待の予防的対応がこれまで以上に求められるなど、社会的養育体制の一層の充実が課題となるとともに、あらためて、こどもの最善の利益を図

るために、こどものパーマネンシー保障⁵の理念に基づくケースマネジメントの徹底が求められています。

- ・ 令和4年6月の児童福祉法の改正では、こどもに対する家庭及び養育環境の支援を強化し、こどもの権利擁護が図られた児童福祉施策を推進するための所要の措置を講ずることが規定されました。また、この法改正に向けた「令和3年度社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会」報告書においては、都道府県社会的養育推進計画について、資源の計画的な整備方針のための計画とすべきことや、整備された資源による効果や課題について、適切な指標を設け実態把握・分析をする必要性等が指摘されました。
- ・ このため、本県においても、こどもの最善の利益を念頭におき、こどもの権利擁護や家庭養育優先原則に従い、児童相談所や市町村、施設・里親⁶・ファミリーホーム⁷等の社会的養護関係者はもとより、全ての県民の協力連携のもと、在宅における支援から代替養育の提供及び自立支援まで、社会的養育の体制整備の取組を推進するため、現行計画を全面的に改定します。

2 計画の位置づけ

- ・ 令和4年改正児童福祉法の規定や「都道府県社会的養育推進計画策定要領」（令和6年3月発出）（以下、「国策定要領」という。）を踏まえ、かつ本県の実情を勘案したものとします。
- ・ 「新潟県社会的養育推進計画（令和2年度～令和11年度）」と同様に、新潟県と政令市である新潟市は一体として計画を策定します。
- ・ 本県の最上位計画である「新潟県総合計画」及び「新潟県こども計画」の内容と整合を取るものとします。
- ・ 新潟市においては、最上位計画である「新潟市総合計画」及び「新潟市こども計画」の内容と整合を取るものとします。
- ・ なお、関連する県及び新潟市の他の計画や、市町村子ども・子育て支援事業計画との整合を図るとともに、施策の実施にあたっては連携を強化します。

※本計画において、「県」は「新潟県」を市町村は新潟市を除いた29市町村を指し、新潟市については、「県」を「新潟市」に、市町村を「各区」に読み替えるものとします。

※ こども計画は、こども施策を総合的かつ計画的に推進するために「子ども・子育て支援事業計画」や「子ども・若者計画」、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく計画」などの計画と一体として策定しています。

【新潟県：関連する計画】

「新潟県健康福祉ビジョン」
「新潟県困難な問題を抱える女性支援及び配偶者暴力防止・被害者支援基本計画」
「新潟県障害者計画」「新潟県障害福祉計画」

【新潟市：関連する計画】

- 「新潟市地域福祉計画」
- 「新潟市配偶者等からの暴力防止・被害者支援基本計画」
- 「新潟市障がい福祉計画・障がい児福祉計画」

3 計画の期間及び進捗管理

- ・ 計画期間は、5年間（令和7年度から令和11年度まで）とします。
- ・ 毎年度、各項目の評価のための指標等により自己点検・評価を行い、その結果を新潟県社会福祉審議会児童福祉専門分科会へ報告するなど、進捗管理を行い、必要に応じて計画を見直すこととします。

※ 「社会的養護」と「社会的養育」

保護者の適切な養育を受けられないこどもを、公的責任で社会的に保護・養育するとともに、養育に困難を抱える家庭への支援を行うことを「社会的養護」または「社会的養育」といいますが、本計画においては、里親委託や児童養護施設入所など、こどもを元の家庭から離して公的な制度によって代替養育を行うことを「社会的養護」といい、代替養育のほか、地域の子育て支援なども含めて、社会全体で保護・養育することを「社会的養育」ということとします。

※ 家庭養育優先の原則

地方公共団体は、こどもが家庭において健やかに養育されるよう、保護者を支援することを原則とした上で、家庭における養育が困難又は適当でない場合には、「家庭における養育環境と同様の養育環境」である里親等への委託を進め、里親等への委託が困難な場合、できる限り小規模かつ地域分散化された施設への入所措置を行うようにすることとされています。

※ パーマネンシー保障

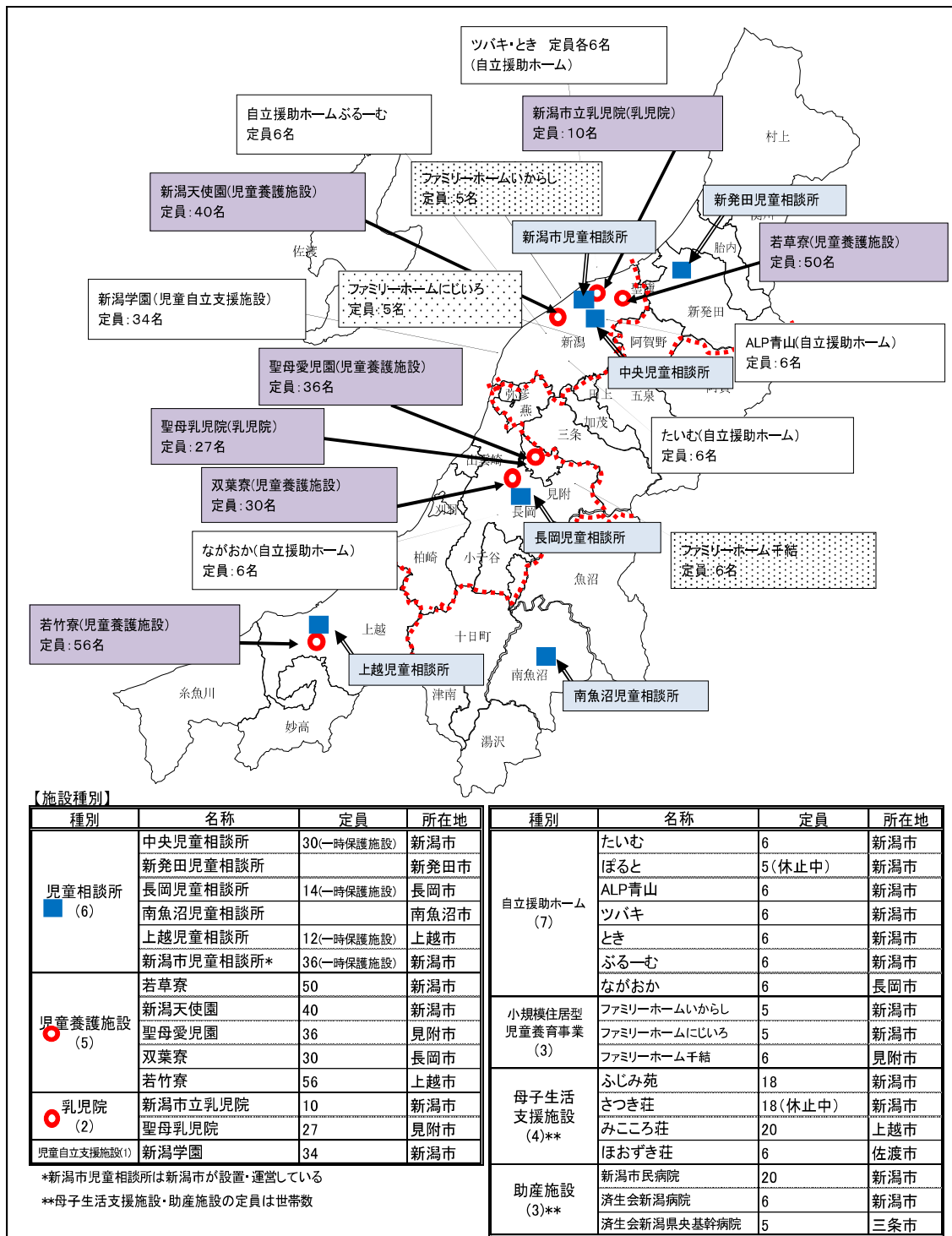
永続的な家族関係をベースにした家庭という育ちの場の保障を意味します。

第2章 新潟県の社会的養育の現状及び評価

1 新潟県の社会的養育の現状

(1) 新潟県における社会的養護の施設や里親の状況

① 社会的養護関係施設の配置状況



【参考】障害児入所施設

種別	名称	定員	主たる対象	所在地	種別	名称	定員	主たる対象	所在地
福祉型 障害児 入所施設	中井さくら園	5	知的	新発田市	医療型 障害児 入所施設	はまぐみ小児療育センター	50	肢体	新潟市
	ふなおか学園	24	知的	五泉市		長岡療育園	140※	重心	長岡市
	まごころ学園	18	知的	見附市					
	コロニーにいがた 白岩の里(児童部)	10	知的	長岡市	指定発達 支援 医療機関	独立行政法人国立病院機構 西新潟中央病院	120※	重心	新潟市
	さざなみ学園	20	知的	柏崎市		独立行政法人国立病院機構 新潟病院	16	肢体	柏崎市
	魚沼学園	21	知的	魚沼市		独立行政法人国立病院機構 さいがた医療センター	92※	重心	
	にしき園	10	知的	妙高市			80※	重心	上越市
	新星学園	20	知的	佐渡市					

※療養介護との共通定員

②施設の小規模かつ地域分散化⁸の状況（形態ごとの定員数）（R6.4.1現在）

	定員総数	敷地内		敷地外	
		本体施設	小規模グループケア		地域小規模 児童養護施設
			本体施設内	分園型	
児童養護施設	181人 [100%]	133人 [73%]	22人 [12%]	20人 [11%]	6人 [3%]
乳児院	37人 [100%]	37人 [100%]	—	—	—

※暫定定員による定員数

※小規模グループケア：小規模グループケア加算を取得している施設

※新潟県調べ

③登録里親数(R5 年度末現在)

単位：世帯

	新潟県	新潟市	計
養育里親	196	115	311
専門里親	14	1	15
親族里親	12	7	19
養子縁組里親	105	76	181
実世帯数	209	124	333

※重複登録があるため、各里親登録数の合計は実世帯数とならない

※福祉行政報告例第 56 表及び新潟県調べによる

(2) 児童養護施設⁹・乳児院¹⁰の入所児童数及び里親・ファミリーホームへの委託児童数の推移

①児童養護施設＋乳児院の入所児童数の推移（各年度末現在）

	R1 年度末	R2 年度末	R3 年度末	R4 年度末	R5 年度末
県	134 人	136 人	133 人	124 人	124 人
新潟市	40 人	48 人	53 人	57 人	51 人
計	174 人	184 人	186 人	181 人	175 人

※福祉行政報告例第 50 表による

②里親＋ファミリーホーム委託児童数の推移（各年度末現在）

	R1 年度末	R2 年度末	R3 年度末	R4 年度末	R5 年度末
県	89 人	93 人	77 人	82 人	79 人
新潟市	61 人	67 人	67 人	65 人	77 人
計	150 人	160 人	144 人	147 人	156 人

※福祉行政報告例第 57 表による

③里親等委託率※の推移（各年度末現在）

	R1 年度末	R2 年度末	R3 年度末	R4 年度末	R5 年度末
県	39.9%	40.6%	36.7%	39.8%	38.9%
新潟市	60.4%	58.3%	55.8%	53.2%	60.2%
県全体	46.3%	46.5%	43.6%	44.8%	47.1%

※各年度：（②／①＋②）×100

④年齢区分別里親等委託率の推移

		R1 年度末	R2 年度末	R3 年度末	R4 年度末	R5 年度末
3 歳未満	県	32.0%	33.3%	36.0%	21.1%	0%
	新潟市	68.8%	68.8%	73.3%	57.7%	50.0%
	県全体	46.3%	46.5%	50.0%	36.4%	22.9%
3 歳～就学前	県	36.4%	46.9%	41.2%	59.5%	57.1%
	新潟市	100%	71.4%	50.0%	73.3%	88.9%
	県全体	48.1%	54.3%	44.0%	63.5%	66.7%
学童期以降	県	41.5%	40.6%	35.8%	37.3%	38.7%
	新潟市	56.3%	54.1%	53.9%	49.5%	56.4%
	県全体	46.1%	45.1%	42.5%	42.0%	45.8%
計		46.3%	46.5%	43.6%	44.8%	47.1%

※新潟県調べ

⑤児童自立生活援助事業所¹¹の入所状況（R6.10.1 現在）

	I 型	II 型	III 型
県	2 人	1 人	5 人
新潟市	15 人	0 人	4 人
計	17 人	1 人	9 人

※I 型：自立援助ホーム、II 型：児童養護施設、III 型：里親・ファミリーホーム

※新潟県調べ

⑥その他の県内の社会的養護に係る施設の入所状況（R6.10.1 現在）

	児童自立支援施設 ¹²	障害児入所施設 ¹³	母子生活支援施設 ¹⁴
県	7 人	74 人（うち措置入所 18 人）	15 世帯
新潟市	6 人	32 人（うち措置入所 23 人）	7 世帯
計	13 人	106 人（うち措置入所 41 人）	22 世帯

※新潟県調べ

(3) 児童相談所の概況及び相談対応件数等

①所管地域及び所管人口等

単位：人

	名称	所管	所管人口	一時保護施設 定員
県	中央児童相談所	三条市、加茂市、燕市、五泉市、佐渡市、田上町、阿賀町、弥彦村	325,298	30（実質14）
	新発田児童相談所	新発田市、村上市、阿賀野市、胎内市、聖籠町、関川村、粟島浦村	241,306	
	長岡児童相談所	長岡市、柏崎市、小千谷市、見附市、出雲崎町、刈羽村	430,288	14
	南魚沼児童相談所	十日町市、魚沼市、南魚沼市、湯沢町、津南町	155,910	
	上越児童相談所	上越市、糸魚川市、妙高市	259,195	12
新潟市	新潟市児童相談所	新潟市	767,713	36

※人口はR2国勢調査による

②各年度の児童相談種類別対応件数、施設入所（里親委託）対応件数の推移

単位：件

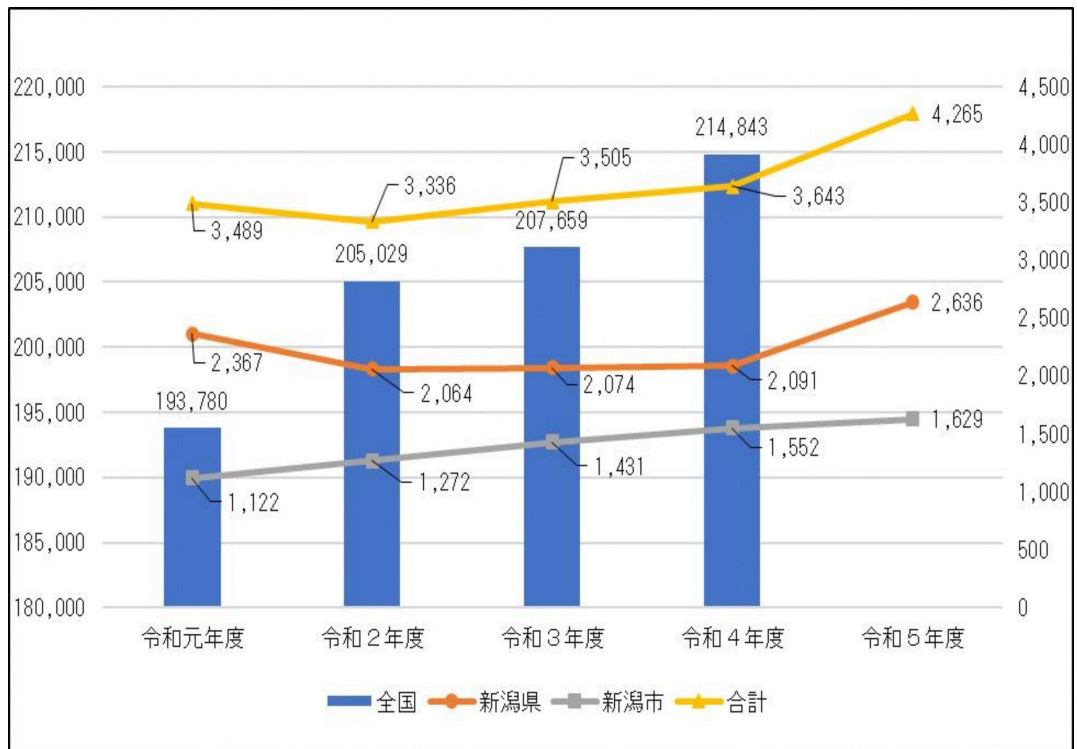
	R1 年度			R2 年度			R3 年度			R4 年度			R5 年度		
	県	市	計	県	市	計	県	市	計	県	市	計	県	市	計
養護相談	4,053	2,164	6,217	2,946	2,265	5,211	3,143	2,305	5,448	3,205	2,654	5,859	3,566	2,834	6,400
保健相談	6	19	25	9	13	22	3	8	11	10	5	15	4	0	4
障害相談	1,401	969	2,370	1,259	939	2,198	1,580	1,033	2,613	1,360	892	2,252	1,479	930	2,409
非行相談	106	143	249	72	125	197	107	82	189	81	86	167	113	112	225
育成相談	346	390	736	346	390	736	415	355	770	310	440	750	411	428	839
その他	203	77	280	153	78	231	98	13	111	156	51	207	95	30	125
計	6,115	3,762	9,877	4,785	3,810	8,595	5,346	3,796	9,142	5,122	4,128	9,250	5,668	4,334	10,002
児童福祉施設入所	81	13	94	82	20	102	80	24	104	64	19	83	72	11	83
里親等委託	19	19	38	14	18	32	13	16	29	20	14	34	17	20	37

※福祉行政報告例第45表による

※児童福祉施設入所：障害児入所施設等への利用契約対応件数を含む

③児童虐待相談対応件数の推移

単位：件



※福祉行政報告例第49表による（令和5年度分は速報値）

④一時保護¹⁵ 対応件数及び延べ日数の推移

単位：件

			R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
対応件数（件）	所内 保護	県	303	271	242	259	299
		新潟市	270	245	258	301	344
	一時保護 委 託 (うち里親分)	県	187 (78)	149 (68)	182 (69)	174 (86)	172 (98)
		新潟市	124 (33)	152 (50)	136 (61)	158 (76)	197 (105)
延べ日数（日）	所内 保護	県	7,526	6,063	6,298	7,173	7,728
		新潟市	7,882	7,745	8,189	8,995	9,176
	一時保護 委 託 (うち里親分)	県	5,891 (1,133)	4,388 (1,600)	5,444 (2,014)	4,426 (1,694)	4,643 (1,996)
		新潟市	4,577 (1,704)	3,195 (1,449)	2,982 (1,256)	2,766 (921)	2,837 (1,522)
1 件あたりの 平均保護日数 （日）	所内 保護	県	24.8	22.4	26.0	27.7	25.8
		新潟市	29.2	31.6	31.7	29.9	26.7
	一時保護 委 託	県	31.5	29.4	29.9	25.4	27.0
		新潟市	36.9	21.0	21.9	17.5	14.4
一時保護全体のうち 児童虐待相談の割合(%)		県	65.3%	63.3%	60.1%	55.2%	60.9%
		新潟市	60.4%	58.7%	60.9%	61.9%	64.1%
一時保護 終了後の 状況	施設入所及び里 親委託（割合）	県	10.4%	11.9%	10.8%	12.9%	12.1%
		新潟市	14.2%	24.9%	8.4%	7.0%	6.0%
	帰宅（割合）	県	62.4%	66.0%	59.4%	69.3%	67.5%
		新潟市	54.2%	43.0%	39.3%	61.2%	54.3%
	その他※（割合）	県	27.2%	22.1%	29.8%	17.3%	20.4%
		新潟市	31.6%	32.1%	52.3%	31.8%	39.7%

※福祉行政報告例第 47 表による

※その他：一時保護委託への変更、親族宅への帰宅など

⑤児童相談所を通じた特別養子縁組¹⁶の成立数の推移

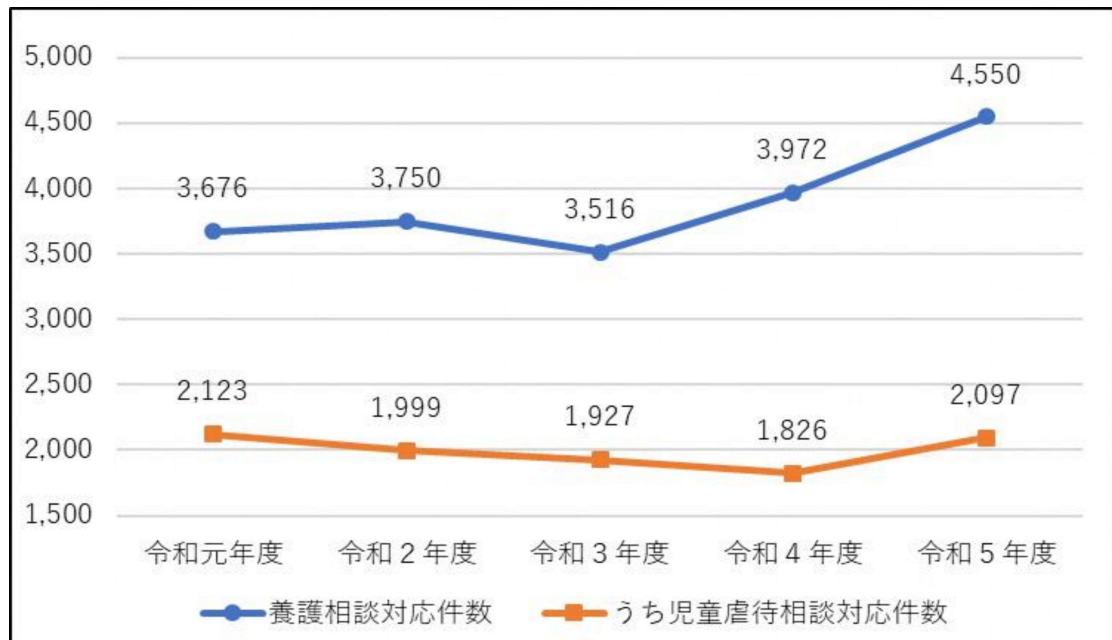
単位：件数

	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
県	5 件	2 件	5 件	7 件	0 件
新潟市	3 件	5 件	6 件	4 件	2 件
計	8 件	7 件	11 件	11 件	2 件

(4) 市町村におけるこども家庭支援体制の状況

①市町村における養護相談対応件数・児童虐待相談対応件数の推移

単位：件



※福祉行政報告例第49表の2による（令和5年度分は速報値）

※新潟市8区の対応件数を含む

②市町村要保護児童対策地域協議会¹⁷における管理ケース数

単位：件数

	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
児童虐待ケース	1,891	1,831	1,924	1,956
その他の要保護ケース	966	1,060	1,008	982
計	2,857	2,891	2,932	2,938

※各年度12月1日現在

③市町村のこども家庭支援サービス等の実施状況（R6. 4. 1 現在）

事業名		事業内容	事業実施 市町村数
利用者支援事業		子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行う。	25
地域子育て支援拠点事業		乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う。	28
家庭支援事業	子育て短期支援事業	保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う。	2
	養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、当該居宅において、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行う。	21
	子育て世帯訪問支援事業	訪問支援員が、支援を必要とする家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴し、家事・子育て等の支援を実施する。	11
	児童育成支援拠点事業	養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供する。	0
	親子関係形成支援事業	児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有できる場を設ける。	5
	一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う。	27
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター)		子育て中の保護者や主婦等を会員として、児童の預かり等の援助を受けた者と当該援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う。	21
産後ケア事業		退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う。	29
産前・産後サポート事業		妊娠・出産、子育てに関する悩み等に対して、母子保健推進員、愛育班員等や、研修を受けた子育て経験者・シニア世代の者、保健師、助産師、保育士等の専門職等が、不安や悩みを傾聴し、相談支援（寄り添い）を行う。	21

※新潟県調べ

2 新潟県社会的養育推進計画（令和2～6年度）の進捗状況

章	項目	内容	目標値		直近値																																																																															
			令和6年度末	令和11年度末																																																																																
2	子どもの権利擁護	○子どもへのアンケート調査（権利ノート・第三者委員会の認知度） 【現状：令和元年10月現在】 ・権利ノートを知っている施設入所児童：8％ ・権利ノートを知っている里親委託児童：50％ ・第三者委員会を知っている施設入所児童：4％	上昇させる	令和6年度末より 上昇させる	【現状：令和6年10月現在】 ・権利ノートを知っている 施設入所児童：20.7％ 里親委託児童：20.0％ ・第三者委員会を知っている 施設入所児童：20.7％																																																																															
3 (1)	地域における社会的養育推進のための取組支援	○市町村子ども家庭総合支援拠点設置数 【現状：令和元年10月現在】 ・設置市町村：10市町	全市町村		【令和5年度末現在】 25市町																																																																															
		○子育て世代包括支援センター設置数 【現状：令和元年10月現在】 ・設置市町村：15市町	全市町村		【令和5年度末現在】 29市町村																																																																															
3 (2)	里親委託の推進	○里親等委託率 【現状：平成31年3月末】 <table><tr><td colspan="2"></td><td>里親等委託率</td></tr><tr><td rowspan="3">県全体</td><td>3歳未満</td><td>28%</td></tr><tr><td>3歳以上～未就学児</td><td>49%</td></tr><tr><td>学童期以降</td><td>44%</td></tr></table> <table><tr><td colspan="2"></td><td>里親等委託率</td></tr><tr><td>県全体</td><td></td><td>44.8%</td></tr><tr><td>新潟県</td><td></td><td>40.0%</td></tr><tr><td>新潟市</td><td></td><td>55.9%</td></tr></table>			里親等委託率	県全体	3歳未満	28%	3歳以上～未就学児	49%	学童期以降	44%			里親等委託率	県全体		44.8%	新潟県		40.0%	新潟市		55.9%	<table><tr><td colspan="2"></td><td>令和6年度末</td><td>令和11年度末</td></tr><tr><td rowspan="3">県全体</td><td>3歳未満</td><td>53%</td><td>61%</td></tr><tr><td>3歳以上の就学前</td><td>70%</td><td>77%</td></tr><tr><td>学童期以降</td><td>53%</td><td>57%</td></tr><tr><td rowspan="3">新潟県</td><td>3歳未満</td><td>41%</td><td>60%</td></tr><tr><td>3歳以上の就学前</td><td>64%</td><td>75%</td></tr><tr><td>学童期以降</td><td>50%</td><td>50%</td></tr><tr><td rowspan="3">新潟市</td><td>3歳未満</td><td>75%</td><td>75%</td></tr><tr><td>3歳以上の就学前</td><td>85%</td><td>85%</td></tr><tr><td>学童期以降</td><td>60%</td><td>75%</td></tr></table>			令和6年度末	令和11年度末	県全体	3歳未満	53%	61%	3歳以上の就学前	70%	77%	学童期以降	53%	57%	新潟県	3歳未満	41%	60%	3歳以上の就学前	64%	75%	学童期以降	50%	50%	新潟市	3歳未満	75%	75%	3歳以上の就学前	85%	85%	学童期以降	60%	75%	<table><tr><td colspan="2"></td><td>令和5年度末</td></tr><tr><td rowspan="3">県全体</td><td>3歳未満</td><td>22.9%</td></tr><tr><td>3歳以上の就学前</td><td>66.7%</td></tr><tr><td>学童期以降</td><td>45.8%</td></tr><tr><td rowspan="3">新潟県</td><td>3歳未満</td><td>0.0%</td></tr><tr><td>3歳以上の就学前</td><td>57.1%</td></tr><tr><td>学童期以降</td><td>38.7%</td></tr><tr><td rowspan="3">新潟市</td><td>3歳未満</td><td>50.0%</td></tr><tr><td>3歳以上の就学前</td><td>88.9%</td></tr><tr><td>学童期以降</td><td>56.4%</td></tr></table>			令和5年度末	県全体	3歳未満	22.9%	3歳以上の就学前	66.7%	学童期以降	45.8%	新潟県	3歳未満	0.0%	3歳以上の就学前	57.1%	学童期以降	38.7%	新潟市	3歳未満	50.0%	3歳以上の就学前	88.9%	学童期以降	56.4%
				里親等委託率																																																																																
県全体	3歳未満	28%																																																																																		
	3歳以上～未就学児	49%																																																																																		
	学童期以降	44%																																																																																		
		里親等委託率																																																																																		
県全体		44.8%																																																																																		
新潟県		40.0%																																																																																		
新潟市		55.9%																																																																																		
		令和6年度末	令和11年度末																																																																																	
県全体	3歳未満	53%	61%																																																																																	
	3歳以上の就学前	70%	77%																																																																																	
	学童期以降	53%	57%																																																																																	
新潟県	3歳未満	41%	60%																																																																																	
	3歳以上の就学前	64%	75%																																																																																	
	学童期以降	50%	50%																																																																																	
新潟市	3歳未満	75%	75%																																																																																	
	3歳以上の就学前	85%	85%																																																																																	
	学童期以降	60%	75%																																																																																	
		令和5年度末																																																																																		
県全体	3歳未満	22.9%																																																																																		
	3歳以上の就学前	66.7%																																																																																		
	学童期以降	45.8%																																																																																		
新潟県	3歳未満	0.0%																																																																																		
	3歳以上の就学前	57.1%																																																																																		
	学童期以降	38.7%																																																																																		
新潟市	3歳未満	50.0%																																																																																		
	3歳以上の就学前	88.9%																																																																																		
	学童期以降	56.4%																																																																																		
		○里親登録数 【現状：平成31年3月末】 <table><tr><td>新潟県</td><td>153世帯</td></tr><tr><td>新潟市</td><td>81世帯</td></tr><tr><td>合計</td><td>234世帯</td></tr></table>	新潟県	153世帯	新潟市	81世帯	合計	234世帯	<table><tr><td></td><td>令和6年度末</td><td>令和11年度末</td></tr><tr><td>新潟県</td><td>212世帯</td><td>217世帯</td></tr><tr><td>新潟市</td><td>103世帯</td><td>110世帯</td></tr><tr><td>合計</td><td>315世帯</td><td>327世帯</td></tr></table>		令和6年度末	令和11年度末	新潟県	212世帯	217世帯	新潟市	103世帯	110世帯	合計	315世帯	327世帯	<table><tr><td></td><td>令和5年度末</td></tr><tr><td>新潟県</td><td>209世帯</td></tr><tr><td>新潟市</td><td>124世帯</td></tr><tr><td>合計</td><td>333世帯</td></tr></table>		令和5年度末	新潟県	209世帯	新潟市	124世帯	合計	333世帯																																																						
新潟県	153世帯																																																																																			
新潟市	81世帯																																																																																			
合計	234世帯																																																																																			
	令和6年度末	令和11年度末																																																																																		
新潟県	212世帯	217世帯																																																																																		
新潟市	103世帯	110世帯																																																																																		
合計	315世帯	327世帯																																																																																		
	令和5年度末																																																																																			
新潟県	209世帯																																																																																			
新潟市	124世帯																																																																																			
合計	333世帯																																																																																			
3 (3)	施設の小規模・地域分散化、高機能化、多機能化の取組への支援	○里親支援専門相談員の配置施設数 【現状：令和元年10月現在】 ・配置施設：1施設	増加させる	7施設	【令和5年度末現在】 1施設																																																																															
3 (4)	社会的養護下で育つ子どもの自立支援	○児童養護施設入所児童の高校卒業後進学率 【現状：平成31年3月末】 ・県内児童養護施設：16.7％	上昇させる	令和6年度末より 上昇させる	【令和5年5月1日現在】 38.7％																																																																															
		○児童相談所が関与した特別養子縁組成立件数 【現状：平成31年3月末】 ・8件（新潟県：3件、新潟市5件）	増加させる	令和6年度末より 増加させる	【令和5年度】 年間2件 （新潟県：0件、新潟市：2件）																																																																															
3 (5)	一時保護改革	○一時保護所における第三者評価の実施 【現状：令和元年10月現在】 ・実施している一時保護所なし	増加させる	全一時保護所	【令和6年11月現在】 全施設実施 （新潟県：3、新潟市）																																																																															
4	児童相談所の体制強化	○法定の基準を満たす児童福祉司・児童心理司の配置	国の示す基準を満たすように配置する		【令和6年4月1日現在】 法定基準を満たすよう配置																																																																															

※計画の章立てが異なっているため、改定後の計画と項目名等が一致していない場合があります。

第3章 計画の基本的考え方

1 計画の基本理念

- ・ 令和5年4月に施行された「こども基本法」(令和4年法律第77号)第3条には、「全てのこどもについて、その年齢及び発達 の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること」や「全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られること」、「こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること」など、こども施策の基本理念が規定されています。
- ・ 本県では、こども基本法に基づき、誰もが安心してこどもを生み、子育てに喜びを感じ、未来を担うこどもが希望や夢に向かい取り組み、こどもの笑顔があふれる社会を実現するため、社会全体でこどもを支える取組を推進することを決意し、令和6年3月に「新潟県こども条例」を制定しました。
- ・ 新潟市では、こどもの権利を保障し、すべてのこどもが豊かなこども期を過ごすことができるまちづくりを進めるために、令和3年12月に「新潟市子ども条例」を制定しています。
- ・ これらの考え方及び第1章に記載する計画改定の趣旨を踏まえて、計画の基本理念を以下のとおりとします。

＜基本理念＞

全てのこどもが権利の主体として尊重され、将来の自立に向けて
夢と希望を持ち、家庭的な環境で健やかに育まれる地域社会の実現

◎里親家庭や施設で生活していた方たちの思い



お陰様で元気にやっています！

どんな時も相談に乗ってもらえた。



安全でプライベートを十分確保した生活を送れて幸せだった。



帰る場所があって、「待ってたよ」と言ってくれる人がいることがうれしい。

見守ってくれる人がいることが安心感につながる。

2 施策の体系

基本理念に基づき、国の策定要領等を踏まえ、各項目において取組方針を決定し、具体的な取組を進めます。

基本理念	項目	取組方針
全てのこどもが権利の主体として尊重され、将来の自立に向けて夢と希望を持ち、 家庭的な環境で健やかに育まれる地域社会の実現	1 こどもの権利擁護の推進	①意見表明の機会の確保 ②こどもの意見の反映
	2 社会的養育の各分野	
	【予防的支援】 (1) 市町村のこども家庭支援体制の構築等に向けた県の取組	①相談支援体制の整備（こども家庭センターの設置促進等） ②家庭支援事業等の養育支援の強化 ③ヤングケアラーとその家庭への支援
	(2) 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組	①支援を必要とする妊産婦の把握及び支援 ②市町村等との連携強化
	【一時保護】 (3) 一時保護改革に向けた取組	①児童相談所一時保護施設の体制整備 ②一時保護委託先の確保 ③こどもの権利擁護
	【代替養育】 (4) 代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組	①児童相談所におけるケースマネジメント体制の構築 ②親子関係再構築に向けた取組 ③特別養子縁組等の推進
	(5) 里親・ファミリーホームへの委託の推進	①里親数の確保及び養育の質の向上 ②里親養育の包括的な支援体制の構築 ③里親制度に関する理解促進
	(6) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組	①家庭的な環境における個別的なケアの推進 ②施設の機能の充実 ③施設における人材確保及び育成の強化
	【自立支援】 (7) 社会的養護経験者等の自立に向けた取組	児童相談所・施設等における自立支援の強化
	【専門的支援】 (8) 障害児入所施設における支援	障害特性に応じた環境かつ家庭的な環境における支援
	3 児童相談所の体制強化	①適切な人員配置及び相談体制の強化 ②関係機関との連携強化及び市町村支援

3 代替養育を必要とするこども数の見込み

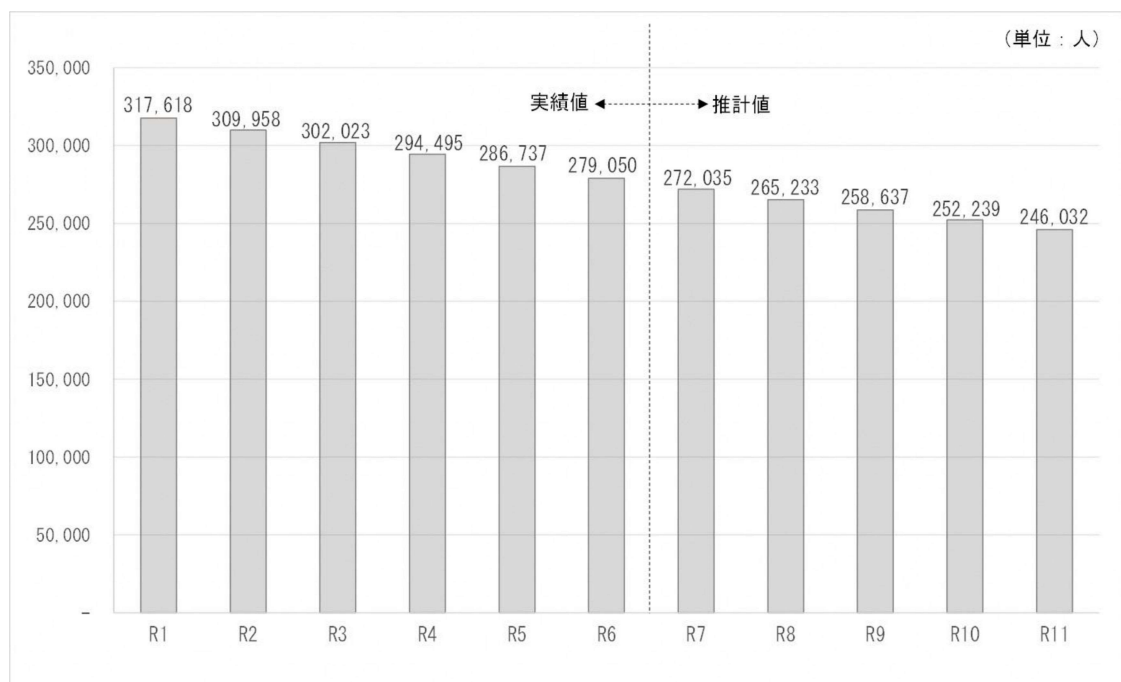
近年の人口推計や代替養育が必要なこども数の人口に占める割合等を踏まえて、各年度における代替養育を必要とするこども数*の見込みを算出します。

※代替養育を必要とするこども数

保護者のないこども又は保護者に監護させることが不適當であると認められるこどもであって、里親やファミリーホームに委託し、また児童養護施設等に入所させて養育することが必要なこどもの数

(1) こどもの人口推計

新潟県の18歳未満の人口は、下記の表のとおり、令和元年度の317,618人から年々減少しており、令和11年度には246,032人（対令和元年度比約21%減）まで減少することが予想されます。



(出典) 実績値は、「新潟県人口推計」(統計課)各年4月1日現在人口

推計値は、R1年～R6年までの実績値の対前年度増加率の相乗平均を算出し、R7年以降も同傾向の増加率が継続すると仮定して推計

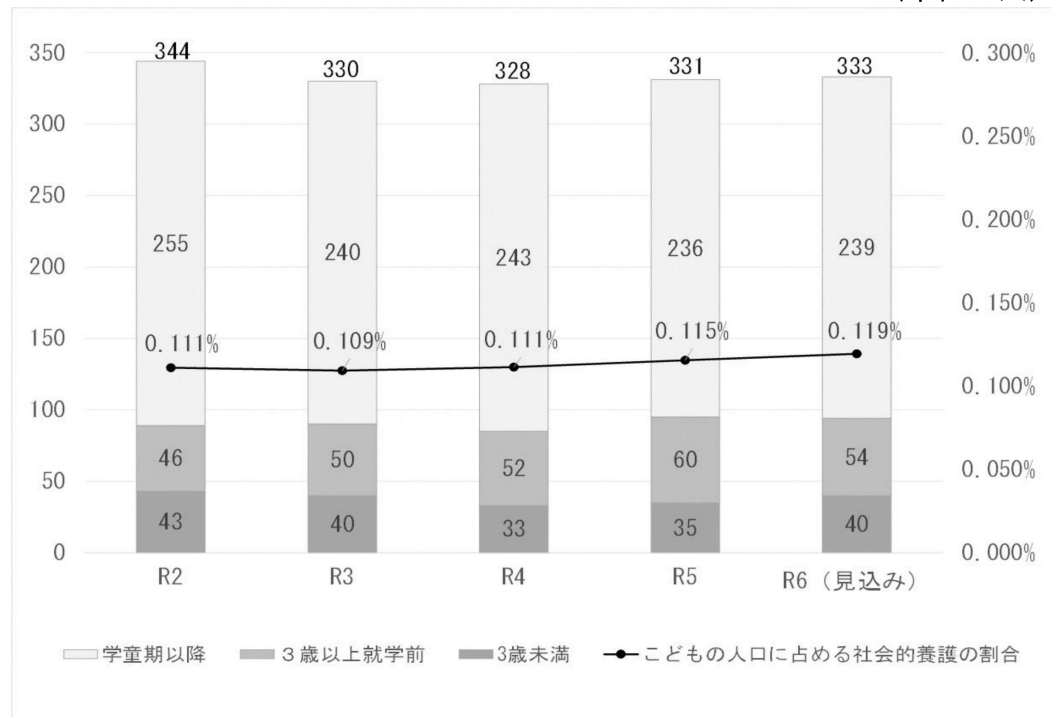
(2) 代替養育が必要なこども数の見込み

児童相談所における養護相談等の相談対応件数は増加傾向にあります。

代替養育を必要とするこども数は、令和2年度から令和6年度までは、若干の増減はあるものの、ほぼ横ばいで推移しております。

一方で、こどもの人口に占める割合は、逡増の傾向にあります。

(単位：人)



以上のことから、今後もこどもの人口は減少するものの、代替養育を必要とするこども数は一定数で推移していくものと推測できます。

このため、令和11年度までの代替養育を必要とするこども数を推計すると、新潟県全体では、333人と横ばいで推移することが見込まれます。

(単位：人)

		R6 (見込み)	R7	R8	R9	R10	R11
県	3歳未満	20	20	20	20	20	20
	3歳以上就学前	41	41	41	41	41	41
	学童期以降	144	144	144	144	144	144
	計	205	205	205	205	205	205
新潟市	3歳未満	20	20	20	20	20	20
	3歳以上就学前	13	13	13	13	13	13
	学童期以降	95	95	95	95	95	95
	計	128	128	128	128	128	128
県 + 新潟市	3歳未満	40	40	40	40	40	40
	3歳以上就学前	54	54	54	54	54	54
	学童期以降	239	239	239	239	239	239
	計	333	333	333	333	333	333

4 計画の指標

評価のための指標は、第4章において各項目に記載していますが、主な指標は以下のとおりです。現在の整備・取組状況（令和6年度末時点の見込み含む）を踏まえ、令和11年度末時点の目標値（資源の必要量等）を見込んだ上で、令和7年度から各年度の整備目標を設定しています。

第4章 の項目	指標名		現在の整備・取組状況 (※記載ない場合はR6.4.1時点)	R11年度目標値 (資源の必要量等)	整備すべき見込量 (下段：定量的な整備目標)					
					R7	R8	R9	R10	R11	
1	意見表明等支援事業を利用可能なこどもの人数及び割合(①)・そのうち事業を利用したこどもの割合(②)	①人数(人)・割合(%)	県：(R6.9～11) 533人・100% 新潟市：(R6.11) 41人・100%	児童養護施設入所児童・一時保護児童全員	施設定員数					
		②割合(%)	県：(R6.9～11) 4.1% 新潟市：(R6.11) 14.6%	20%	—	—	—	—	—	
	措置児童等を対象としたこどもの権利擁護に関する取組(権利ノート、第三者委員会等)に係るこども本人の満足度		64.3%	80.0%	15.7%					
					—	—	—	—	—	
2(1)	こども家庭センターの設置数(市町村数)		18市町村(新潟市各区設置) ※R6.10.1現在	30市町村に設置	12市町村に設置					
	こども家庭センターにおけるサポートプランの策定状況		14市町村で策定	30市町村で策定	4	8	—	—	—	
2(3)	一時保護施設の平均入所日数(日)		(R5) 13.7日～37.1日	減少させる	16市町村で策定					
2(4)	児童相談所を通じた特別養子縁組の成立数(組)		(R5) 県：0組 新潟市：2組	7組/年	8	8	—	—	—	
					減少させる					
2(5)	里親等委託率(%)	新潟県	(R5年度末)	38.9%	56.1%	42.9	45.9	49.8	52.7	56.1
			3歳未満	0%	60%	16.0	27.0	38.0	49.0	60.0
			3歳以上の就学前	57.1%	75%	61.8	65.1	68.4	71.7	75.0
			学童期以降	38.7%	50%	41.1	43.3	45.6	47.8	50.0
		新潟市	(R5年度末)	60.2%	76.0%	62.7	66.0	69.4	72.7	76.0
			3歳未満	50.0%	75%	59.0	63.0	67.0	71.0	75.0
			3歳以上の就学前	88.9%	85%	84.7	84.8	84.8	84.9	85.0
			学童期以降	56.4%	75%	60.5	64.1	67.7	71.4	75.0
	里親登録(認定)数(組)	新潟県	(R5年度末)	327組(実世帯数209組)	340組(実世帯数211組)	2	3	2	3	3
			養育里親	196組	199組	—	1	—	1	1
			専門里親	14組	24組	2	2	2	2	2
			養子縁組里親	105組	105組	—	—	—	—	—
			親族里親	12組	12組	—	—	—	—	—
		新潟市	(R5年度末)	199組(実世帯数124組)	219組(実世帯数134組)	3	4	3	4	3
			養育里親	115組	127組	2	2	2	2	2
			専門里親	1組	3組	—	1	—	1	—
2(6)	小規模かつ地域分散化した施設数、入所児童数(分園型小規模グループケア及び地域小規模児童養護施設)		施設数(か所)	2か所	4か所	12				
			児童数(人)	23人	35人	—	6	—	—	6
	養育機能強化のための専門職の加配施設数、加配職員数	加配施設数(か所)	家庭支援専門相談員：2か所 心理療法担当職員：4か所 自立支援担当職員：1か所	全乳児院・児童養護施設	全施設					
		加配職員数(人)	家庭支援専門相談員：2人 心理療法担当職員：5人 自立支援担当職員：1人	家庭支援：5人 心理療法：10人 自立支援：5人	2	2	2	2	—	
2(7)	児童自立生活援助事業(I型～Ⅲ型)の実施箇所数(か所)及び入居人数(人)		I型：自立援助ホーム	6か所・22人(10/1現在)	9か所・54人	12				
			Ⅱ型：児童養護施設	1か所・1人	5か所・5人程度	1	2	3	3	3
			Ⅲ型：里親・ファミリーホーム	9か所・9人	10か所・10人程度	3か所(32人)				
						2	1	—	—	—
3	児童相談所の相談活動に対するこどもの満足度(%)		(R5) 50.0%	70.0%	毎年度 5か所・5人程度					
					毎年度 10か所・10人程度					
					—	—	—	—	—	—
					16.7%増					
					3.3	3.3	3.3	3.3	3.3	3.3

第4章 施策の展開

1 こどもの権利擁護の推進

【基本的な考え方】

- こどもが権利の主体であることから、社会的養育においても、施設入所・里親等委託措置や一時保護されたこどもの最善の利益と、権利擁護に配慮した取組が必要です。
- 令和4年改正児童福祉法においてこどもの権利擁護に係る環境整備が都道府県等の業務に位置づけられたことを踏まえ、こどもの意見形成のための支援、措置や一時保護の決定の際の意見聴取やこどもの意見表明支援等について適切かつ積極的に推進するために、具体的な取組を行うことが求められています。

【評価のための指標】

項目		現在の整備・取組状況 (※記載ない場合はR6.4.1時点)	R11年度目標値 (資源の必要量等)	整備すべき見込量 (下段：定量的な整備目標)				
				R7	R8	R9	R10	R11
社会的養護に関わる関係職員及びこども自身に対するこどもの権利や権利擁護手段に関する研修や啓発プログラム等の実施回数、受講者等数	実施回数(回)	(R5) 職員向け研修：1回 こども向け研修：0回	毎年度実施 ・職員向け研修：1回 ・こども向け研修：各施設1回	—				
	受講者等数(延人)	(R5) 職員向け研修：76人 こども向け研修：0人		—	—	—	—	—
				—				
				—	—	—	—	—
意見表明等支援事業を利用可能なこどもの人数及び割合(①)並びにそのうち事業を利用したこどもの割合(②)	①人数(人)・割合(%)	県：(R6.9～11) 533人・100% 新潟市：(R6.11) 41人・100%	児童養護施設入所児童・一時保護児童全員	施設定員数				
	②割合(%)	県：(R6.9～11) 4.1% 新潟市：(R6.11) 14.6%		—	—	—	—	—
				20%				
				—	—	—	—	—
措置児童等を対象としたこどもの権利擁護に関する取組(権利ノート、第三者委員など)に係るこども本人の認知度(③)・利用度(④)・満足度(⑤)	③認知度(%)	・権利ノート：20.5% ・第三者委員会：20.7%(施設のみ)	100%	79%				
	④利用度(%)	32.6%		—	—	—	—	—
	⑤満足度(%)	64.3%		15.7%				
				—	—	—	—	—
措置児童等を対象としたこどもの権利に関する理解度(%)		※権利ノートの改訂後に確認	100%	100%				
措置児童等を対象とした日頃から意見表明ができるこどもの割合(⑥)及び意見表明に係る満足度(⑦)	⑥割合(%)	86.4%	100%	13.4%				
	⑦満足度(%)	※意見表明支援事業の実施状況とともに確認		—	—	—	—	—
				80.0%				
				—	—	—	—	—
児童福祉審議会におけるこどもの権利擁護に関する専門部会又はその他のこどもの権利擁護機関の設置状況及びこどもから意見の申立てがあった件数	設置状況	県：措置部会利用 新潟市：こどもの権利救済機関	現状維持	現状維持				
	申立件数(件)	0件	申立てに応じて適切に対応する	申立てに応じて適切に対応する				
社会的養護施策策定の際の検討委員会への当事者であるこども(社会的養護経験者を含む。)の委員としての参画の有無や措置児童等に対するヒアリングやアンケートの実施の有無	参画有無	有	現状維持	現状維持				
	ヒアリング等の実施有無	有	現状維持	現状維持				

【現状】

- ・ 児童相談所では、こどもの意見・意向を確認した上で措置等を決定しているところですが、令和6年4月からは意見聴取等措置¹⁸として義務化されました。
- ・ 里親やファミリーホーム、施設では、年齢等に応じたこどもとのかかわりを通じて、こどもの話を丁寧に聴くなどにより、信頼関係の構築に努めています。
- ・ 里親等委託や施設入所措置となるこどもに対し、児童相談所が「権利ノート」¹⁹を配布し、意見表明できる場があることなどを説明しています。
- ・ 一時保護施設や児童養護施設等において、意見箱²⁰や第三者委員会²¹を設置するなど、こどもの権利擁護に配慮した取組をしています。
- ・ 令和6年度から、第三者である意見表明支援員（アドボケイト）が一時保護施設や児童養護施設に入所しているこどもから措置や生活における不満等に関する意見を聴き、関係者等に表明することを支援する「こどもの意見表明支援事業²²」を開始しています。あわせて、社会福祉審議会や権利救済機関において、こどもからの申立てに応じて調査審議し、関係者に対して意見具申を行う仕組みを整備しました。

◎里親・ファミリーホームや施設での生活に関するアンケート

権利擁護の観点から、こどもが適切に意見を表明できているか、こどもの権利が守られた環境になっているか把握するため、里親・ファミリーホームや施設で生活している方及び生活していた方を対象にアンケート調査を実施しました。

（結果は、前頁の「評価にあたっての指標」の整備・取組状況に記載するとともに、資料編に掲載）

＜回答結果（抜粋）＞

- ・ 施設の職員や里親さんはプライバシーに配慮しているか？
 - 配慮している・施設入所中 93%・里親等委託中 73%、退所者等・97%

【課題】

- ・ 児童相談所において、こどもの最善の利益を考慮するとともに、こどもの意見又は意向を勘案して措置等を行うため、乳幼児を含めて、あらかじめ、年齢、発達の状況などに応じて意見を聴くことが必要です。
- ・ こどもは自分の意見をことばで表出することが困難な場合があることから、周囲の大人が意見を丁寧に汲み取ることが必要です。
- ・ こどもの権利擁護に関する取組（権利ノート、第三者委員会）についての認知度は2割にとどまっていることから、令和6年度から開始した意見表明支援の取組とあわせて、活用に向けて周知が必要です。
- ・ 施設で生活しているこどもの約7割が児童相談所に対して施設での生活や家庭のことについて話したことがあると回答していますが、里親家庭で生活しているこどもは5割弱にとどまっています。特に、高年齢の児童については、里親との関係性に悩む場合もあることから、里親委託中のこどもへのより丁寧な関わりが必要です。
- ・ タブレットの使用や外出に関する約束事等に不満を持つこどもがいることから、生活における約束事を決める際には、こどもの意見を聴いたり、こどもと話し合

うことが必要です。

【施策の方向性・展開】

① 意見表明の機会の保障

- ・ 児童相談所において、乳幼児も含めてこどもが権利の主体であることを常に意識し、こどもがしっかりと自分の意見を伝えられるよう、関係性を構築するとともに、措置等を行う際にはこどもの意見・意向を勘案できるよう、研修等の実施により資質向上を図ります。
- ・ こどもに対し、権利ノートや意見表明支援員（アドボケイト）、第三者委員会など、意見表明ができる仕組みについて、入所時だけでなく、毎年度説明の機会を設けるほか、こどもの成長に応じ様々な機会を捉えてこどもが理解できるよう丁寧な説明に努めます。
- ・ 一時保護施設や児童養護施設等のこどもから話を聴く意見表明支援員（アドボケイト）については、中立性・公平性を担保できるよう、定期的に研修を実施するなど、質の確保に努めます。
- ・ 里親家庭やファミリーホームで生活するこどもについて、児童相談所の児童福祉司²³ 及び児童心理司²⁴ による丁寧な関わりとともに、意見を表明する機会の確保のため、里親会との連携等により、里子同士の相互交流の場を提供します。併せて、意見表明支援員（アドボケイト）の派遣について検討します。

② こどもの意見の反映

- ・ 里親等委託や施設入所しているこどもの意見・意向を丁寧に聴き取り、委託や入所後の支援計画にこどもの意見が反映されるよう努めます。
- ・ 里親やファミリーホーム、施設の職員がこどもとの信頼関係に基づいた支援を行うことができるよう、研修等の実施により里親や施設職員の専門性の向上に努めます。
- ・ 施設や里親家庭においては、入所しているこどもとの合意により約束事を決めるなど、こどもの意見表明に配慮した各施設の取組を支援します。
- ・ 一時保護施設や児童養護施設において、意見表明支援員（アドボケイト）が聴き取ったこどもの意見について、適切に反映するよう努めます。
- ・ 社会的養護施策の策定の際に当事者であるこども（社会的養護経験者を含む。）を参画させるとともに、措置児童等に対するヒアリングやアンケートを実施します。

2 社会的養育の各分野

(1) 市町村のこども家庭支援体制の構築等に向けた県の取組

【基本的な考え方】

- 全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し一体的に相談支援を行う機関である市町村の「こども家庭センター²⁵」を通じて、支援が必要な家庭等が家庭支援事業²⁶など必要な支援メニューに切れ目なく繋がることで、虐待等に至る前に家庭維持に向けた予防的支援や、虐待等により親子関係の修復が必要な家庭に対しては親子関係の再構築に向けた支援が、効果的に行われることが求められています。
- 児童相談所は、安全かつ健全にこどもが育つことのできる家庭維持に向け、適切に指導を行うとともに、こどもの身近な場所における継続的な寄り添った支援が望ましい場合は、市町村に送致等を行うなど、市町村と連携しながら、効果的に支援を行うことが求められています。

【評価のための指標】

項目		現在の整備・取組状況 (※記載ない場合はR6.4.1時点)	R11年度目標値 (資源の必要量等)	整備すべき見込量 (下段：定量的な整備目標)				
				R7	R8	R9	R10	R11
こども家庭センターの設置数	設置市町村数	18市町村（新潟市各区に設置） ※10/1現在	30市町村に設置	12市町村に設置				
				4	8	—	—	—
こども家庭福祉行政に携わる市町村職員に対する研修の実施回数、受講者数	実施回数(回)	(R5) 要対協調整機関調整担当者研修 1回 こども家庭支援担当者研修 1回 要対協地区別研修 1回 他	増加させる	対前年度維持又は増				
	受講者数(延人)	(H29～R5) 要対協調整機関調整担当者研修 177人	増加させる	—	—	—	—	—
県と市町村の人材交流の実施状況		有	現状維持	現状維持				
こども家庭センターにおけるサポートプランの策定状況		14市町村で策定	30市町村で策定	16市町村で策定				
市町村子ども・子育て支援事業計画における家庭支援事業の確保方策の達成率(%)		※第3期市町村子ども・子育て支援事業計画において確保方策を設定	100%	8	8	—	—	—
市町村における子育て短期支援事業を委託している里親・ファミリーホーム、児童家庭支援センター数	里親数(組)	2組	10組	100%				
	ファミリーホーム数(か所)	1か所	3か所	—	—	—	—	—
	児童家庭支援センター数(か所)	0か所	センター設置後設定	2	2	2	2	—
				—	2	—	—	—
児童家庭支援センターの設置数(か所)		0か所	1施設	2か所				
児童相談所からの在宅指導措置委託件数(人)と割合(%)		—	センター未設置のため未設定	—	—	—	—	1
市町村から家庭支援事業を委託されている児童家庭支援センター数(か所)		—	センター未設置のため未設定					

【現状】

- ・ 市町村におけるこども家庭センターは 18 市町村で設置されています。
- ・ 要保護児童対策地域協議会（要対協）は全市町村で設置されており、こども家庭センター等のこども家庭支援担当部署が事務局を担っています。
- ・ 市町村要保護児童対策調整機関調整担当者研修やこども家庭支援担当者研修会、各児童相談所において地区別研修会等を実施しています。研修会では、児童福祉司と市町村担当者が受理会議や面接の演習等を実施し、共通理解を図っています。
- ・ 市町村の家庭支援事業を含む子ども・子育て支援事業など子育て支援サービスの実施状況には、ばらつきがみられます。
- ・ こどもが家族の介護等を担うことで身体的・精神的負荷がかかり、負担が重い状態になっていても、こども自身や家族が困難な状況にあることに気づきにくく、支援につながりにくい場合があります。

【課題】

- ・ 市町村におけるこども家庭センターの設置は、令和 6 年 4 月から努力義務となっていますが、専門職の人材確保等の課題があり、6 割の設置にとどまっています。国は、令和 8 年度末までに全市町村における設置を目指しているため、積極的な働きかけが必要です。
- ・ 市町村要保護児童対策地域協議会は、事務局に専門職が配置されていないなど人員体制の課題があるほか、運営方法にもばらつきがあります。
- ・ 市町村における家庭支援事業を含む子育て支援の提供状況のばらつきを解消するため、地域資源の開拓など、各市町村において必要量に対して確保方策が必要です。
- ・ 児童家庭支援センター²⁷ は未設置の状態ですが、地域の子育て家庭への支援の担い手となる可能性があるため、社会福祉法人のほか、NPO 法人等多様な民間団体への働きかけが必要です。
- ・ 母子生活支援施設は、遠方であるなどの理由により、利用者数は減少傾向にあるため、市町村に対して活用方法などについて働きかけが必要です。
- ・ ヤングケアラー²⁸ の可能性があるこどもとその家庭を早期に把握し、適切な支援につなげるため、教育分野や介護、医療等の関係機関との連携体制の構築が必要です。

【施策の方向性・展開】

① 相談支援体制の整備（こども家庭センターの設置促進等）

- ・ こども家庭センターの開設・運営にあたり技術的助言や財政支援を行うとともに、好事例の横展開を図るなど全市町村における設置に向けて支援します。
- ・ 市町村におけるこども家庭相談や要保護児童²⁹ 対策の体制整備のため、専門職の配置を促すとともに、必要な研修を実施します。
- ・ こども家庭センターを中心とした、保育所・認定こども園や地域子育て支援拠点等の関係機関や地域の民生・児童委員等との連携体制の構築に向けて、研

修等の実施により支援します。

- ・ 児童相談所職員と市町村子ども家庭支援担当者の研修を併せて実施することにより、互いの専門性の理解を深め、更なる連携強化を図ります。
- ・ 具体的な事例への対応について、児童相談所から市町村へ技術的助言を引き続き行い、市町村の専門性の向上を促すとともに、サポートプランの作成に対して必要な情報共有を行います。
- ・ 困難な問題を抱えている人が相談者しやすいよう、市町村と連携し、ホームページに一覧を掲載するなど、わかりやすい情報提供に努めます。

② 家庭支援事業等の養育支援の強化

- ・ 子育て世帯訪問支援や子育て短期支援などの家庭支援事業について、先進的な取組事例の情報提供や、市町村をまたがる広域での地域資源の開拓など、幅広い支援を進めます。
- ・ 子育て短期支援事業³⁰の実施に向けて、登録里親に対する意向確認を行うとともに、市町村と連携し、当該事業の受託が可能な新規里親の開拓について取り組みます。
- ・ 市町村と連携し、児童家庭支援センター設置に取り組む社会福祉法人や民間団体を支援します。
- ・ 母子生活支援施設について、DV³¹被害に限らず、産前産後の支援や、親子関係の再構築支援など、様々な生活上の困難を抱える母子に対する支援を行う施設として活用できるよう、市町村と連携し取り組みます。

③ ヤングケアラーとその家庭への支援

- ・ 小・中・高等学校等において、生活実態調査を実施することにより、ヤングケアラーの可能性のある児童生徒の気づきと相談を促します。
- ・ 支援が必要な家庭に早期に気づき、適切に支援につなげられるよう、福祉、介護、医療、教育等の関係者に対する研修等を実施し、理解促進を図るとともに、連携体制の構築に努めます。



(2) 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組

【基本的な考え方】

- 虐待等に至る前の予防的対応として、支援が必要な妊産婦についてできるだけ早期に把握し、寄り添った支援を行うことが必要です。
- 支援を必要とする妊産婦等に対しては、家庭支援事業や妊産婦等生活援助事業³²により、支援の入り口から妊産婦等との関係性をつくりながら、ニーズに応じた多機能な支援を包括的に提供することが求められています。

【評価のための指標】

項目		現在の整備・取組状況 (※記載ない場合はR6.4.1時点)	R11年度目標値 (資源の必要量等)	整備すべき見込量 (下段：定量的な整備目標)				
				R7	R8	R9	R10	R11
妊産婦等生活援助事業の実施事業所数（か所）		0 か所	2 か所	2 か所				
				-	-	-	-	2
助産施設の設置数（か所）		3 か所	3 か所	-				
				-	-	-	-	-
特定妊婦等への支援に関係する職員等に対する研修の実施回数、受講者数	実施回数(回)	(R5) 保健所主催研修：9回 新潟市研修：1回	増加させる	対前年度維持又は増				
				-	-	-	-	-
	受講者数(人)	(R5) 保健所主催研修：266人 新潟市研修：43人	増加させる	対前年度維持又は増				
				-	-	-	-	-

【現状】

- ・ 市町村要保護児童対策地域協議会（要対協）で支援している特定妊婦³³の人数は、年によってばらつきがあります。

	R3. 8. 1	R4. 9. 1	R5. 9. 1	R6. 9. 1
市町村要対協で管理している特定妊婦の数	121 人	111 人	139 人	77 人

※新潟県調べ

- ・ 各保健所等において、支援が必要な妊産婦等について市町村や医療機関と情報共有を行うほか、担当者への研修等を実施しています。

【課題】

- ・ 望まない妊娠が、妊婦健診未受診や、飛び込み出産につながる可能性もあることから、妊娠について相談しやすい窓口が必要です。
- ・ 医療、保健、福祉の関係機関が、緊密に連携し、情報共有することにより、支援が必要な妊産婦を早期に把握することが必要です。
- ・ 生活に困難な問題を抱える妊産婦に対して、寄り添った支援が必要です。

【施策の方向性・展開】

- ・ 妊娠や育児に関する悩みについて、一人で抱え込むことがないよう、助産師による電話相談を実施するほか、民間団体が行うSNSによる相談窓口の周知を行います。
- ・ 妊産婦のメンタルケアや育児サポート等のため、市町村における妊婦訪問や

産後ケア事業等の実施を支援します。

- 保健所や市町村、医療機関等との連携を強化するとともに、支援を必要とする妊産婦の早期把握や支援の必要性について、研修等により周知します。
- 生活に困難を抱える特定妊婦等に対して、母子生活支援施設等の活用による支援を行います。
- 経済的課題を抱える妊婦の助産制度を担う助産施設³⁴の確保に取り組むとともに、制度が適切に活用されるよう、周知します。

(3) 一時保護改革に向けた取組

【基本的な考え方】

- 一時保護は、こどもの安全の迅速な確保、適切な保護を行い、こどもの心身の状況、置かれている環境などの状況を把握するために行うものです。また、その期間中に生活場面でこどもと関わり寄り添いながら、こどもや家庭に対する支援内容を検討し、方針を定めるためのものでもあります。こどもをその養育環境から分離するものであり、社会的養護（代替養育）の場という性格も持つと同時に、こどもにとっては精神的に大きな不安を伴うものとなります。
- 一時保護を行う場合は、家庭における養育環境と同様の養育環境あるいはできる限り良好な家庭的環境にあって、個別性が尊重されるべきものであり、こどもの年齢等に配慮しつつ、原則として個別対応を基本とする必要があることから、令和4年改正児童福祉法を踏まえて国において策定された一時保護施設の設備・運営基準に基づき、県の条例で基準を定めるとともに、必要な環境整備を行うことが求められています。

【評価のための指標】

項目		現在の整備・取組状況 (※記載ない場合はR6. 4. 1時点)	R11年度目標値 (資源の必要量等)	整備すべき見込量 (下段：定量的な整備目標)				
				R7	R8	R9	R10	R11
一時保護施設の定員数		中央：30人（実質14人） 長岡：14人 上越：12人 新潟市：36人	中央：14人 長岡：14人 上越：12人 新潟市：36人	—				
一時保護専用施設や委託一時保護が可能な里親・ファミリーホーム、児童福祉施設等の確保数	一時保護専用施設（か所）	0 か所	1 か所	1 か所				
	里親数（世帯）	県：83世帯 新潟市：12世帯	県：128世帯 新潟市：74世帯	107世帯				
	ファミリーホーム数（か所）	3 か所	7 か所	4 か所				
	児童福祉施設数（か所）	乳児院2 か所 児童養護施設5 か所	乳児院2 か所 児童養護施設5 か所	—				
一時保護施設職員に対する研修の実施回数、受講者数	実施回数（回）	(R5) 県：1回 新潟市：7回	増加させる	対前年度維持又は増				
	受講者数（延人）	(R5) 県：5人 新潟市：30人	増加させる	対前年度維持又は増				
第三者評価を実施している一時保護施設数（か所）・割合（％）		4 か所・100％	4 か所・100％	各施設3年に1回受審				
一時保護施設の平均入所日数（日）		(R5) 中央：14.0日 新発田：13.7日 長岡：36.9日 南魚沼：30.9日 上越：19.5日 新潟市：37.1日	減少させる	減少させる				
一時保護施設の平均入所率（％）		(R5) 中央：19.2％（実質41.2％） 長岡：75.0％ 上越：50.2％ 新潟市：96.7％	90％以下	90％以下				

【現状】

- ・ 本県では、県の児童相談所 5 か所のうち 3 か所、新潟市の児童相談所 1 か所に一時保護施設を併設しています。
- ・ 一時保護するこどもの年齢や疾病の有無などや、一時保護施設の利用状況により、里親や児童福祉施設等に一時保護を委託する場合があります。
- ・ 一時保護件数は増加しておりましたが、近年は高止まりの状況にあり、そのうち約 3 割が一時保護委託の件数となっています。
- ・ 一時保護児童の増加に対応するため、長岡・上越及び新潟市児童相談所の一時保護施設の増改築を行い、居室数の確保や個室化などの環境改善を行っています。中央児童相談所は定員 30 名ですが、個室対応等により実質 14 名程度が適正定員となっています。
- ・ 一時保護施設の児童指導員の新任及び現任研修を実施しています。
- ・ 一時保護施設における支援の質の確保・向上のため、第三者評価³⁵を受審しています。
- ・ こどもの意見表明を支援する取組として、意見箱の設置や意見表明支援員（アドボケイト）の派遣を開始しています。

【課題】

- ・ 一時保護したこどもが安心して過ごすためには、自分の意見を述べる機会の保障や、一時保護の理由等についての丁寧な説明が必要です。
- ・ 令和 6 年 4 月に施行された「一時保護施設の設備及び運営に関する基準」に基づく職員配置や運営が必要です。

① 児童相談所一時保護施設

- ・ 男女別の浴室などが整備されていないなど、こどものプライバシーの保護等が不十分な一時保護施設があります。
- ・ 虐待による一時保護の場合、在籍している学校への通学が困難な場合があることから、学習の機会を十分に確保する必要があります。
- ・ こどもの安全確保はもとより、こどもの権利や個別性に配慮した支援が必要です。
- ・ 困難事例への対応、こどもの権利擁護、安全面への配慮のために、研修等による専門性の向上や職員体制の強化が必要です。

② 委託による一時保護

- ・ 一時保護は緊急に行われることも多く、施設で受け入れるための人員体制の確保が困難なことがあります。
- ・ 一時保護は短期間での出入りとなるため、他のこどもへの影響等に配慮が必要です。
- ・ 一時保護の委託先に里親家庭を選択する場合は、こどもの状況に応じて、養育経験や養育技術を考慮する必要があります。

【施策の方向性・展開】

- ・ 国が示した一時保護ガイドラインの内容を踏まえ、一時保護の実施体制の充実・強化に努めます。
- ・ 3年に一度、第三者評価を受審し、こどもの生活の質の向上に努めます。

① 児童相談所一時保護施設の体制整備

(7) 環境面の整備

- ・ 一時保護件数及び所管人口等に見合った定員の確保に努めます。
- ・ 個別対応ができる居室数や男女別の浴室、運動できるスペースなど、こどもの権利擁護、プライバシーの確保、より家庭的な環境及び安全面に配慮した環境の整備に努めます。

(4) 専門性の維持・向上等

- ・ 一時保護施設の設備及び運営に関する基準に基づき、必要な職員数を確保するとともに、研修等の実施により専門性の向上を図ります。

② 一時保護委託先の確保

- ・ 個別的対応や、より家庭的な環境での保護の実施のため、こどもの状況に応じて、里親・ファミリーホームや児童福祉施設を活用した一時保護委託を実施します。
- ・ 一時保護委託先となる里親・ファミリーホームや児童福祉施設の受入れ体制の整備を支援し、委託先の確保に努めます。

③ こどもの権利擁護

- ・ こどもが自らの意見を述べることができるよう、機会の確保に努めます。また、保護の理由や支援の方針等について、言葉を話せない乳幼児も含めて、こどもの年齢や理解度に応じて、丁寧に説明します。
- ・ 一時保護施設においては、こどもの安全面やアセスメント等を優先し、外出等を制限する場合がありますが、保護日数を必要最小限とするよう努めます。
- ・ こどもの状況に応じて、一時保護施設からの通学支援を行うとともに、里親・ファミリーホームや施設を活用することにより、可能な限り登校を継続できるよう配慮します。また、通学が難しいこどものために、一時保護施設における学習支援の充実を図ります。

(4) 代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組

【基本的な考え方】

- 代替養育されているこどもに対しては、児童相談所において、まずは家庭復帰に向けて最大限努力し、それが困難と判断された場合は、親族・知人による養育、特別養子縁組の順に検討し、これらがこどもにとって適当でないと判断された場合には、里親等への委託や児童福祉施設等への措置を検討する、こどもの「パーマネンシー保障」の理念に基づくケースマネジメントの徹底が求められています。
- 親子関係の再構築支援は、県が推進役となり、児童相談所による支援のほか、市町村や関係機関、自治体内の他部署等を含め、重層的・複合的・継続的な支援が行える体制を構築していくことが求められています。

【評価のための指標】

項目		現在の整備・取組状況 (※記載ない場合はR6. 4. 1時点)	R11年度目標値 (資源の必要量等)	整備すべき見込量 (下段：定量的な整備目標)					
				R7	R8	R9	R10	R11	
①児童相談所におけるケースマネジメント体制の構築に向けた取組									
里親・ファミリーホームや施設（乳児院・児童養護施設）の平均措置期間		(R5) 約4年6か月	減少させる	減少させる					
				-	-	-	-	-	
こどもの家庭復帰が難しい場合の親族等養育、特別養子縁組の検討など早期のパーマネンシー保障に必要な判断・支援を着実に行って長期措置を防ぐための児童相談所における専門チームや担当係の配置などの体制整備の状況		なし	専門チームの設置等	専門チームの設置等					
				-	○	-	-	-	
②親子関係再構築に向けた取組									
親子再統合支援事業による各種支援の実施件数（件）		(R5) 県：保護者2件、里親・施設2件 市町村との共同実施1件 新潟市：保護者6件、里親4件	増加させる	対前年度比維持又は増					
				-	-	-	-	-	
親子関係再構築支援の専任職員の配置や専門チームの設置等の支援体制の整備		なし	専門チームの設置等	専門チームの設置等					
				-	○	-	-	-	
親への相談支援等に関する児童相談所職員に対する研修の実施回数、受講者数	実施回数(回)	(R5) 県：2回 新潟市：3回	増加させる	対前年度比維持又は増					
	受講者数(人)	(R5) 県：41人 新潟市：51人	増加させる	対前年度比維持又は増					
児童心理司を中心とした保護者支援プログラム等に関する研修の実施回数やライセンス取得数	実施回数(回)	(R5) 県：1回（ベアトレ） 新潟市：3回（ベアトレ、CSP）	増加させる	対前年度比維持又は増					
	ライセンス取得数(件)	県：0件 新潟市：0件	10件	10件					
民間団体等への委託による保護者支援プログラム等の実施件数（件）		なし	民間団体等との協働による実施	民間団体等との協働による実施					
				-	-	-	-	-	
③特別養子縁組等の推進									
児童相談所を通じた特別養子縁組の成立数（組）		(R5) 県：0組 新潟市：2組	7組/年	7組/年					
				7	7	7	7	7	
民間あっせん機関を通じた特別養子縁組の成立数（組）		(R5) 県：0組 新潟市：0組	5組/年	5組/年					
				5	5	5	5	5	
親との交流の途絶えたケース、親の行方不明、特別養子縁組不同意ケース等に係る児童相談所長による特別養子適格の確認の審判の申立件数（件）		(R5) 県：5件 新潟市：0件	対象となる全ケース	対象となる全ケース					
				-	-	-	-	-	
里親支援センターやフォostリング機関（児童相談所を含む）、乳児院、民間団体等による特別養子縁組等の相談支援件数（件）		(R5) 県：11件 新潟市：46件	増加させる	対前年度比維持又は増					
				-	-	-	-	-	
特別養子縁組等に関する研修を受講した児童相談所職員数（人）		(R5) 県：16人 新潟市：17人	増加させる	対前年度比維持又は増					
民間あっせん機関に対する支援、連携の有無		なし（本県許可機関なし）	—	必要に応じた支援・連携の実施					

【現状】

- ・ 本県では、児童相談所において、代替養育が必要となったこどもの措置先の決定に際し、まずは里親等委託を検討しています。里親等委託の検討にあたっては、児童相談所に配置している里親養育支援担当児童福祉司や地区担当児童福祉司、児童心理司が、こどもの年齢や発達特性、性格行動面などの状況や、保護者への丁寧な説明による意向確認の結果により、家庭養育優先原則の考え方に基づくケースマネジメントを原則としています。
- ・ 児童相談所において、保護者支援プログラム³⁶等の実施により、親子関係の再構築支援を実施しています。
- ・ 県内の特別養子縁組成立数は、児童相談所を通じた場合と民間あっせん機関による場合がありますが、毎年概ね 10 件未満で推移しています。
- ・ 特別養子縁組が円滑に進むよう、児童相談所長が「特別養子適格の確認の審判」の申立てを行っています。

【課題】

- ・ 代替養育中のこどもで、家庭復帰が全く望めず長期措置の可能性があるケースについては、こどもの年齢や家庭状況等に応じて親族等による養育等を検討するなど、パーマネンシー保障に必要な判断・支援を着実かつ早期に行うことが必要です。
- ・ 保護者支援プログラムの実施等による親子関係の再構築支援については、児童相談所において組織的な対応が必要であるとともに、市町村における実施に向けた支援が必要です。
- ・ 本県に養子縁組の民間あっせん機関がなく、また、養子縁組はこどもや保護者の背景など個別的な要因によるものも大きく、一律に特別養子縁組を進めることが難しいといえます。

【施策の方向性・展開】

① 児童相談所におけるケースマネジメント体制の構築に向けた取組

- ・ 児童相談所において、児童福祉司及び心理司等が共通の意識を持ち、措置中のこどもについて、こどもの意向や状況を踏まえつつ最良の選択肢となるよう、早期のパーマネンシー保障に必要な判断や支援等、適切なケースマネジメントが行うことはもとより、専任チームの配置など組織的に確認できる体制を整備します。

② 親子関係再構築に向けた取組

- ・ 児童相談所に親子関係再構築支援³⁷の専門チームを設置するなど、連続性のある支援が実施できる体制の整備を検討するとともに、親への相談支援に関する研修を実施し、全体のスキルアップを図ります。
- ・ 児童相談所等において、こどもの意向を尊重しながら、保護者支援プログラム等を実施するとともに、市町村における実施に向けて児童心理司の派遣等を行います。

- ・ 市町村において親子の課題やニーズについて適切に共有し、サポートプランの策定に反映できるよう、児童相談所との連携を強化します。
- ・ 児童相談所と里親・ファミリーホーム、施設等関係者が協働し、こどもの状況や親の面会状況等を情報共有しながら、親子関係再構築支援を行います。

③ 特別養子縁組等の推進

- ・ 児童相談所において、特別養子縁組等をこどものパーマネンシーを保障する重要な選択肢の一つとして検討するとともに、こどもや保護者、里親等関係者に適切に情報提供します。
- ・ 里親委託中のケースについて、親権者との交流が途絶えている場合や、特別養子縁組に同意しない場合は、こどもの最善の利益を考慮し、児童相談所長が「特別養子適格の確認の審判」の申立てを行います。
- ・ 養子縁組成立後も、児童相談所において、必要な状況把握や情報提供、助言等を行い、支援を継続します。
- ・ 本県には民間あっせん機関がないため、他県で許可を受けたあっせん機関の状況を適切に把握し、養子縁組希望者に対して必要な情報提供及びフォローを行います。

(5) 里親・ファミリーホームへの委託の推進

【基本的な考え方】

- こどもが心身ともに健やかに成長するためには、基盤となる家族や家庭において、愛情をもって養育されることが必要です。
- さまざまな事情により家庭で生活ができないこどもに対しては、一時保護の際や何らかの障害のあるこどもも含め、「家庭と同様の養育環境」である里親・ファミリーホームへの委託を原則として検討する必要があるとあり、特に就学前の乳幼児期は、愛着環境の基礎を作る時期であり、こどもが安心できる、温かく安定した家庭で養育されることが重要であることから、養子縁組や里親・ファミリーホームへの委託を原則とすることが求められています。
- 令和4年改正児童福祉法により児童福祉施設として位置づけられた里親支援センター³⁸において、里親のリクルートから里親委託措置解除後における支援に至るまでの一貫した里親養育支援が効果的に実施されるよう、設置を促進することが求められています。

【各年度の里親・ファミリーホームへの委託が必要なこども数の見込み】

代替養育を必要とするこども数のうち、目標とする里親等委託率に基づく各年度の里親やファミリーホームへの委託が必要なこども数は以下のとおりと見込まれます。

(単位：人)

		R6 (見込み)	R7	R8	R9	R10	R11
県	3歳未満	1	3	5	8	10	12
	3歳以上就学前	24	25	27	28	29	31
	学童期以降	56	59	62	66	69	72
	計	81	88	94	102	108	115
新潟市	3歳未満	11	12	13	13	14	15
	3歳以上就学前	11	11	11	11	11	11
	学童期以降	54	57	61	64	68	71
	計	76	80	85	88	93	97
県+新潟市	3歳未満	12	15	18	21	24	27
	3歳以上就学前	35	36	38	39	40	42
	学童期以降	110	117	123	130	137	143
	計	157	168	179	190	201	212

【評価のための指標】

＜里親等委託率他：県分＞

項目		現在の整備・取組状況 （※記載ない場合はR5年度末時点）	R11年度目標値 （資源の必要量等）	整備すべき見込量 （下段：定量的な整備目標）				
				R7	R8	R9	R10	R11
里親等委託率（％）		38.9%	56.1%	42.9	45.9	49.8	52.7	56.1
	3歳未満	0%	60.0%	16.0	27.0	38.0	49.0	60.0
	3歳以上の就学前	57.1%	75.0%	61.8	65.1	68.4	71.7	75.0
	学童期以降	38.7%	50.0%	41.1	43.3	45.6	47.8	50.0
里親等登録率（％）		128.0%	130.0%	128.4	128.8	129.2	129.6	130.0
里親等稼働率（％）		30.4%	43.2%	33.0	35.5	38.1	40.6	43.2
里親登録（認定）数（組）		327組（実世帯数209組）	340組（実世帯数211組）	2	3	2	3	3
	養育里親	196組	199組	－	1	－	1	1
	専門里親	14組	24組	2	2	2	2	2
	養子縁組里親	105組	105組	－	－	－	－	－
	親族里親	12組	12組	－	－	－	－	－
新規里親登録（認定）数（組）		24組	34組/年	34	34	34	34	34
	養育里親	13組	20組/年	20	20	20	20	20
	専門里親	1組	2組/年	2	2	2	2	2
	養子縁組里親	10組	12組/年	12	12	12	12	12
委託里親数（組）		63組	83組	1	5	2	5	6
	養育里親	45組	62組	1	4	2	4	6
	専門里親	5組	7組	－	1	－	1	－
	養子縁組里親	2組	2組	－	－	－	－	－
	親族里親	12組	12組	－	－	－	－	－
委託こども数（人）		75人	99人	1	6	2	6	7
	養育里親	55人	77人	1	5	2	5	7
	専門里親	6人	8人	－	1	－	1	－
	養子縁組里親	2人	2人	－	－	－	－	－
	親族里親	12人	12人	－	－	－	－	－
ファミリーホーム数		ホーム数（か所）	1か所	3か所	2			
					1	－	1	－
		新規ホーム数（か所）	0か所	2か所	2			
					1	－	1	－
委託こども数（人）		4人	16人	12人				
				6	－	6	－	－
里親登録（認定）に対する委託里親の割合（年間に1回でも委託のあった里親数）（％）		34.9%	36.4%	対前年度比増				
里親登録（認定）に係る社会福祉審議会の開催件数（回）		(R5) 年間3回	年間3回	－				

<里親等委託率他：新潟市分>

項目		現在の整備・取組状況 （※記載ない場合はR5年度末時点）	R11年度目標値 （資源の必要量等）	整備すべき見込量 （下段：定量的な整備目標）				
				R7	R8	R9	R10	R11
里親等委託率（％）		60.2％	76.0％	62.7	66.0	69.4	72.7	76.0
	3歳未満	50.0％	75.0％	59.0	63.0	67.0	71.0	75.0
	3歳以上の就学前	88.9％	85.0％	84.7	84.8	84.8	84.9	85.0
	学童期以降	56.4％	75.0％	60.5	64.1	67.7	71.4	75.0
里親等登録率（％）		147.3％	158.5％	150.9	152.7	154.5	156.3	158.5
里親等稼働率（％）		40.8％	47.7％	43.1	44.2	45.4	46.5	47.7
里親登録（認定）数（組）		199組(実世帯数124組)	219組(実世帯数134組)	3	4	3	4	3
	養育里親	115組	127組	2	2	2	2	2
	専門里親	1組	3組	－	1	－	1	－
	養子縁組里親	76組	82組	1	1	1	1	1
	親族里親	7組	7組	－	－	－	－	－
新規里親登録（認定）数（組）		17組	年間24組+専門里親2組	24	25	24	25	24
	養育里親	11組	15組/年	15	15	15	15	15
	専門里親	0組	2組	－	1	－	1	－
	養子縁組里親	6組	9組/年	9	9	9	9	9
委託里親数（組）		50組	60組	4	1	2	2	1
	養育里親	43組	50組	2	1	1	1	1
	専門里親	0組	1組	－	－	－	1	－
	養子縁組里親	0組	2組	1	－	1	－	－
	親族里親	7組	7組	1	－	－	－	－
委託子ども数（人）		72人	87人	3	2	3	3	2
	養育里親	56人	68人	2	2	2	2	2
	専門里親	0人	1人	－	－	－	1	－
	養子縁組里親	0人	2人	1	－	1	－	－
	親族里親	16人	16人	－	－	－	－	－
ファミリーホーム数		ホーム数(か所)	2か所	4か所	2			
					－	1	－	－
		新規ホーム数(か所)	(R5) 1か所	2か所	2			
					－	1	－	－
委託子ども数(人)	5人	20人	10					
			－	5	－	－	5	
里親登録（認定）に対する委託里親の割合（年間に1回でも委託のあった里親数）（％）		52.4％	54.4％	対前年度比増				
里親登録（認定）に係る社会福祉審議会の開催件数（回）		(R5) 年間6回	年間6回	－				

<支援体制：県及び新潟市>

項目		現在の整備・取組状況 (※記載ない場合はR6.4.1時点)	R11年度目標値 (資源の必要量等)	整備すべき見込量 (下段：定量的な整備目標)					
				R7	R8	R9	R10	R11	
里親支援センターの設置数	設置数(か所)	0か所	2か所	2					
	委託数(件)	0件	2か所	－	1	1	－	－	
民間フォスタリング機関の設置数(か所)		1か所	1か所	－					
児童相談所における里親等支援体制の整備		里親養育支援児童福祉司配置 (県：各児相1人、新潟市：4人)	体制維持	－	－	－	－	－	
基礎研修、登録前研修、更新研修などの必修研修以外の研修の実施回数、受講者数	実施回数(回)	(R5) 児相主催研修：県6回、新潟市28回 フォスタリング機関主催研修：9回 里親会との共催研修：1回	増加させる	増加させる					
				－	－	－	－	－	
	受講者数(延人)	(R5) 児相主催研修：県109人、新潟市173人 フォスタリング機関主催研修：49人 里親会との共催研修：40人	増加させる	増加させる					
				－	－	－	－	－	

【現状】

- ・ 里親の認定及び登録は、県及び新潟市において実施しています。
- ・ 里親等委託率は、県では令和元年度末から全体的に横ばいとなっており、現行計画の目標を達成していません。新潟市は全体ではほぼ横ばいであり、年齢区分別でみると3歳以上の就学前は令和5年度末に目標を達成したものの、年度ごとの変動幅は大きい状況にあります。
- ・ 里親登録数は、令和元年度末から大幅に増加していますが、受託経験のない里親も一定数います。
- ・ 里親やファミリーホームへの一時保護委託の割合が増加しています。
- ・ 児童相談所に里親養育支援児童福祉司を配置し、支援体制を強化しています。
- ・ 県では、社会福祉法人に里親養育包括支援事業（フォスタリング事業）³⁹を委託し、里親のリクルートからトレーニング、相談支援まで包括的な支援を行っています。

【課題】

- ・ 里親やファミリーホームへの委託を推進するためには、登録里親やファミリーホームの数を増やすこととあわせて、こどもがよりよい環境で生活できるよう、里親による養育の質の向上のための支援が必要です。
- ・ ケアニーズの高いこどもや年齢の高いこどもの養育に困難を抱える場合が多く、より専門性のある里親の確保や養育支援の充実が必要です。
- ・ 里親は、一時保護の委託先としても更なる活用が期待されます。
- ・ 児童相談所には里親養育支援児童福祉司を配置していますが、里親及びこどもに対するよりきめ細かい支援が必要です。
- ・ 里親養育支援を包括的に実施する民間フォスタリング機関は1か所ありますが、県内全域をカバーすることは困難であるため、より職員体制を整備した里親支援センターに移行するとともに、施設を複数設置することが必要です。
- ・ 里親家庭が地域で支障なく生活するためには、里親やこどもに関わる機関等のより一層の理解が必要です。

【施策の方向性・展開】

① 里親数の確保及び養育の質の向上

- ・ 里親やファミリーホームへの委託を一層推進するために、登録里親数やファミリーホームの増加に向けた普及啓発、里親養育を支援する体制の強化、里親養育の質を確保するための取組の強化を施設や里親会⁴⁰と連携しながら進めます。
- ・ 里親の効果的なリクルートのため、市町村等と連携を図り、周知啓発等を行います。
- ・ 里親による養育の質の向上のために、相談支援や法定研修のみならず、里親同士の交流やペアレント・トレーニング等の実施など、里親同士で高め合える場を提供します。
- ・ こどもの多様なニーズに対応するため、専門性を持った里親の確保・育成に努めるとともに、障害等に応じて適切に養育されるよう、児童相談所や施設、市町村等が連携し、きめ細かい支援を行います。併せて、児童心理司等による里子への心理的ケアを行います。
- ・ 里親の養育技術の向上を図るため、実践的な研修を実施するとともに、一時保護や家庭生活体験事業⁴¹などで、里親がこどもと関わる機会を増やすよう努めます。
- ・ 里親やファミリーホームに家族再統合への支援の担い手となってもらうため、児童相談所から適切に情報提供を行い、協働した取組を行います。

② 里親養育の包括的な支援体制の構築

- ・ 里親養育を包括的に支援するため、児童福祉司及び児童心理司の質の向上など児童相談所の体制強化を図ることと併せて、里親支援センターの設置を促します。

③ 里親制度に関する理解促進

- ・ 県民に対して、里親とこどもについての理解を一層深めるよう、様々な広報媒体を通じて周知啓発に努めます。
- ・ 医療機関や保育所、学校など里親家庭に関わる機関に対して、児童相談所等から里親制度について丁寧に説明を行うなどにより、理解促進を図ります。

(6) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

【基本的な考え方】

- 施設において養育する場合でも、一般家庭に近い生活環境を提供することが求められ、「新しい社会的養育ビジョン」では、施設の小規模化や地域分散化などの方向性が示されました。
- 施設養育が必要な理由としては、専門的ケアを要する、又は年長児で家庭養育に対する拒否感が強いなどのこどもが考えられ、個別対応を基盤とした「できる限り良好な家庭的環境」、すなわち小規模かつ地域分散化された施設である地域小規模児童養護施設や分園型小規模グループケアで養育されるよう、必要な措置を講ずることが求められています。
- 施設では、ケアニーズの高いこどもの割合が増加するとともに、こどもの抱える課題は複雑かつ困難化しており、適切に対応するため、施設養育の高機能化⁴²が求められています。
- 施設が培ってきた豊富な経験を、在宅支援や里親支援などの社会的養育を充実・強化するための地域社会における重要な資源として活用できるよう、施設の多機能化⁴³が求められています。

【各年度の施設で養育が必要なこども数の見込み】

(単位：人)

		R6（見込み）	R7	R8	R9	R10	R11
県	3歳未満	19	17	15	12	10	8
	3歳以上就学前	17	16	14	13	12	10
	学童期以降	88	85	82	78	75	72
	計	124	117	111	103	97	90
新潟市	3歳未満	9	8	7	7	6	5
	3歳以上就学前	2	2	2	2	2	2
	学童期以降	41	38	34	31	27	24
	計	52	48	43	40	35	31
県+新潟市	3歳未満	28	25	22	19	16	13
	3歳以上就学前	19	18	16	15	14	12
	学童期以降	129	122	116	109	102	96
	計	176	165	154	143	132	121

- ・ こどもの最善の利益を保障し、こどもや保護者の意向を考慮しながら、保護者への支援を行い、家庭復帰等へつなげられるよう、児童相談所など関係機関と連携した取組が必要です。

【評価のための指標】

項目		現在の整備・取組状況 (※記載ない場合はR6. 4. 1時点)	R11年度目標値 (資源の必要量等)	整備すべき見込量 (下段：定量的な整備目標)				
				R7	R8	R9	R10	R11
小規模かつ地域分散化した施設数、入所児童数（分園型小規模グループケア及び地域小規模児童養護施設）	施設数（か所）	2か所	4か所	2				
				-	1	-	-	1
	入所児童数（人）	23人	35人	12				
				-	6	-	-	6
養育機能強化のための専門職（家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、自立支援担当職員等）の加配施設数、加配職員数	加配施設数（か所）	家庭支援専門相談員：2か所 心理療法担当職員：4か所 自立支援担当職員：1か所	全乳児院・児童養護施設	全施設				
				2	2	2	2	-
	加配職員数（人）	家庭支援専門相談員：2人 心理療法担当職員：5人 自立支援担当職員：1人	家庭支援：5人 心理療法：10人 自立支援：5人	12				
				1	2	3	3	3
養育機能強化のための事業（親子支援事業、家族療法事業等）の実施施設数（か所）		0か所	乳児院：2か所	2				
				-	-	2	-	-
一時保護専用施設の整備施設数（か所）		0か所	1か所	1				
				1	-	-	-	-
児童家庭支援センターの設置施設数（か所）		0か所	1か所	1				
				-	-	-	-	1
里親支援センター、里親養育包括支援（フォスターリング）事業の実施施設数（か所）		里親養育包括支援事業：1か所	里親支援センター：2か所 里親養育包括支援事業：1か所	2				
				-	1	1	-	-
妊産婦等生活援助事業の実施施設数（か所）		0か所	2か所	2				
				-	-	-	-	2
市町村の家庭支援事業を委託されている施設数（事業ごと）	施設数（か所）	子育て短期支援事業：1か所 他の事業：0か所	子育て短期：10か所 他の事業：0か所	9				
				-	1	2	2	4

【現状】

- ・ 社会的養護を必要とするこどもの数は、近年、ほぼ横ばいで推移しており、乳児院2か所と児童養護施設5か所の入所児童数もほぼ横ばいの状況です。
- ・ 各施設において、できる限り良好な家庭的環境での質の高い個別的なケアの実現のため、本体施設の個室化やユニットケアの導入、地域分散化などを進めています。そのため、定員と受け入れ児童数に差が生じている施設もあります。
- ・ 児童養護施設では、虐待の影響や発達障害の二次障害を背景とした複雑な行動上の問題等により、ケアニーズの高いこどもが多いことから、心理療法担当職員⁴⁴の配置を進めるとともに医療機関との連携により、養育体制の充実を図っています。
- ・ 親子関係の再構築に向けた保護者等への支援や里親等を含む家庭への支援を行うため、家庭支援専門相談員⁴⁵を配置しています。
- ・ 自立した生活への支援や退所後のアフターケアを行うため、自立支援担当職員⁴⁶を配置している施設もあります。
- ・ 県内に児童心理治療施設⁴⁷がないことから、児童養護施設や児童自立支援施設がその役割を担っている面があります。
- ・ 乳児院では、これまで培ってきたノウハウを活かして、里親養育包括支援事業や子育て短期支援事業を受託しています。
- ・ 乳児院、児童養護施設では、入所児童のほかに一時保護児童も多く受け入れています。

【課題】

- ・ 里親等による養育が困難なこどもの養育を行うにあたり、生活する施設の環境をより家庭的なものとするため、各施設の改修や改築にあわせて、生活単位の個別化や少人数化、地域への分散化を進めていく必要があります。このため、県全体の施設の定員数の見直しに向けた検討も必要です。
- ・ 様々なケアニーズのあるこどもへの専門的ケアのため、個々の職員の養育技術の向上や専門職員の確保が必要です。
- ・ 今後、入所児童数の減少が見込まれる中で、一時保護委託の受け入れ体制の整備や、施設におけるノウハウを活かして里親等への支援、地域の子育て支援の担い手となるよう、多機能化や機能転換に向けた具体的な取組が必要です。

【施策の方向性・展開】

① 家庭的な環境における個別的なケアの推進

- ・ 家庭的な雰囲気の中で、個別的な関わりによるきめ細かいケアを提供し、また、将来の自立に向けて地域での家庭生活を体験することが重要であることから、施設の実情に合わせた施設の小規模化及びグループホーム⁴⁸等の整備を支援します。

② 施設の機能の充実

- ・ 多様な入所児童に配慮した養育を行うため、心理療法担当職員や家庭支援専門相談員などの専門職員の配置や養育技術の向上を図るなど、養育機能の強化に向けた取組を支援します。
- ・ 一時保護委託の受入れの際、入所児童及び一時保護児童の双方が安心して生活できるよう、一時保護専用施設の整備などの体制強化を支援します。
- ・ 虐待の予防的な対応として、親子支援事業⁴⁹などの地域における要支援家庭等の養育機能の強化のための取組や、市町村の子育て短期支援事業など家庭支援事業の受託など、子育て支援の取組を促します。
- ・ 里親やファミリーホームへの委託の推進のため、里親等の養育を包括的に支援する里親支援センター等の設置に向けて支援します。
- ・ 特定妊婦や出産後の母子等を支援するため、母子生活支援施設や乳児院における妊産婦等生活援助事業等の実施について、市町村と連携し取り組みます。

③ 施設における人材確保及び育成の強化

- ・ 地域に設置されたグループホーム等での養育を支えるため、バックアップ職員の配置など本体施設の機能強化に向けた取組を支援します。
- ・ 基幹的職員（スーパーバイザー）⁵⁰や様々な専門職員等の配置により、職員の養育技術の向上とともに、職員のメンタル面への支援を促します。
- ・ 職員の人材確保に向けて、有効な求人活動の実施方法や働きやすい勤務環境の整備について、新潟県児童養護施設協議会等とも連携し好事例の横展開を図ります。

- ・ 施設の人員体制や措置費の保護単価等について、実態を反映したものとなるよう国に働きかけを行います。

(7) 社会的養護経験者等の自立に向けた取組

【基本的な考え方】

- 里親等委託や施設入所などを経験したこどもが、自立後に円滑な生活を継続できるよう、児童相談所等が自立後を想定した取組を進めることが求められています。
- 令和4年改正児童福祉法により社会的養護経験者等に対し必要な援助を行うことが都道府県等の業務とされたことから、児童自立生活援助の年齢要件等の弾力化や社会的養護経験者等を支援する拠点の設置等、自立支援を推進していくことが求められています。

【自立支援を必要とする社会的養護経験者等数の見込み】

令和5年度に、高校卒業等もしくは20歳達年により里親等委託や施設入所措置が解除となった人は24人（県20人、新潟市4人）であったことから、19歳になる年度の4月以降も、施設等での措置延長や、児童自立生活援助事業所における支援を必要とする社会的養護経験者の見込みは、毎年度24人程度と見込みます。

【評価のための指標】

項目		現在の整備・取組状況 (※記載ない場合はR6.4.1時点)	R11年度目標値 (資源の必要量等)	整備すべき見込量 (下段：定量的な整備目標)					
				R7	R8	R9	R10	R11	
児童自立生活援助事業（Ⅰ型～Ⅲ型）の実 施箇所数（か所）及び入居人数（人）	Ⅰ型：自立援助 ホーム	6か所・22人（10/1現在）	9か所・54人	3か所（32人）					
				2	1	-	-	-	-
	Ⅱ型：児童養護施設	1か所・1人	5か所・5人程度	毎年度 5か所・5人程度					
				-	-	-	-	-	-
	Ⅲ型：里親・ファミリーホーム	9か所・9人	10か所・10人程度	毎年度 10か所・10人程度					
社会的養護自立支援拠点事業の整備箇所数（か所）		0か所	1か所	-	-	-	-	-	1
社会的養護自立支援協議会の設置も含めた支援体制の整備		なし	整備する	整備する					

【現状】

- ・ 里親等委託や施設入所を経験したこどもについては、里親やファミリーホーム、施設の職員が定期的な訪問、電話、メール等により状況確認を行い、引き続き支援（アフターケア）を行っています。
- ・ 児童養護施設のこどもの高校卒業後の進学率は向上しつつありますが、県内の一般の高校生と比較すると低い状況にあります。
- ・ そのため、進学や就職に円滑に移行するよう、以下の事業を実施しています。
 - 法的支援：身元保証人確保対策事業⁵¹
 - 経済的支援：児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業⁵²
- ・ 進学にあたっては、修学支援の制度や民間団体による奨学金等も活用できるよう支援しています。
- ・ 義務教育を修了したこどもに対して自立支援を行う、児童自立生活援助事業所は増加しています。

◎施設や里親家庭で生活していた方へのアンケート

社会的養護からの自立に向けた支援について意見を聞くために、施設や里親家庭で生活していた方を対象にアンケート調査を実施しました。（結果は、資料編に掲載）

<回答結果>

- ・ 施設等を退所した後、困っていることや心配なことは？（複数回答）
 - 将来のこと…35%、仕事のこと…17%、生活費・学費のこと…20.6%
- ・ 施設の職員や里親さんとの関わりは？
 - 積極的に関わっていききたい…65%、困ったときに関わってもらいたい…30%
- ・ 退所の際に必要なサポートは？
 - 困り事の相談先の案内…27%、年金や医療保険の案内…24%、行政サービスの利用方法…20%
- ・ 退所した人たちとの集まり等は？
 - 関わりがある…47%、関わりはないが関わりたい…18%
- ・ （自由記述）高校卒業後、希望どおり進学できるようにしてほしい。
社会に出て困らないよう一人ひとりとの話し合いの時間があるとよい。

【課題】

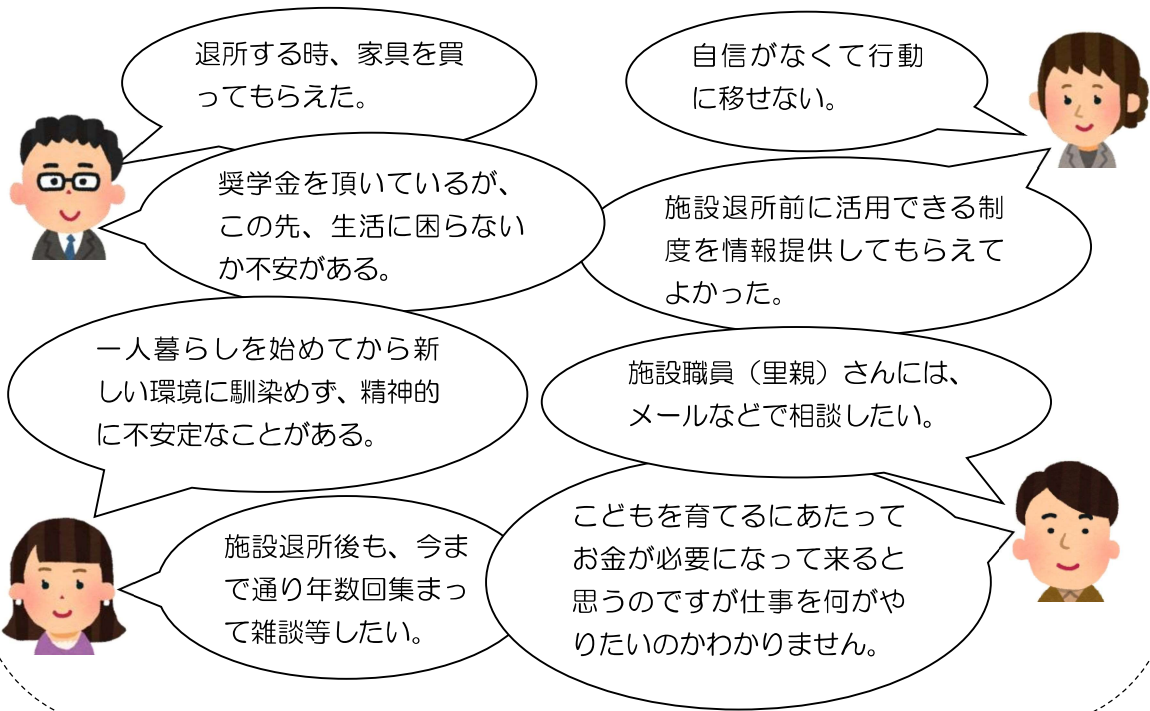
- ・ 社会的養護を経験したこどもが自立後に生活面・経済面等で困難を抱える事例も少なくないことから、自立に向けて相談できる相手や経済的な支援について体制を整えることが必要です。
- ・ 円滑な自立生活に向けて、措置解除前にアルバイト等の社会経験や炊事、金銭管理などひとり暮らしに向けた経験をする必要があります。
- ・ アンケートでは、施設等の退所後も、施設の職員や里親と関わりたいと考える人が多い一方で、将来への不安などを抱え、相談先を求めている人もいることから、困りごとがあった時の相談先や、同じ経験をした人同士の交流できる場所が求められています。

【施策の方向性・展開】

- ・ 自立生活への必要な準備や措置解除後の適切な支援体制を整えられるよう、児童相談所、施設、里親やファミリーホームのほか、市町村の福祉担当課等関係者が連携し、退所後の援助計画⁵³を策定し、本人に対して必要な情報提供及び支援を行います。
- ・ 自立に際し、活用できる制度（身元保証人確保対策事業、児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業）について周知し、利用促進を図ります。
- ・ 施設等において、措置解除の前に、アルバイトや炊事、金銭管理など社会生活で役立つ経験が積めるよう支援を行うとともに、大学等への進学や就労支援のため、18歳以上の措置延長や児童自立生活援助事業を行い支援します。
- ・ 全ての児童養護施設に、退所前の進学・就職等の自立支援及び退所後のアフターケアを担う自立支援担当職員を配置し、退所前後の自立に向けた支援の強化を図ります。

- ・ 社会的養護経験者等への相談支援や相互交流の場の提供のため、社会的養護自立支援拠点事業⁵⁴等の実施を検討します。
- ・ 社会的養護自立支援協議会⁵⁵の設置等により、社会的養護経験者等について継続的に実態把握を行い、必要な支援について検討します。

◎里親家庭や施設で生活していた方たちの思い（退所後の生活等について）



(8) 障害児入所施設における支援

【基本的な考え方】

- 障害児入所施設における支援についても、障害に対する正確な理解と障害特性に応じた環境の提供に加え、できる限り良好な家庭的環境の中で特定の大人を中心とした継続的で安定した愛着関係の下で行われることが求められています。

【現状及び課題】

- ・ 障害児入所施設においても、虐待などの家庭の養護の問題を理由に入所しているこどもが増加傾向にあり、社会的養護の受け皿の一部となっていますが、家庭的な環境であるユニットケアを導入している施設はありません。

【施策の方向性・展開】

- ・ 障害児入所施設においても、虐待を受けたこどもへの対応のため、できる限り良好な家庭的環境の下で支援を行うようにするとともに、新設もしくは改築等を行う際には、ユニットケアの導入を促します。
- ・ 障害に対する正確な理解や障害特性に応じた支援とともに、虐待の影響による愛着形成の課題のあるこどもに対して適切な支援を行うよう、研修等の実施により、職員の養育技術の強化を図ります。

※国策定要領を踏まえ、評価のための指標は設定していません。

3 児童相談所の体制強化

【基本的な考え方】

- 児童相談所は、こどもの安心安全な生活と明るい未来を守るため、日々、様々な相談に応じ、家庭の状況により代替養育が必要な場合は里親等委託や施設入所の措置を行うとともに、関係機関と連携しながら家族への支援を行う重要な役割があります。
- このため、職員はこどもの権利擁護の主体者であることを常に意識し、こどもの将来に向けて最善の利益を優先して考慮するとともに、高い専門性に基づき一貫した相談援助活動を展開していくことが求められています。
- 近年、児童虐待相談の増加など、こどもや家庭をめぐる問題が複雑・多様化しており、緊急かつより高度な専門的対応が求められていることから、児童福祉司等の増員や弁護士との配置等による体制強化とともに、職員に対する研修等の実施やこども家庭ソーシャルワーカー⁵⁶ 資格の取得促進など専門性の向上を図り、各種専門職によるチームアプローチを実現することが必要です。

【評価のための指標】

項目		現在の整備・取組状況 (※記載ない場合はR6. 4. 1時点)	R11年度目標値 (資源の必要量等)	整備すべき見込量 (下段：定量的な整備目標)				
				R7	R8	R9	R10	R11
児童相談所の管轄人口 (R2国勢調査)		中 央：325,298人 新発田：241,306人 長 岡：430,288人 南魚沼：155,910人 上 越：259,195人 新潟市：767,713人	20万～80万人	—				
第三者評価を実施している児童相談所数(か所)・割合 (%)		1 か所 (新発田) ・20%	6 か所 ・100%	各所が3年に1回受審				
児童相談所の相談活動に対するこどもの満足度	満足度 (%)	(R5) 50.0%	70.0%	16.7%増				
				3.3	3.3	3.3	3.3	3.3
児童福祉司の配置数 (人)		県：75人 新潟市：47人	配置基準以上	国の基準等に基づき配置				
児童心理司の配置数 (人)		県：37人 新潟市：23人	配置基準以上	国の基準等に基づき配置				
市町村支援児童福祉司の配置数 (人)		県：1人 新潟市：2人	配置基準以上	国の基準等に基づき配置				
里親養育支援児童福祉司の配置数 (人)		県：5人 (各児相1人) 新潟市：4人	配置基準以上	国の基準等に基づき配置				
児童福祉司スーパーバイザーの配置数 (人)		県：13人 新潟市：6人	配置基準以上	国の基準等に基づき配置				
医師の配置数 (人、常勤・非常勤の内訳を含めて)		県：常勤0人、非常勤16人 新潟市：常勤2人	配置基準以上	国の基準等に基づき配置				
保健師の配置数 (人)		県：常勤5人 (各児相1人) 新潟市：常勤0人、非常勤1人	配置基準以上	国の基準等に基づき配置				
弁護士 の配置数 (人、常勤・非常勤の内訳を含めて)		県：常勤0人、非常勤嘱託員5人 新潟市：常勤1人	配置基準以上	国の基準等に基づき配置				
こども家庭福祉行政に携わる都道府県 (児童相談所) 職員における研修 (児童福祉司任用後研修、こども家庭ソーシャルワーカーの養成に係る研修等) の受講者数	児童福祉司任用後研修 (人)	(R5) 県：16人 新潟市：17人	全ての新任児童福祉司	現状維持				
	こども家庭ソーシャルワーカー (人)	0	19人	19人				
専門職採用者数	採用者数	県：福祉行政職6人 福祉行政 (心理) 職2人 新潟市：福祉行政職2人 福祉行政 (心理) 職2人	若干名	若干名				
	割合 (%)	県：児童福祉司・児童心理司 100% 新潟市：児童福祉司100% 児童心理司96%	100%	100%				

【現状】

- ・ 児童相談所においては、児童虐待相談対応件数をはじめとする相談対応件数はいまだ増加傾向にあります。
- ・ 児童福祉司等の専門職員（児童福祉司（指導教育担当児童福祉司）、児童心理司、医師、保健師、弁護士）については、法定配置基準に基づき配置しており、増員に伴う人員確保のため、専門職の採用を計画的に行っています。
- ・ 児童福祉司任用後研修などの法定研修を実施しています。
- ・ 相談業務の質の確保のため、令和6年度から第三者評価を受審しています。
- ・ 令和7年6月から裁判所による一時保護の審査が導入されるなど、司法の関与が強化されます。

【課題】

① 人員面の課題

- ・ 引き続き、相談対応件数に見合う人員の確保、国の強化プランや法定の基準を満たすための人員確保が必要です。
- ・ 職員の急激な増員に伴い、新任職員の割合が増えており、人材育成及び専門性の確保が課題となっています。
- ・ 児童虐待に関する県民や関係機関の意識の高まりを受けて、夜間休日における相談や通告、一時保護が増加しているため、これらに対応する体制の強化が必要です。
- ・ 一時保護時の司法審査⁵⁷に適切に対応するため、弁護士等の確保が必要です。

② 施設・設備面での課題

- ・ 相談件数の増加と職員数の増加に対応した相談室や執務環境の整備が必要です。
- ・ こどもの権利擁護や相談ニーズに対応した一時保護施設の環境整備が必要です。

③ 関係機関との連携強化と市町村等への支援

- ・ 相談の複雑困難化を踏まえ、関係機関との連携と役割分担が一層必要です。
- ・ 児童虐待事案に対する迅速かつ適切な対応のために、市町村や学校、警察、DV防止対策機関などとの情報共有及び連携強化が求められています。
- ・ こどもが家庭から離れざるを得ない状況になることを予防し、地域での生活を継続できるよう支援する上で、市町村は重要な役割を果たしているため、市町村の相談体制の強化が求められています。
- ・ こどもが安心して生活できるよう、社会的養護の受け皿となる里親やファミリーホーム、施設への支援が必要です。

【施策の方向性・展開】

① 適切な人員配置及び相談体制の強化

- ・ 増加する相談や司法審査等に適切に対応するため、国のプランの目標や法定基準を満たすよう、児童福祉司、児童心理司、医師、保健師、弁護士等の必要な人員の確保に取り組みます。
- ・ 研修やOJTによる人材育成に取り組み、児童虐待等の複雑困難化する相談ニーズに合わせた専門性の向上に取り組みます。併せて、児童相談所勤務経験者の適正な配置等による、組織としての専門性の維持向上に努めます。
- ・ 指導的な役割を担う職員の養成のため、必要な研修受講やこども家庭ソーシャルワーカーの資格取得を進めます。
- ・ 閉庁時間における要保護児童に係る通告に対して、迅速かつ適切に対応できるよう、相談体制の強化に取り組みます。
- ・ 第三者評価の受審により、相談支援の質の確保に努めます。

② 施設・設備面の整備

- ・ 増加する相談に対応できる相談室や執務室の整備及びこどもの権利擁護やニーズに対応できる一時保護施設の整備等に努めます。

③ 関係機関との連携強化及び市町村支援

- ・ 住民の身近な相談機関である市町村との連携強化に努め、相談支援体制の充実に向けて技術的助言や研修を実施します。
- ・ 市町村、学校、警察、DV防止対策機関など要保護児童対策地域協議会の構成員をはじめとした関係機関との一層の連携強化に取り組みます。
- ・ 里親が安心して養育を行うよう丁寧な相談支援を行うとともに、養育の質の向上のため研修等を実施するなど、里親養育支援の強化に努めます。

資料編

1 用語集

2 調査結果

- (1) こども（社会的養護経験者含む）のアンケート調査結果
- (2) 市町村子ども・子育て支援事業計画における家庭支援事業等の確保方策

3 検討委員会設置要綱・委員名簿

1 用語集

No	用語	意味
1	社会的養護	保護者のない子どもや、保護者に監護させることが適当でない子どもを、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うこと。
2	代替養育	何らかの事情による、実の親及び親族以外の者による養育（養子縁組を除く）。
3	里親等委託率	社会的養護（乳児院、児童養護施設、里親、ファミリーホーム）における、里親及びファミリーホームに委託している児童数の割合。
4	家庭養育優先の原則	地方公共団体は、子どもが家庭において健やかに養育されるよう、保護者を支援することを原則とした上で、家庭における養育が困難又は適当でない場合には、「家庭における養育環境と同様の養育環境」である里親等への委託を進め、里親等への委託が困難な場合、できる限り小規模かつ地域分散化された施設への入所措置を行うようにすること。
5	パーマネンシー保障	「パーマネンシー（permanency）」は、直訳すると「永続性」といった意味があり、児童福祉分野における「パーマネンシー保障」は、永続的な家族関係をベースにした家庭という育ちの場を保障するという意味で用いられる。
6	里親	さまざまな事情で家族と離れて暮らす子どもを、自分の家庭に迎え入れ、温かい愛情と正しい理解を持って養育する制度。 里親には、以下の4種別がある。 【養育里親】保護者のいない子どもや、虐待などの理由により保護者が養育することが適当でない子どもを養育する里親。 【専門里親】児童虐待などにより心身が傷ついた子どもや、非行問題を有する子どもや、障害のある子どもを養育する里親。里親として3年以上の養育経験がある方などが、さらに研修を受けて認定される。 【親族里親】両親が亡くなったり、行方不明、拘禁、疾病による入院等の状態となり、子どもを養育できなくなった場合などに、扶養義務がある親族が子どもを養育する里親。 【養子縁組里親】養子縁組によって養親となることを希望する里親。
7	ファミリーホーム（小規模住居型児童養育事業）	保護者のない子ども又は保護者に監護させることが不適当であると認められる子どもの養育に関し相当の経験を有する者等の住居において養育を行う事業。（児童福祉法第6条の3第8項）
8	施設の小規模かつ地域分散化	子どもが施設で生活する場合において、「できる限り良好な家庭的環境」である地域小規模児童養護施設や分園型小規模グループケアにおいて養育すること。

9	児童養護施設	保護者のないこども、虐待されているこども、その他環境上養護を要するこどもを入所させて養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行う施設。(児童福祉法第 41 条) さまざまな事情により、家族による養育が困難な 2 歳からおおむね 18 歳のこどもたちが生活している。
10	乳児院	さまざまな事情で家庭での養育が困難な乳児を入院させて養育し、あわせて退院した者について相談その他の援助を行う施設 (児童福祉法第 37 条)。新生児から 2 歳くらいまでのこどもが看護師や保育士のもとで生活している。
11	児童自立生活援助事業所	児童の自立を図る観点から、義務教育終了後、里親等への委託又は児童養護施設等への入所措置が解除された者等に対し、これらの者が共同生活を営むべき住居等において、相談その他日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援を行い、併せて児童自立生活援助事業の実施を解除された者への相談その他の援助を行う事業所。 事業の実施場所により、種別が 3 種類あり (Ⅰ型 (自立援助ホーム)、Ⅱ型 (児童養護施設等)、Ⅲ型 (里親等))、いずれも対象者の居宅での実施も可能。
12	児童自立支援施設	不良行為を行い、又は行うおそれのあるこども及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要するこどもを入所させて、又は保護者のもとから通わせて、個々のこどもの状況に応じて必要な指導・自立支援をし、あわせて退所した者について相談その他の援助を行う施設。(児童福祉法第 44 条) 規則正しい生活を営むための生活指導や学習指導、職業指導等を通じて、自立へ向けた支援を行っている。
13	障害児入所施設	障害児を入所させて、保護や日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与を行うことを目的とする施設 (福祉型障害児入所施設)。上記目的に治療が加わる施設は医療型障害児入所施設。(児童福祉法第 42 条)
14	母子生活支援施設	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべきこどもを入所させて保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行う施設。(児童福祉法第 38 条)
15	一時保護 (一時保護委託)	こどもを一時保護施設に一時保護し、又は警察署、福祉事務所、児童福祉施設、里親その他児童福祉に深い理解と経験を有する適当な者 (機関、法人、私人) に一時保護を委託すること。 児童福祉法第 33 条の規定に基づき、児童相談所長又は都道府県知事等が必要と認める場合に行われる。

16	特別養子縁組	こどもの福祉の増進を図るために、養子となるこどもの生みの親との法的な親子関係を解消し、実の子と同じ親子関係を結ぶ制度。 家庭裁判所の審判により成立するものであり、審判は「特別養子適格の確認」及び「特別養子縁組の成立」の二段階で行われる。養親が申立てを行うものであるが、児童相談所長による特別養子適格の確認の申立ても可能。
17	要保護児童対策地域協議会	要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦（出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦）への適切な支援を図るため、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される、地方公共団体に設置される協議会。（児童福祉法第25条の2）
18	意見聴取等措置	児童相談所は、児童に入所措置等を採用する場合又は入所措置等を解除し、停止し、若しくは他の措置に変更する場合等においては、児童の最善の利益を考慮するとともに、児童の意見又は意向を勘案して入所措置等を行うために、あらかじめ、年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じて意見聴取その他の措置を採らなければならない。
19	権利ノート	こどもが有する権利について分かりやすく解説したガイドブック。児童養護施設等入所児童や里親委託児童に渡される。外部の支援施設の連絡先も明記されており、新潟県では児童福祉主管課への封筒も添付されている。
20	意見箱	児童養護施設等におけるこどもの権利擁護に係る環境整備として、こどもが自分の意見を表明する手段のひとつ。
21	第三者委員会	苦情解決に社会性や客観性を確保し、こどもの立場や特性に配慮した適切な対応を推進するため、公正・中立な立場でこども等からの意見や苦情等に対応する。
22	こどもの意見表明支援事業	一時保護施設や児童養護施設等において、児童相談所等から独立した第三者である意見表明支援員（アドボケイト）が定期的に当該施設を訪問すること等により、こどもが措置の内容や、施設等での生活における悩みや不安に関する意見等を形成し、関係機関に対して表明できることを支援する事業。
23	児童福祉司	児童相談所において、児童の保護その他児童の福祉に関する事項について相談に応じ、専門的技術に基いて必要な指導を行う職員。
24	児童心理司	児童相談所において、心理に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導を行う職員。

25	こども家庭センター	令和4年改正児童福祉法により、市町村の努力義務となったものの。 「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」の設立の意義や機能を維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う。 ※子育て世代包括支援センター：母子保健法第22条に基づき以下の事業を行い、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を切れ目なく行うことを目的とする施設。 (1) 母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する支援に必要な実情の把握を行うこと。 (2) 母子保健に関する各種の相談に応ずること。 (3) 母性並びに乳児及び幼児に対する保健指導を行うこと。 (4) 母性及びこどもの保健医療又は福祉に関する機関との連絡調整その他母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関し、厚生労働省令で定める支援を行うこと。 (5) 健康診査、助産その他の母子保健に関する事業を行うこと（前各号に掲げる事業を除く。）。 ※子ども家庭総合支援拠点：市町村のコミュニティを基盤にし、地域資源や必要なサービスと有機的につないでいくソーシャルワークの機能を担い、すべてのこどもとその家庭及び妊産婦等を対象として、その福祉に関し必要な支援に係る業務全般を行うための拠点。
26	家庭支援事業	児童福祉法第21条の18に規定された6つの事業（子育て短期支援事業、養育支援訪問支援事業、一時預かり事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業）を指す。市町村は、これらの事業を必要とする家庭に対し、事業の利用を勧奨・支援しなければならない。
27	児童家庭支援センター	児童福祉法第44条の2に基づき、以下の援助を総合的に行うことを目的とする施設。 (1) こどもに関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行う。 (2) 市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行う。 (3) 児童相談所からの委託を受けて、施設入所までは要しないが要保護性があり、継続的な指導が必要なこども及びその家庭についての指導を行う。 (4) こどもや家庭に対する支援を迅速かつ的確に行うため、児童相談所、児童福祉施設、学校等関係機関との連絡調整を行う。
28	ヤングケアラー	「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」（子ども・若者育成支援推進法第2条第7号）

29	要保護児童	保護者のないこども又は保護者に監護させることが不適当であると認められるこども。(児童福祉法第6条の3第8項)
30	子育て短期支援事業	市町村子ども・子育て支援事業のうちの一つ。令和6年4月から対象等を拡充。 (1) 短期入所生活援助（ショートステイ）事業 保護者の疾病や育児疲れ、仕事等の自由によりこどもの養育が一時的に困難となった場合等に、児童養護施設等で一定期間こども及び保護者を預かる事業。 (2) 夜間養護等（トワイライトステイ）事業 保護者が仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となることで家庭においてこどもを養育することが困難となった場合等、その他の緊急の場合において、こども及び保護者を児童養護施設等において保護し、生活指導、食事の提供等を行う事業。
31	D V	ドメスティック・バイオレンス（domestic violence）の略語。明確な定義はないが、日本では「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」という意味で使用されることが多い。
32	妊産婦等生活援助事業	特定妊婦等（家庭生活に支障が生じている特定妊婦や出産後の母子等）を住居に入居させ、又は事業所等に通所、訪問により、食事の提供等の日常生活の支援を行う事業。養育に関する相談・助言、関係機関との連絡調整（産後の母子生活支援施設等へのつなぎ等）、特別養子縁組の情報提供等も行う。
33	特定妊婦	出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦（児童福祉法第6条の3第5項）
34	助産施設	保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦を入所させて、助産を受けさせる施設（児童福祉法第36条）
35	第三者評価	社会福祉事業の経営者が、第三者による国の基準に沿った評価を受ける仕組み。 社会的養護関係施設については、こどもが施設を選ぶ仕組みではない措置制度等であり、また、施設長による親権代行等の規定があるほか、被虐待児が増加していること等により、施設運営の質の向上が必要であるため、第三者評価の受審及び自己評価並びにそれらの結果の公表が義務づけられている。 児童相談所及び一時保護施設も受審が求められている。
36	保護者支援プログラム	児童相談所において、保護者支援の一つの手法として活用されている。プログラムにはいくつもの種類があり、それぞれに得意とする虐待種別、援助方針等があるため、児童相談所ではケース等に応じて適したプログラムを実施している。

37	親子関係再構築支援	こどもと親がその相互の肯定的つながりを主体的に築いていけるよう、虐待をはじめとする養育上の問題や課題に直面している家庭の親子関係の修復や再構築に取り組むこと。
38	里親支援センター	里親支援事業を行うほか、里親等（里親及びファミリーホームに従事する者）、里子等（その養育される児童）並びに、里親になろうとする者について相談その他の援助を行い、家庭養育を推進するとともに、里子等が心身ともに健やかに育成されるよう、その最善の利益を実現することを目的とする施設。
39	里親養育包括支援事業（フォostリング事業）	里親のリクルート及びアセスメント、登録前・登録後及び委託後における里親に対する研修、こどもと里親家庭のマッチング、里親養育への支援（未委託期間中及び委託解除後のフォローを含む。）に至るまでの里親養育支援及び養子縁組に関する相談・支援を実施する事業
40	里親会	里親制度の普及啓発活動、研修会の実施、里親同士の情報交換やコミュニケーションの場の提供等により、里親を支援する団体。
41	家庭生活体験事業	児童養護施設等の入所児童を週末及び夏季休暇等の連続した休暇の期間等を利用して、委託家庭において家庭生活を体験させることにより、社会性の涵養、情緒の安定、退所後の自立を促進する事業。
42	施設養育の高機能化	家庭での養育が困難なこども及び年長でこれまでの経緯より家庭的な生活をすることに拒否的になっているこどもに対して、早期の家庭復帰や里親委託等に向けた専門的な支援や自立支援を含め、更に専門性の高い施設養育を行うこと。 障害のあるこども、病気のあるこども、コミュニケーションがとりにくいこども、心理面や医療面での手厚いケアが必要なこどもなど、専門的・集中的なケアが必要なこどもに対応できるような、専門性の高い施設養育を行うこと。
43	施設の多機能化	専門性を高めた上で、地域における家庭養育の支援を行うこと。具体例としては、地域の実情に応じた以下の取組。 (1) 一時保護委託の受入れ体制の整備 (2) 養子縁組支援やフォostリング機関の受託をはじめとする里親支援機能の強化 (3) 市町村と連携した在宅支援や特定妊婦の支援強化
44	心理療法担当職員	児童養護施設等において、虐待等による心的外傷等のため心理療法を必要とする児童及び父等からの暴力等による心的外傷等のため心理療法を必要とする母子に、遊戯療法、カウンセリング等の心理療法を実施し、心理的な困難を改善し、安心感・安全感の再形成及び人間関係の修正等を図ることにより、対象児童等の自立支援などを行う。

45	家庭支援専門相談員（ファミリーソーシャルワーカー）	児童養護施設等において、虐待などの家庭環境上の理由により入所などしている児童の早期家庭復帰に向け、保護者などに対する相談援助を行うほか、里親等に対する相談援助に加え、措置解除後の児童に対する継続的な相談援助や里親等委託・養子縁組の促進、地域の子育て家庭への支援などを行う。
46	自立支援担当職員	児童養護施設等において、施設等退所前・里親等委託解除前の進学・就職等の自立支援及び退所後・委託解除後のアフターケアを行う。
47	児童心理治療施設	家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童を、短期間、入所させ、又は保護者の下から通わせて、社会生活に適応するために必要な心理に関する治療及び生活指導を主として行い、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設。（児童福祉法第43条の2）
48	グループホーム	分園型の小規模グループケア（各グループ（ユニット）において家庭的な雰囲気の中で、担当職員が入所しているこどもに対して適切な援助及び生活指導ができる、小規模な養育形態）と地域小規模児童養護施設（地域社会の民間住宅等を活用して家庭的な環境の中で養護を実施することで、こどもの社会的自立の促進に寄与することを目的とする、児童養護施設における本体施設の分園）の総称。
49	親子支援事業	児童福祉施設における施設機能強化推進費による特別事業の一つ。親子を通所又は宿泊により受け入れて、親子分離に至る前に親子関係の再構築に向けた日常的な支援を行う事業であり、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設及び母子生活支援施設において実施するもの。
50	基幹的職員（スーパーバイザー）	児童養護施設等において、児童やその家庭への支援の質を確保し、施設職員の専門性の向上を図ることを目的として、自立支援計画等の作成及び進行管理、職員の指導等を行う。
51	身元保証人確保対策事業	児童養護施設等を退所するこどもが就職したり、アパート等を賃借する際に、施設長等が身元保証人となる場合の損害保険契約を全国社会福祉協議会が契約者として締結し、その保険料に対して補助を行う事業。
52	児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業	児童養護施設等を退所し、就職や進学するこども等の安定した生活基盤を築き、円滑な自立を実現するため、家賃や生活費の貸付を行う事業。 また、児童養護施設等の入所中のこども等を対象に、就職に必要な各種資格を取得するための経費について貸付を行う事業。

53	退所後の援助計画	児童養護施設等の入所中の個々の児童について、児童や家庭の状況等を勘案して、退所後における自立した生活の定着に向けて支援するために策定される計画。
54	社会的養護自立支援拠点事業	社会的養護経験者等（措置解除者等や虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかった者等）の孤立を防ぎ、必要な支援に適切につなぐため、相互の交流を行う場所を開設し、必要な情報の提供、相談及び助言並びにこれらの者の支援に関連する関係機関との連絡調整を行う事業。また、社会的養護経験者等が帰住先を失っている場合等において、状況が安定するまで一時的に滞在させ、居住支援や生活支援を行うことも可能。
55	社会的養護自立支援協議会	都道府県等は、社会的養護経験者等の実態把握の内容等を検討するとともに、調査結果に基づき、都道府県等における自立支援の体制の評価や支援ニーズに則した支援体制の構築の検討を行うことを目的に、開催するもの。
56	こども家庭ソーシャルワーカー	児童相談所や市町村（こども家庭センター）等における相談支援等の質の向上を図る観点から、令和6年4月に創設されたこども家庭福祉の認定資格。児童相談所の児童福祉司や、市区町村こども家庭センターの統括支援員などの任用要件の1つとしても位置付けられる。
57	一時保護時の司法審査	令和4年改正児童福祉法により、一時保護の適正性の確保や手続の透明性の確保のため、一時保護の開始に際し、親権者等の同意がない場合等には裁判官の審査を経なければならないとする仕組みが導入される。一時保護開始から7日以内に裁判所に一時保護状を請求することが必要。

2 調査結果

(1) こども（社会的養護経験者含む）のアンケート調査結果

<施設や里親さんの家で暮らしている方の生活やサポートに関する調査>

【調査の目的】
・施設入所及び里親措置の決定又は解除において、こどもの意見が表明できているかを確認する。
・社会的養護の環境において、こどもの権利が守られているかを確認する。
【調査対象者】
県内の児童養護施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム、里親家庭で暮らしている児童のうち、中学卒業以上の者
【調査の方法】
オンラインアンケート（QRコードで読み取り）を直接こども家庭課に回答
※アンケート用紙は、県児童養護施設協議会及び児童相談所の協力により、紙媒体又は電子データで対象者へ配布
【配布数】施設入所児童 66 名、里親委託児童 34 名
【回答数】施設入所児童 30 名、里親委託児童 15 名

1 回答者の属性

アンケートの対象者：施設入所児童及び里親委託児童のうち、中学生以上の方

(1) 性別

<施設入所児童>

区分	回答者数	割合
男性	15人	50.0%
女性	15人	50.0%
合計	30人	100.0%

<里親委託児童>

区分	回答者数	割合
男性	7人	46.7%
女性	8人	53.3%
合計	15人	100.0%

(2) 通っている学校・学年

<施設入所児童>

区分	回答者数	割合
中学校1年生	4人	13.3%
中学校2年生	7人	23.3%
中学校3年生	5人	16.7%
高校1年生	7人	23.3%
高校2年生	2人	6.7%
高校3年生	3人	10.0%
その他※	2人	6.7%
合計	30人	100.0%

<里親委託児童>

区分	回答者数	割合
中学校1年生	2人	13.3%
中学校2年生	1人	6.7%
中学校3年生	4人	26.7%
高校1年生	1人	6.7%
高校2年生	2人	13.3%
高校3年生	3人	20.0%
その他※	2人	13.3%
合計	15人	100.0%

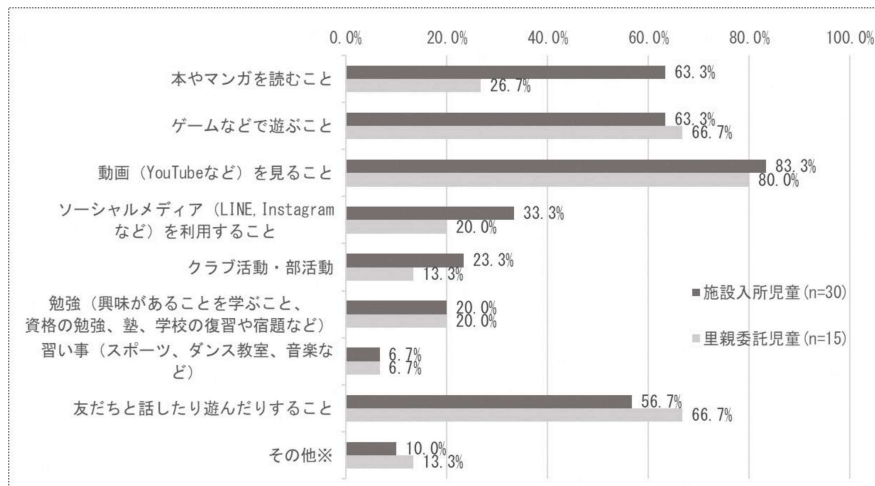
(※その他) ・行っていない ・大学一年生

(※その他) ・専門学校 ・フリーター

2 施設・里親さんの家での生活について

(1) 生活の中で好きなことはどのようなことですか（複数回答）

	本やマンガを読むこと	ゲームなどで遊ぶこと	動画（YouTubeなど）を見ること	ソーシャルメディア（LINE, Instagramなど）を利用すること	クラブ活動・部活動	勉強（興味があることを学ぶこと、資格の勉強、塾、学校の復習や宿題など）	習い事（スポーツ、ダンス教室、音楽など）	友だちと話したり遊んだりすること	その他（その他）
施設入所児童	19	19	25	10	7	6	2	17	3
里親委託児童	4	10	12	3	2	3	1	10	2



（※その他） ・職員が話を聞いてくれる ・趣味 ・部屋でぼーっとすること

(2) 施設・里親さんの家での生活で良いと思うところ、好きなところはどんなところですか。（記述）

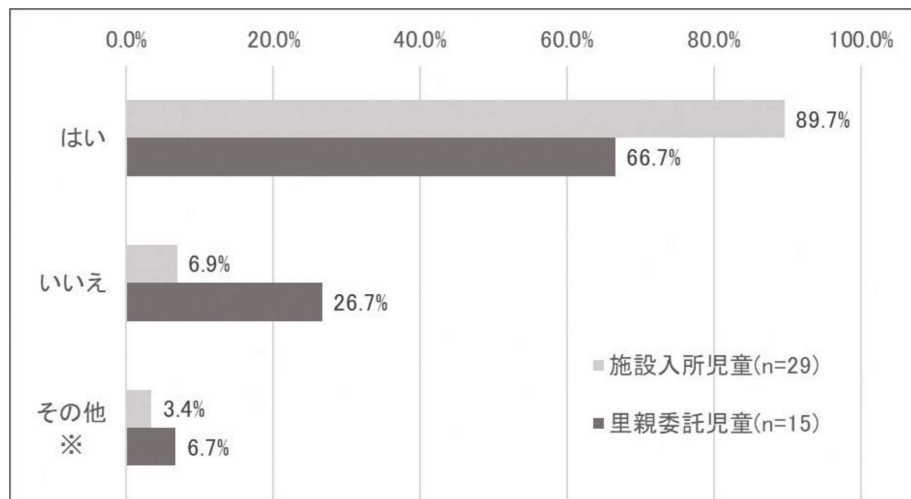
<施設入所児童> ・お小遣いが貰えるところ／お小遣いがある ・悩みを聞いてくれる人がいる ・NAI ・自由に外出ができる ・好きなところ、自分のお部屋でゲームをすること。 ・生活自体が楽しい ・遊べる ・職員が優しい。悩みを聞いてくれる。／職員が親しくしてくれるところ／職員が優しい ・生活に必要なものが揃っているところ ・ご飯を食べたり遊んだりできるところ ・毎日楽しく学校に行ったり、テレビやいろんなことができて楽しいから。 ・部活がある。 ・融通が聞くようになってきた	<里親委託児童> ・人間関係がいい ・明るい、楽しい、喧嘩／明るいところ ・安心して普通に暮らせる ・ご飯が食べれる／寝床とご飯がある ・一般的な生活が出来ることや里親の方が我が子のように接してくれること ・普通の生活をおくれること ・金銭面が楽／猫が沢山いる／色々手伝ってくれる ・学校であつた話を聞いてくれること ・常識を教えてください。夜遅くまで勉強することを許し、応援してください。 ・優しい ・自由なところ、接し方や育て方が実子と変わらないこと。 ・親が優しい所、特に問題なく楽しく自由に過ごせていること、私のことをちゃんと考えてくれてること。
--	---

(3) 施設・里親さんの家での生活で嫌なところ、不満なところはどんなところですか。
(自由記述)

<施設入所児童> ・学習用の iPad を返さなきゃいけないところ。部屋で学習用 iPad を使えないところ。 ・小さい子が騒いだりすることがあること。 ・食事で生物を出して欲しい。刺身、生卵など。 ・NAI ・校区外に外出する際に外出届を3日前に出さなきゃいけないこと。 ・職員の話聞かないで、自分で好き勝手やって人に嫌なことをすること。 ・職員の当番が変わるたびに職員によって気を遣ったりしてしまう。職員の機嫌をみて行動しないと怒られるときがあるためすごく嫌。 ・普通の家みたいに普通に過ごせない。 ・兄弟交流が年に数回しかなくてもっと増やしてほしい。	<里親委託児童> ・お母さんが猫に優しくないこと。 ・居場所がない。過干渉。気を使わないといけない。相談ができない。姉と比べられる。圧。親戚にも心配される。子離れができていない。行動が制限される。話したことをなかったことにされる。 ・自分自身と里親さんのお子さんを比べて悲しくなること。 ・縛りが多い。 ・価値観を押し付けてくる。思い込みが激しい。謝らない。お前がそんな性格だから前の家で育てて貰えなかったんだ的なことを言われる。
---	--

(4) 施設や里親さんは、あなたのプライバシー（人に知られたくないことや自分の居場所）が守られるような作りになっていますか。
(自分の部屋がある、施設職員や里親さんに見られずに自分のしたいことができる場所があるなど)

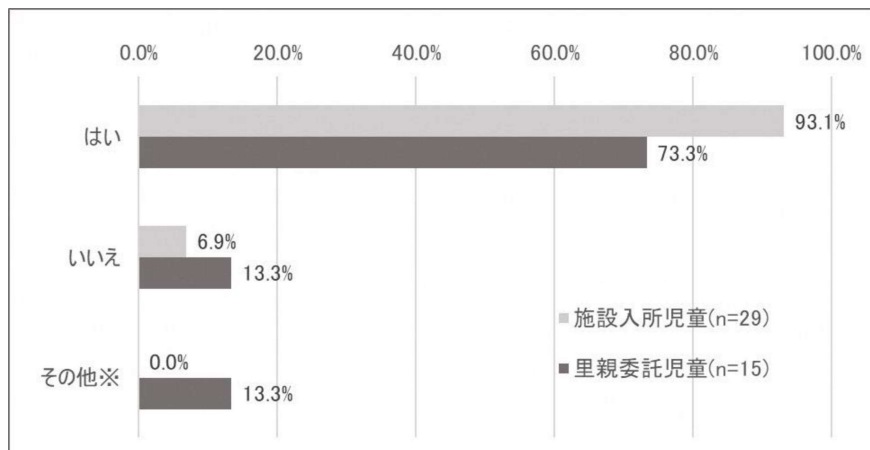
	はい	いいえ	その他
施設入所児童	26	2	1
里親委託児童	10	4	1



(※その他) ・自分の部屋はある。

- (5) 施設職員や里親さんは、あなたのプライバシー（人に知られたくないことや自分の居場所）を守るよう配慮していますか。

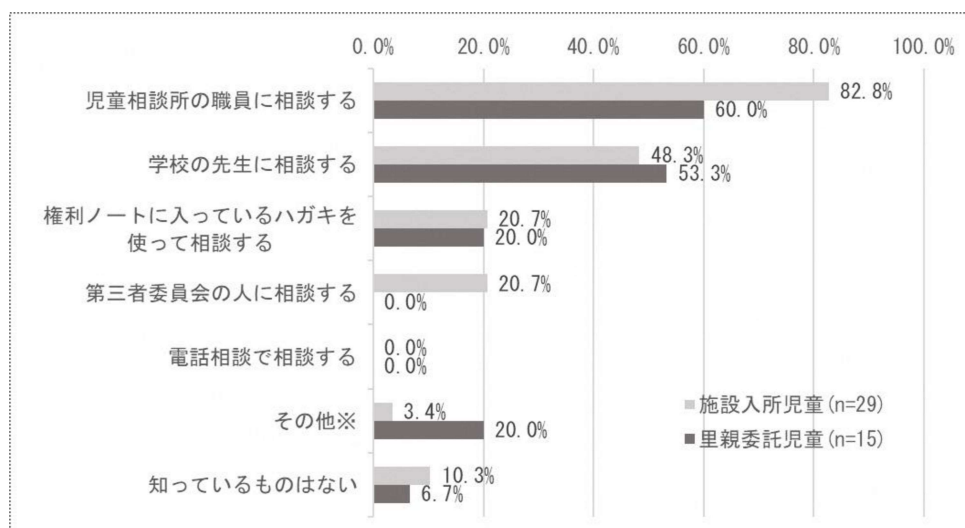
	はい	いいえ	その他
施設入所児童	27	2	0
里親委託児童	11	2	2



(※その他) ・もう家族だから ・配慮しているようには感じない

- (6) 施設や里親さんの家での生活で「嫌だな、困ったな」と思ったときに、施設の外の大人にも相談することができます。相談する方法として知っているものがあれば教えてください。(複数回答)

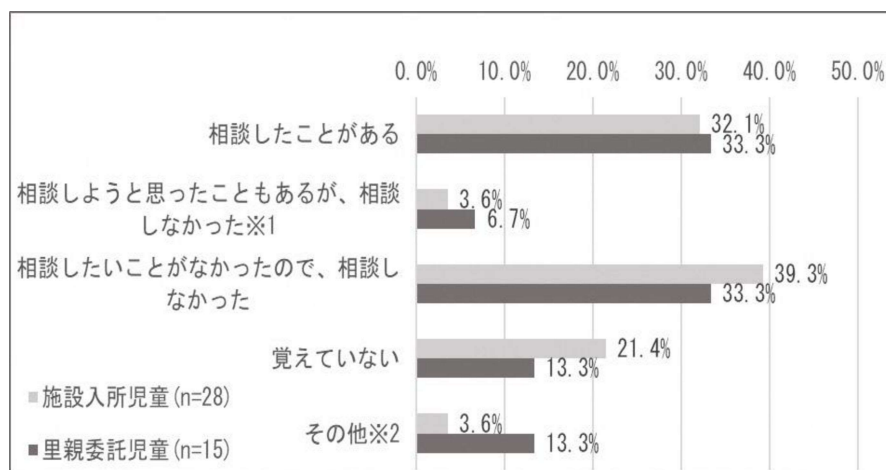
	児童相談所の職員に相談する	学校の先生に相談する	権利ノートに入っているハガキを使って相談する	第三者委員会の人に相談する	電話相談で相談する	その他	知っているものはない
施設入所児童	24	14	6	6	0	1	3
里親委託児童	9	8	3		0	3	1



(※その他) ・友達に相談してる ・家族 ・相談しない ・カウンセラー

(7) 施設や里親さんの家で「嫌だな、困ったな」と思ったときに、(6)の相談先に相談したことがありますか。

	相談したことがある	相談しようと思ったこともあるが、相談しなかった	相談したいことがなかったので、相談しなかった	覚えていない	その他
施設入所児童	9	1	11	6	1
里親委託児童	5	1	5	2	2

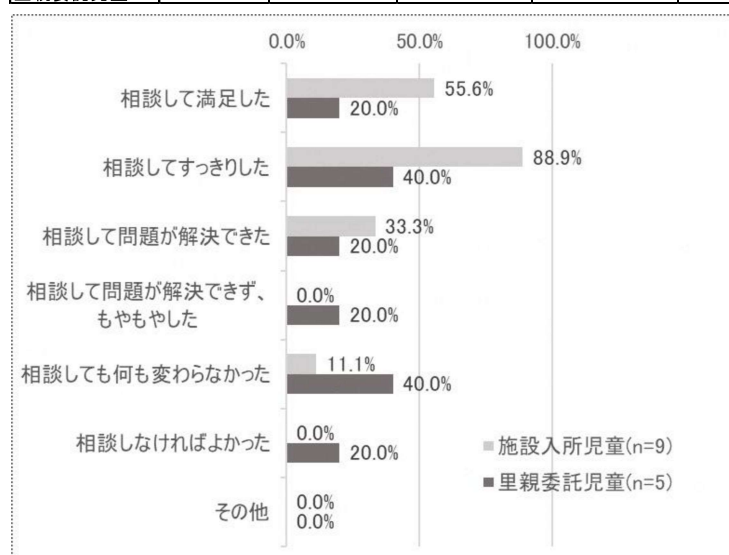


(※1) ・どうせ解決してもらえないと思うから、返事が返ってこないこともあったから ・部屋に入られたとき。これが一回目だったから

(※2) ・したことが無い ・嫌だなと思ったことはあったが、相談しようとは思わなかった

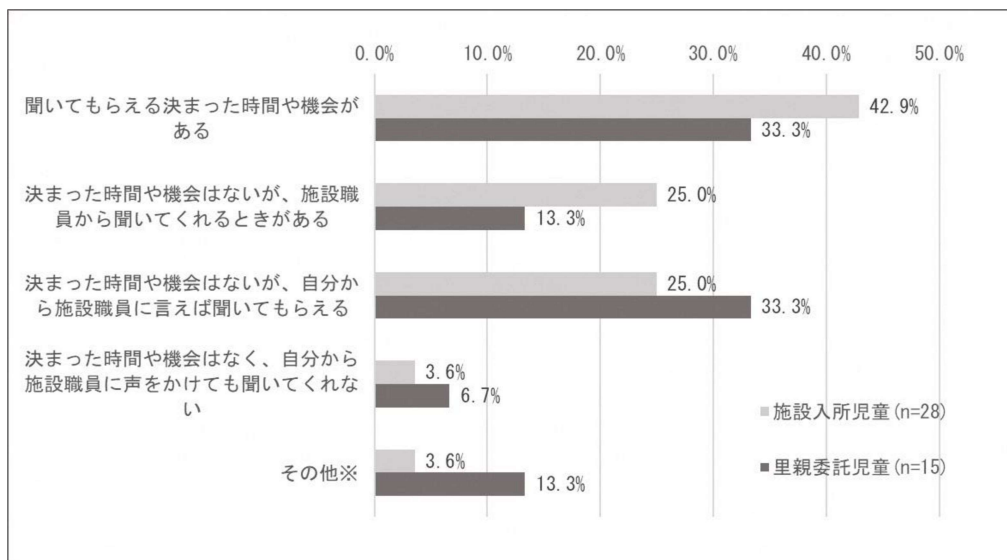
(7)-2 相談をして、どのような気持ちになりましたか。

	相談して満足した	相談してスッキリした	相談して問題が解決できた	相談して問題が解決できず、もやもやした	相談しても何も変わらなかった	相談しなければよかった	その他
施設入所児童	5	8	3	0	1	0	0
里親委託児童	1	2	1	1	2	1	0



- (8) 施設・里親さんの家での生活で、あなたの考えや意見を聞いてもらえる時間や機会がありますか。

	聞いてもらえる決まった時間や機会がある	決まった時間や機会はないが、施設職員から聞いてくれるときがある	決まった時間や機会はないが、自分から施設職員に言えば聞いてもらえる	決まった時間や機会はなく、自分から施設職員に声をかけても聞いてくれない	その他
施設入所児童	12	7	7	1	1
里親委託児童	5	2	5	1	2

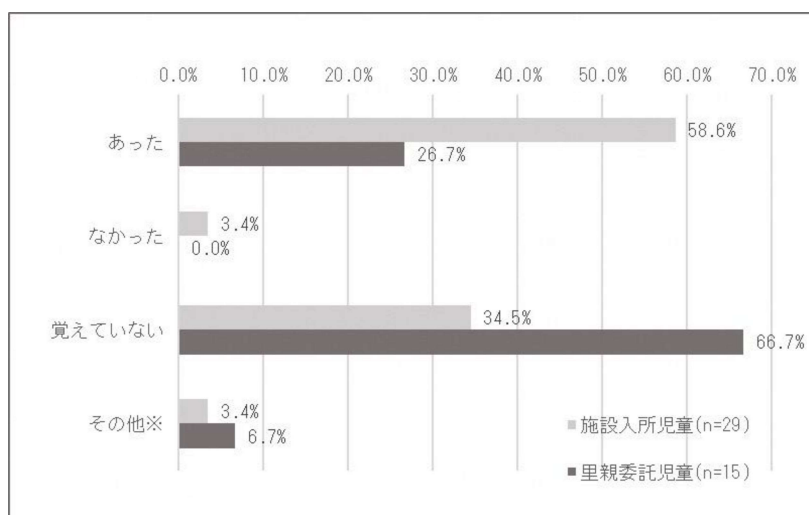


(※その他) ・覚えていない ・毎日のように聞いてもらってる ・僕自身が自傷行為か引き籠らない限りまともに話もできない

3 児童相談所の説明について

- (1) あなたが施設や里親さんの家で生活することになることについて、施設や里親さんの家に来る前に児童相談所から説明がありましたか。

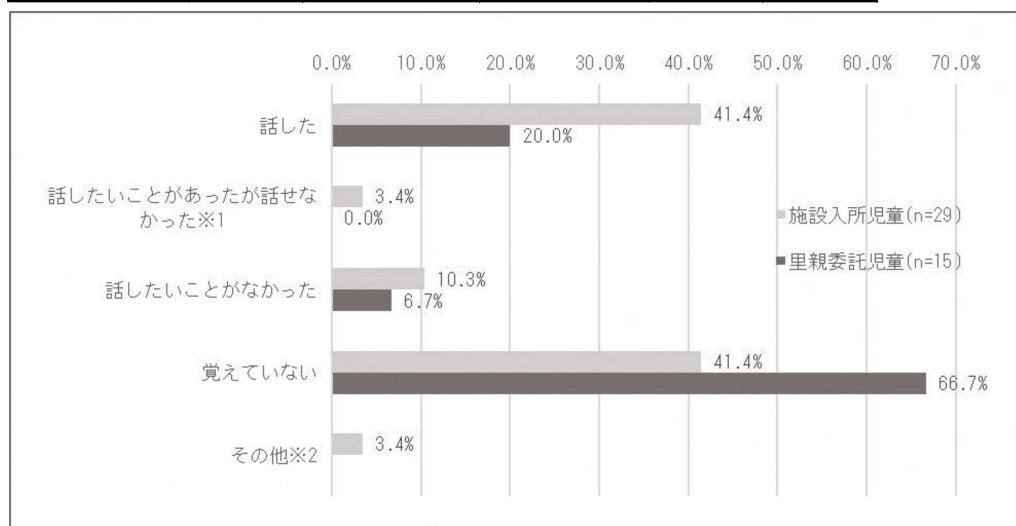
	あった	なかった	覚えていない	その他
施設入所児童	17	1	10	1
里親委託児童	4	0	10	1



(※その他) ・施設に来る前はなかった→小さかったからかも…
・まだ幼かったので知らなかった

- (2) あなたが施設や里親さんの家に来る前に、自分の思いを児童相談所の職員に話しましたか。

	話した	話したいことがあったが話せなかった	話したいことがなかった	覚えていない	その他
施設入所児童	12	1	3	12	1
里親委託児童	3	0	1	10	1

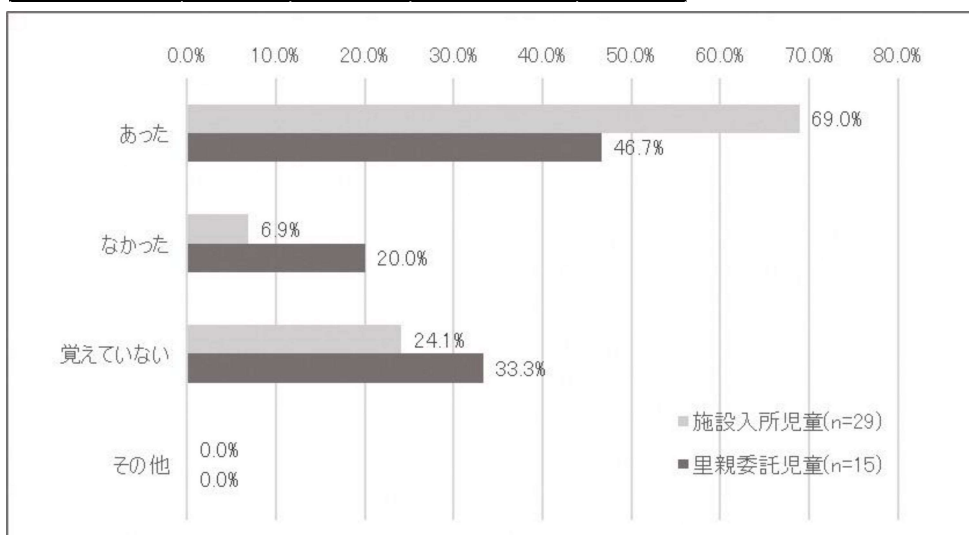


(※1) タイミングがなかった

(※2) 話していない（幼少の頃のため）

- (3) あなたや施設や里親さんの家で生活を始めた後に、施設入所や里親さんの家で生活することになったことについての自分の思いを、児童相談所の職員に話したことはありますか。

	あった	なかった	覚えていない	その他
施設入所児童	20	2	7	0
里親委託児童	7	3	5	0



＜施設や里親さんの家で暮らしていた方の生活やサポートに関する調査＞

【調査の目的】

- ・ 施設入所及び里親措置の決定又は解除において、こどもの意見が表明できているかを確認する。
- ・ 社会的養護の環境において、こどもの権利が守られているかを確認する。
- ・ 施設退所者等が社会に出てから抱える課題や支援ニーズを明らかにするため、施設退所者等の実情把握を行う。

【調査対象者】

県内の児童養護施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム、里親家庭で暮らしていた児童のうち、中学卒業以上の者

【調査の方法】

オンラインアンケート（QRコードで読み取り）を直接こども家庭課に回答

※アンケート用紙は、県児童養護施設協議会及び児童相談所の協力により、紙媒体又は電子データで対象者へ配布。

【配布数】 95 名

【回答数】 34 名

1 回答者の属性

アンケートの対象者：

過去 10 年間（H27. 4. 1～R6. 3. 31）の施設退所者等のうち、中学生以上の方

(1) 性別

区分	回答者数	割合
男性	10人	29. 4%
女性	24人	70. 6%
合計	34人	100. 0%

(3) 現在住んでいる場所

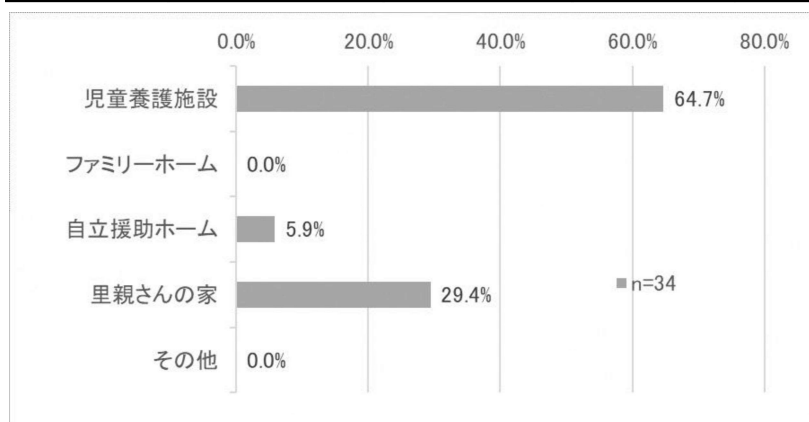
区分	回答者数	割合
県内	24人	70. 6%
県外		
栃木県	1人	2. 9%
千葉県	1人	2. 9%
東京都	3人	8. 8%
神奈川県	2人	5. 9%
京都府	1人	2. 9%
鳥取県	1人	2. 9%
長崎県	1人	2. 9%
合計	34人	100. 0%

(2) 年齢

区分	回答者数	割合
17歳	1人	2. 9%
18歳～19歳	7人	20. 6%
20歳～24歳	14人	41. 2%
25歳～29歳	7人	20. 6%
30歳～36歳	5人	14. 7%
合計	34人	100. 0%

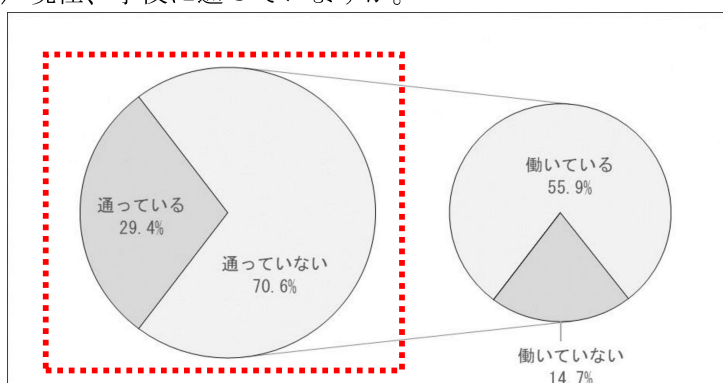
(4) 最後に生活していた施設を教えてください。

児童養護施設	ファミリーホーム	自立援助ホーム	里親さんの家	その他
22	0	2	10	0



2 現在の生活の状況についてお聞きします

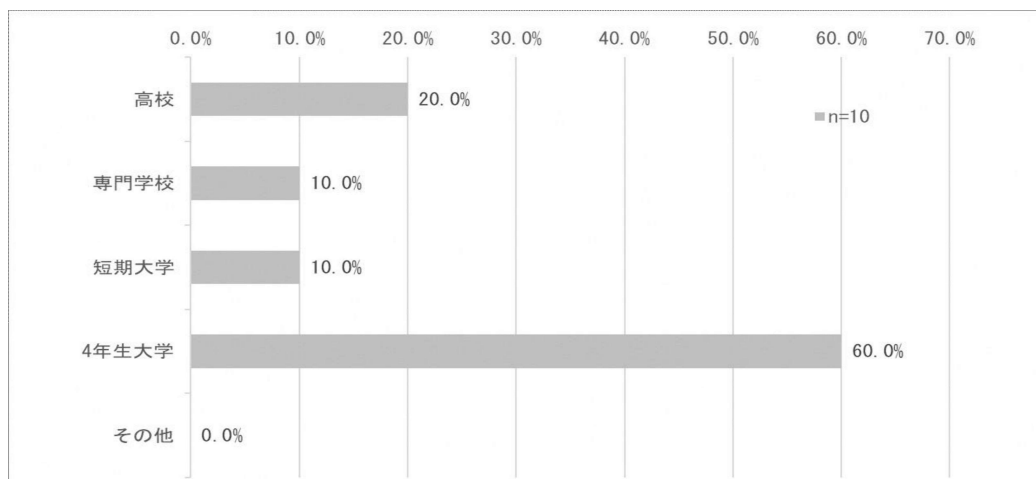
(1) 現在、学校に通っていますか。



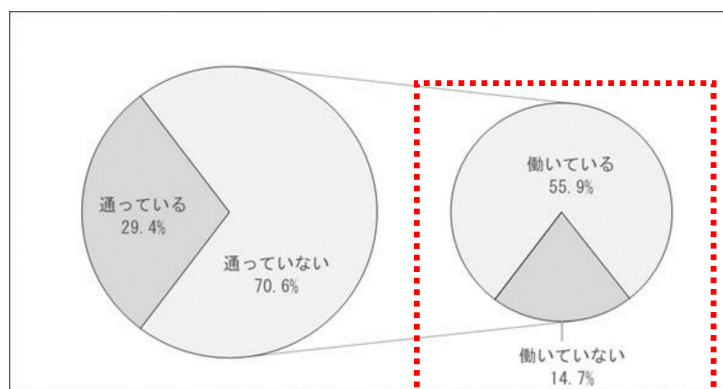
通っている	10	→ 2 (1)-2へ
通っていない	24	→ 2 (2)へ

(1)-2 現在、どの学校に通っていますか。

高校	専門学校	短期大学	4年生大学	その他
2	1	1	6	0



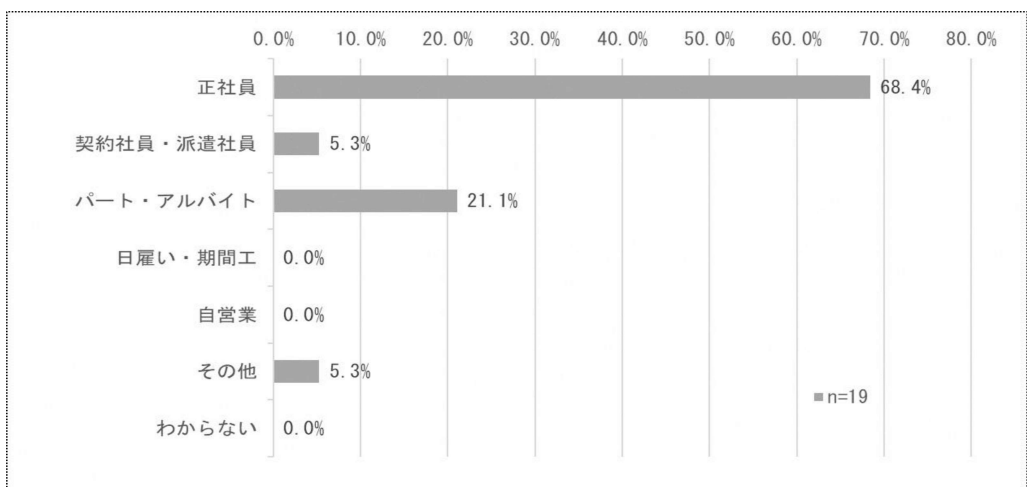
(2) 現在、働いていますか。(パート・アルバイト・日雇いを含む)



働いている	19	→ 2 (2)-2へ
働いていない	5	→ 2 (2)-3へ

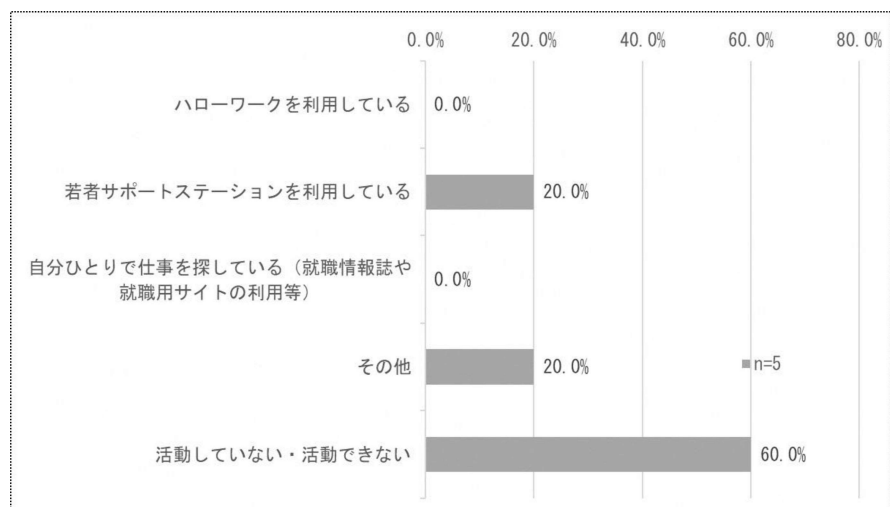
(2)-2 現在の働き方は、以下のどれにあてはまりますか。

正社員	契約社員・派遣社員	パート・アルバイト	日雇い・期間工	自営業	その他	わからない
13	1	4	0	0	1	0



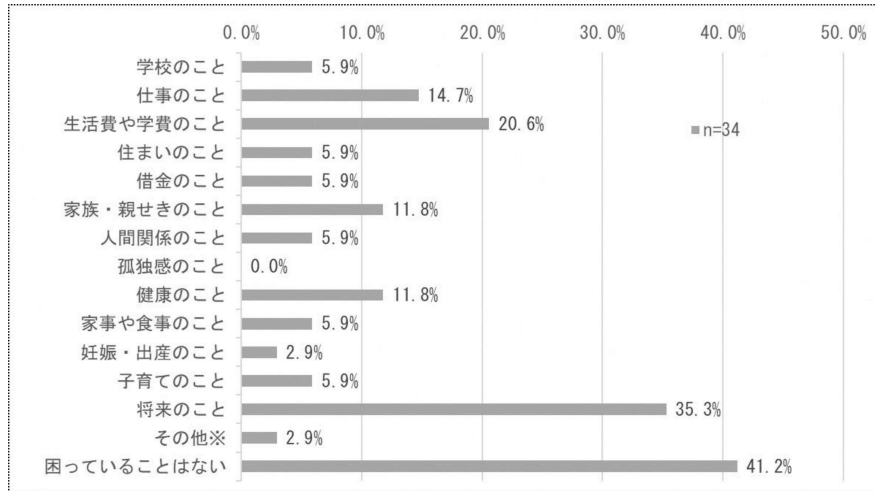
(2)-3 現在の状況は、以下のどれにあてはまりますか。

ハローワークを利用している	若者サポートステーションを利用している	自分ひとりで仕事を探している（就職情報誌や就職用サイトの利用等）	その他	活動していない・活動できない
0	1	0	1	3



(3) 現在の生活の中で、困っていることや心配なことがあれば、教えてください。
(複数回答)

学校の こと	仕事の こと	生活費や学 費のこと	住まい のこと	借金の こと	家族・親せ きのこと	人間関係 のこと	孤独感 のこと	健康の こと	家事や食 事のこと	妊娠・出 産のこと	子育て のこと	将来の こと	その他	困っている ことはない
2	5	7	2	2	4	2	0	4	2	1	2	12	1	14



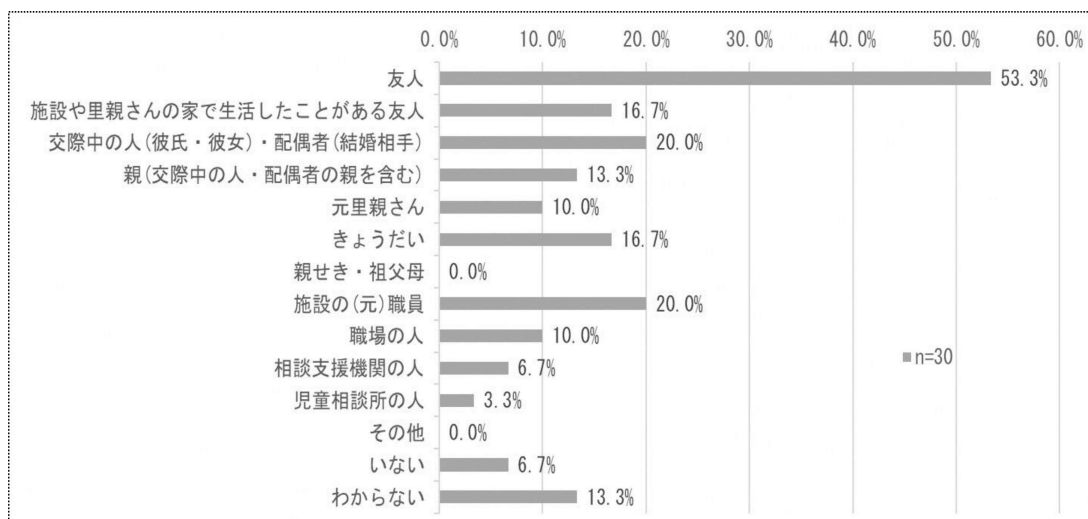
(※その他)・苦手な上司がいる

(3)-2 困っていることや不安について、その内容を教えてください。(記述)

- ・将来のキャリア
- ・情熱のない上司が苦手
- ・大学院に進むことになったが、来年から住む家を探しているが、里親では学生マンションの審査がなかなか通らず、困っている。
- ・一人暮らしを初めてから新しい環境に馴染めず、精神的に不安定なことがある。また、奨学金を頂いているが、この先、生活に困らないか不安がある。
- ・家族に障害者がいるため、将来かかる費用やお世話が不安。
- ・国家試験に合格できるのかという不安があります。また、家庭では、実家に兄弟と面倒を見てくれている方がいるため、その方々を考えなければならないという不安があります。
- ・自信がなくて行動に移せない
- ・子供を産み育てられるか不安があります。母に孫を見せて安心してもらいたいです。子供を育てるにあたってお金が必要になって来るとおもうのですが仕事を何がやりたいかわかりません。家族を養っていけるお金が欲しく稼ぎたいです。
- ・自分から話せない。怖い。一対一で話せない。職員に自分の話ばかりしてきたから友達とかになると話せない。
- ・3ヶ月くらい自炊してなくてどうしようか悩んでいる。
- ・難しい病気なのでこれから先の不安はある。

(3)-3 いま困っていることについて、相談できる相手はいますか。(複数回答)

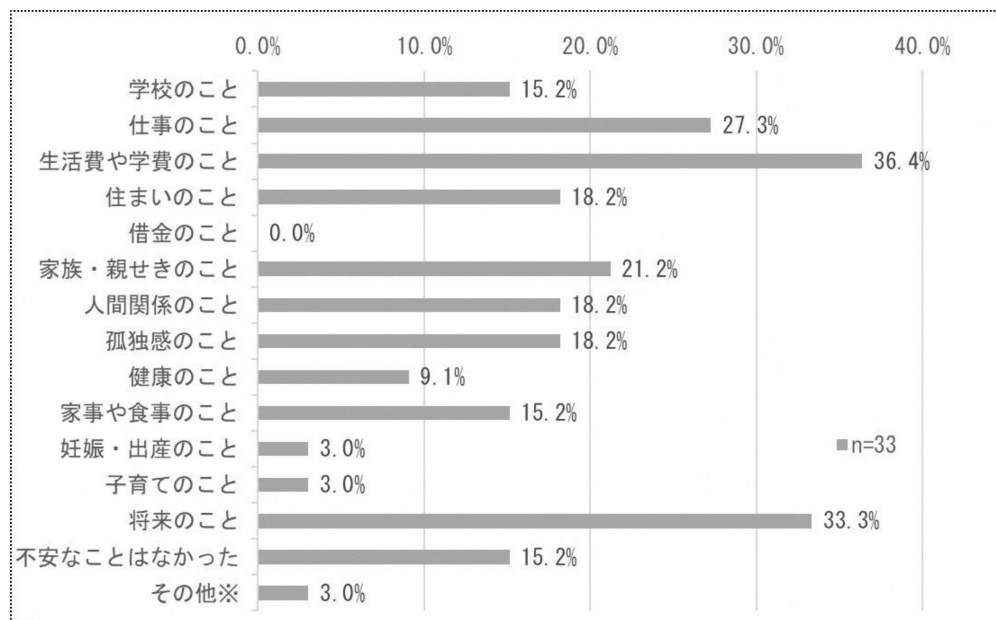
友人	施設や里親さんの家で生活したことがある友人	交際中の人(彼氏・彼女)・配偶者(結婚相手)	親(交際中の人・配偶者の親を含む)	元里親さん	きょうだい	親せき・祖父母	施設の(元)職員	職場の人	相談支援機関の人	児童相談所の人	その他	いない	わからない
16	5	6	4	3	5	0	6	3	2	1	0	2	4



3 退所するときのことについてお聞きます

(1) 施設等を退所する前後で、不安なことはありましたか。(複数回答)

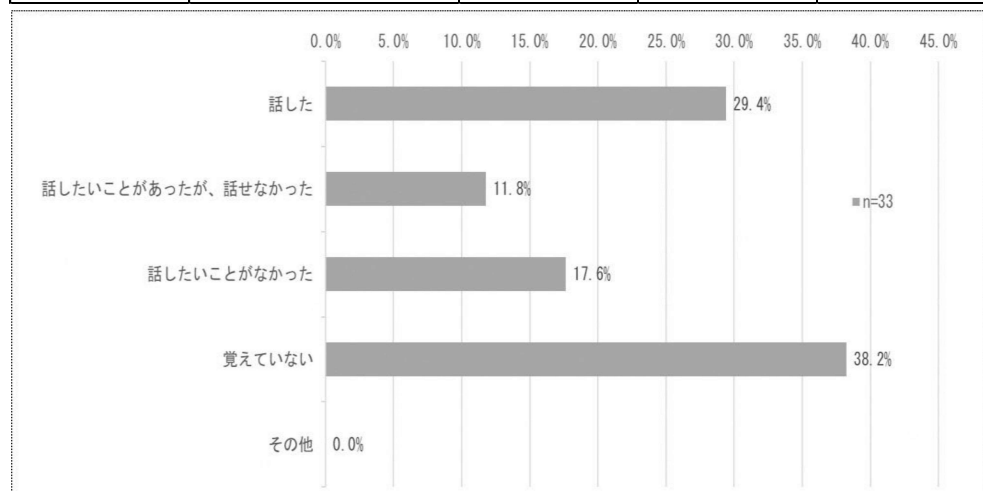
学校のこと	仕事のこと	生活費や学費のこと	住まいのこと	借金のこと	家族・親せきのこと	人間関係のこと	孤独感のこと	健康のこと	家事や食事のこと	妊娠・出産のこと	子育てのこと	将来のこと	不安なことはなかった	その他
5	9	12	6	0	7	6	6	3	5	1	1	11	5	1



(※その他)・遊び相手はいなくなった。

(2) 退所することになったときに、自分の思いを児童相談所の職員に話しましたか。

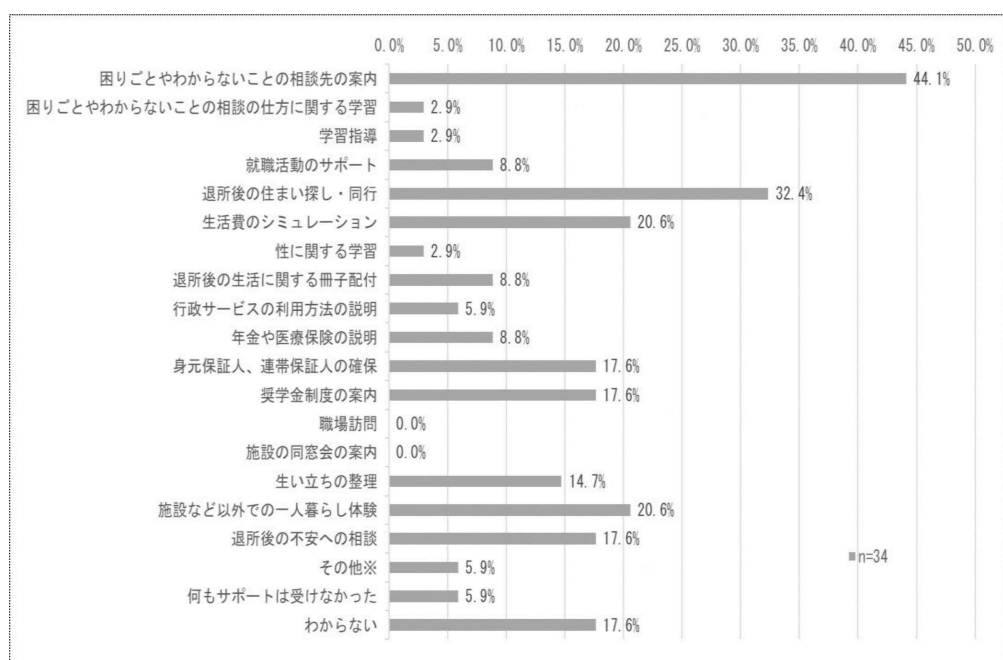
話した	話したいことがあったが、話せなかった	話したいことがなかった	覚えていない	その他
10	4	6	13	0



(3) 施設等を退所するとき、どのようなサポートを受けましたか。(複数回答)

困りごとやわからないことの相談先の案内	困りごとやわからないことの相談の仕方に関する学習	学習指導	就職活動のサポート	退所後の住まい探し・同行	生活費のシミュレーション	性に関する学習	退所後の生活に関する冊子配付	行政サービスの利用方法の説明
15	1	1	3	11	7	1	3	2

年金や医療保険の説明	身元保証人、連帯保証人の確保	奨学金制度の案内	職場訪問	施設の同窓会の案内	生い立ちの整理	施設など以外での一人暮らし体験	退所後の不安への相談	その他	何もサポートは受けなかった	わからない
3	6	6	0	0	5	7	6	2	2	6

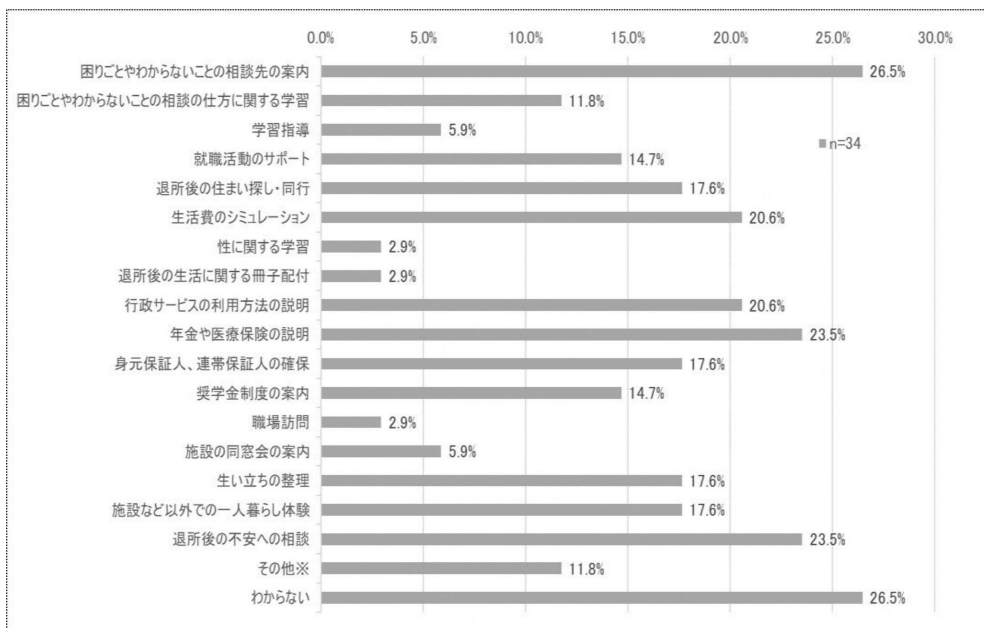


(※その他) ・家具等を買ってもらえた ・覚えてません

(4) 施設等を退所するとき、どのようなサポートがあれば安心して退所できたと思いますか。(複数回答)

困りごとやわからないことの相談先の案内	困りごとやわからないことの相談の仕方に関する学習	学習指導	就職活動のサポート	退所後の住まい探し・同行	生活費のシミュレーション	性に関する学習	退所後の生活に関する冊子配付	行政サービスの利用方法の説明
9	4	2	5	6	7	1	1	7

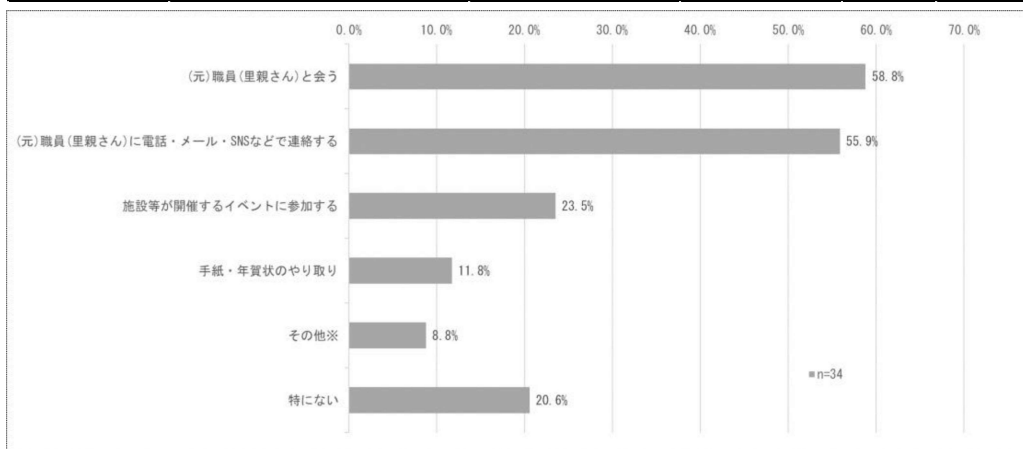
年金や医療保険の説明	身元保証人、連帯保証人の確保	奨学金制度の案内	職場訪問	施設の同窓会の案内	生い立ちの整理	施設など以外での一人暮らし体験	退所後の不安への相談	その他	わからない
8	6	5	1	2	6	6	8	4	



(※その他) ・話をする ・励まし ・具体的に不安なことがあって連絡したらどうゆうことをしてくれるのか伝える ・絶対に安心して退所するという事はないと思う。退所する際十分に支援してもらったが全く不安がないという事は無かった

(5) 退職した施設職員（里親さん）と現在も話したり相談したりすることはありますか。(複数回答)

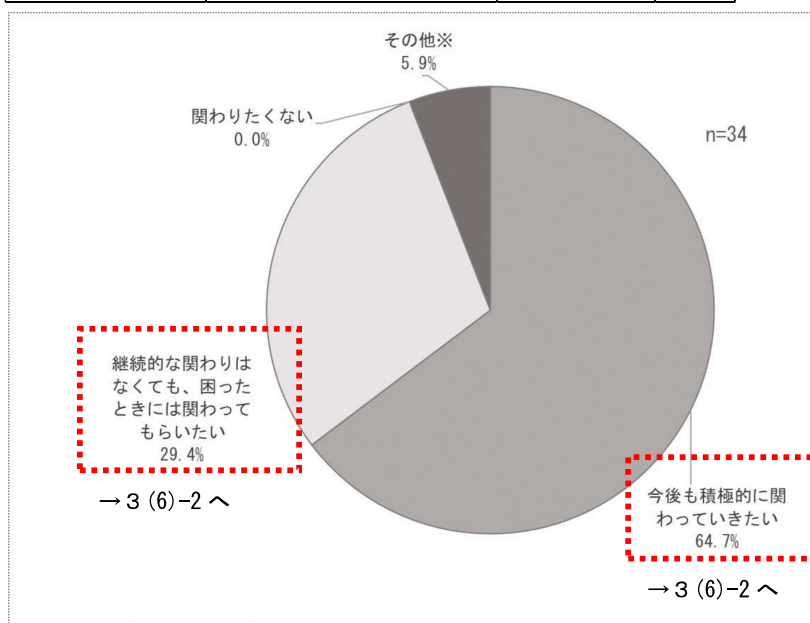
(元)職員(里親さん)と会う	(元)職員(里親さん)に電話・メール・SNSなどで連絡する	施設等が開催するイベントに参加する	手紙・年賀状のやり取り	その他	特になし
20	19	8	4	3	7



(※その他) ・BBQ などに参加 ・施設を訪れて職員と話す ・退所児童の主催の集まり(年3回)

(6) 今後の施設職員（里親さん）とのかかわりについて、どのように考えていますか。

今後も積極的に関わっていききたい	継続的な関わりはなくても、困ったときには関わってもらいたい	関わりたくない	その他
22	10	0	2



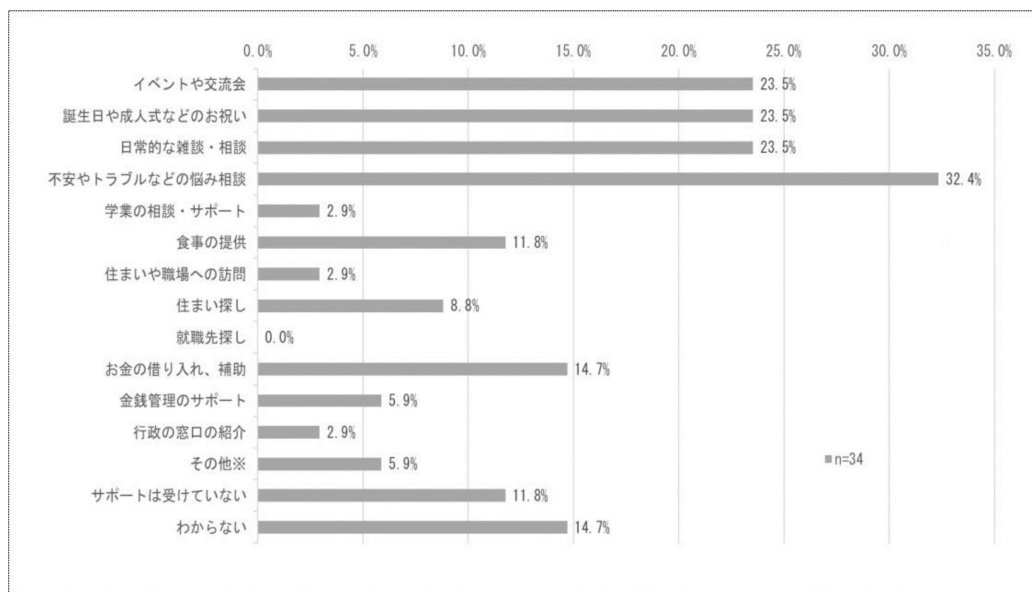
(※その他) ・たまになら良いかなと思う。・以前新潟学園にいた際にお世話になった〇〇先生（男性職員）とはいつかまたお会いしてみたいです！

(6)-2 今後の施設職員との関わり方について、どのように考えていますか。

- ・直接会いたい／訪問したい
- ・メールなどで相談したい
- ・たのしかったことを話したい
- ・定期的に寮に戻ったりそのときにお話ししたりしたい／定期的に会いたい
- ・里親さんに恩返しができるように、なるべく一緒にいる時間を作りたい
- ・メール、はなす
- ・帰省した時に会う
- ・今まで通り年数回集まって雑談等したい
- ・年に1度でもいいから訪問してほしい、施設等の行事は都合が悪くてでれなかったりもあるから
- ・時々、話せれば

(7) 施設等を退所した後、退所した施設等や行政からどのようなサポートを受けましたか。

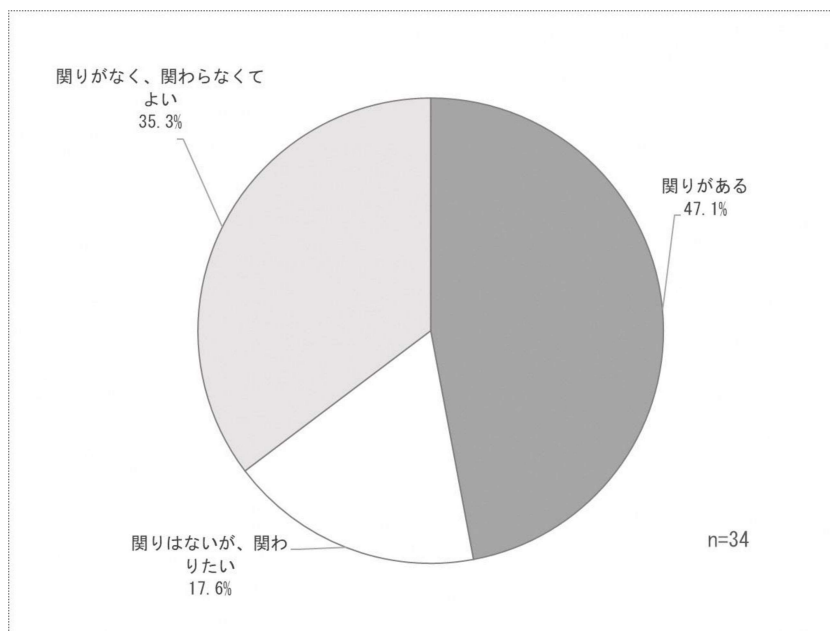
イベントや交流会	誕生日や成人式などの祝い	日常的な雑談・相談	不安やトラブルなどの悩み相談	学業の相談・サポート	食事の提供	住まいや職場への訪問	住まい探し	就職先探し	お金の借入れ、補助	金銭管理のサポート	行政の窓口の紹介	その他	サポートは受けていない	わからない
8	8	8	11	1	4	1	3	0	5	2	1	2	4	5



(※その他) ・ 外食、カラオケなど ・ 定期便みたいなので食品を送って貰えた

(8) 施設等を退所した人たちの集まりや団体と、関わりはありますか。

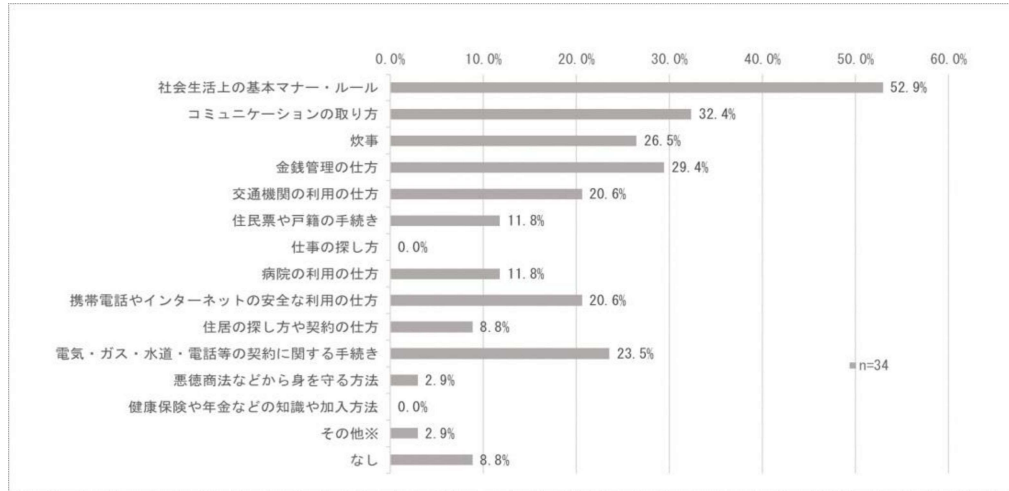
関りがある	関りはないが、関わりたい	関りがなく、関わらなくてよい
16	6	12



4 施設等での生活についてお聞きします

(1) 施設等での生活で現在の生活に役立っていることはありますか。

掃除・洗濯	基本的な生活習慣	社会生活上の基本マナー・ルール	コミュニケーションの取り方	炊事	金銭管理の仕方	交通機関の利用の仕方	住民票や戸籍の手続き	仕事の探し方	病院の利用の仕方
22	18	18	11	9	10	7	4	0	4
携帯電話やインターネットの安全な利用の仕方	住居の探し方や契約の仕方	電気・ガス・水道・電話等の契約に関する手続き	悪徳商法などから身を守る方法	健康保険や年金などの知識や加入方法	その他	なし			
7	3	8	1	0	1	3			



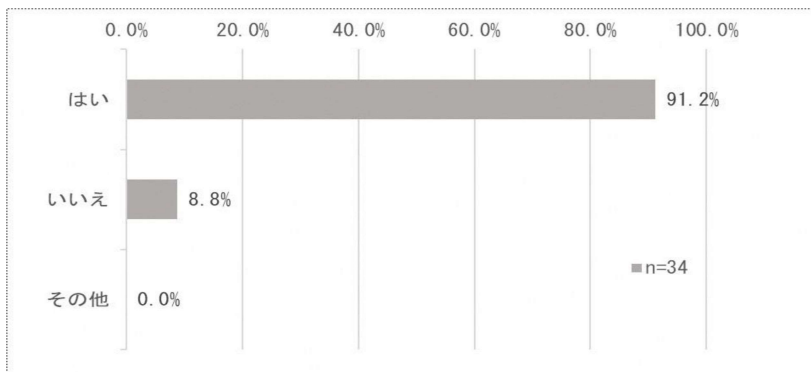
(※その他) ・今まで人にやってもらってたことを自分でやらなきゃいけない事が分かった反面、可能性が広がった様な感じもします。

(2) 施設等での生活について、困ったことや不満に感じたことがありましたか。

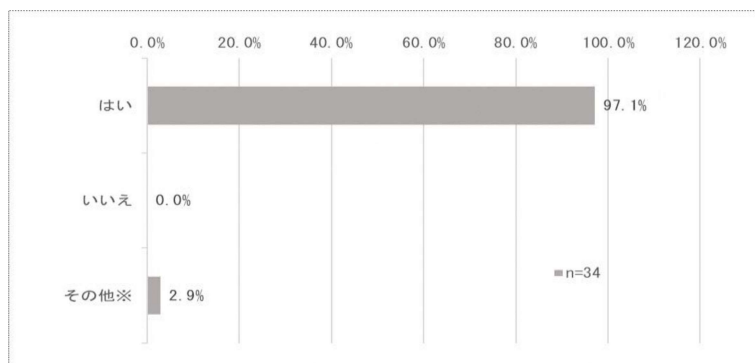
- ・色々あったけど今となっては笑い話ですね
- ・学習環境が整っていなかった。夜遅くまでうるさかった。
- ・里親との距離感が難しかったです。
- ・当時は服装とか携帯に厳しくて周りの友達との距離があったことが不満でした
- ・私が小学生の時高校生にいじめられた
- ・門限がはやかった。今の子は高校生の女の子で24時以降に帰宅しても職員からの強い説教や児相との面談等がなくなる感じた。
- ・親について聞かれた時

(3) 施設等は、あなたのプライバシーが守られるような作りになっていましたか。

はい	いいえ	その他
31	3	0



(4) 施設職員（里親さん）は、あなたのプライバシーを守るよう配慮していましたか。

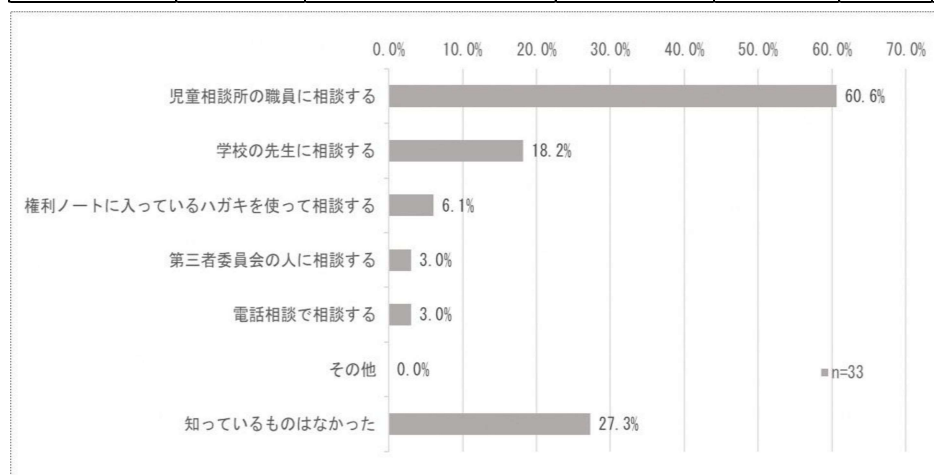


はい	いいえ	その他
33	0	1

(※その他) ・ どちらでもない

(5) 施設等での生活のことを、外部の大人に相談する方法として知っているものがあれば教えてください。(複数回答)

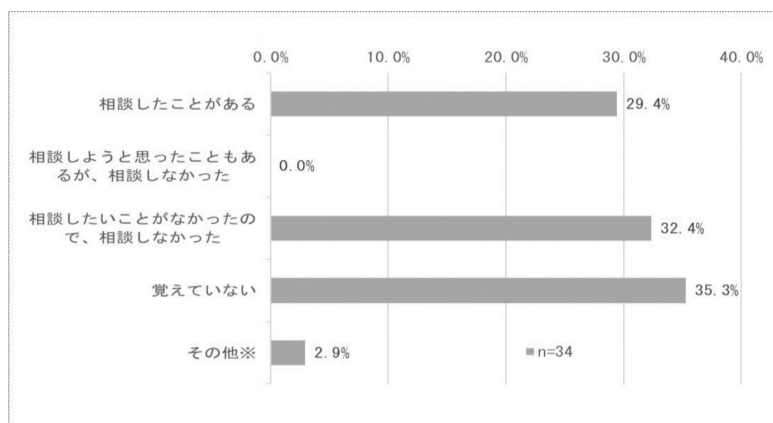
児童相談所の職員に相談する	学校の先生に相談する	権利ノートに入っているハガキを使って相談する	第三者委員会の人に相談する	電話相談で相談する	その他	知っているものはなかった
20	6	2	1	1	0	9



(6) 施設等での生活で「嫌だな、困ったな」と思ったときに、4 (5) の相談先に相談したことがありますか。

相談したことがある	相談しようと思ったこともあるが、相談しなかった	相談したいことがなかった ので、相談しなかった	覚えていない	その他
10	0	11	12	1

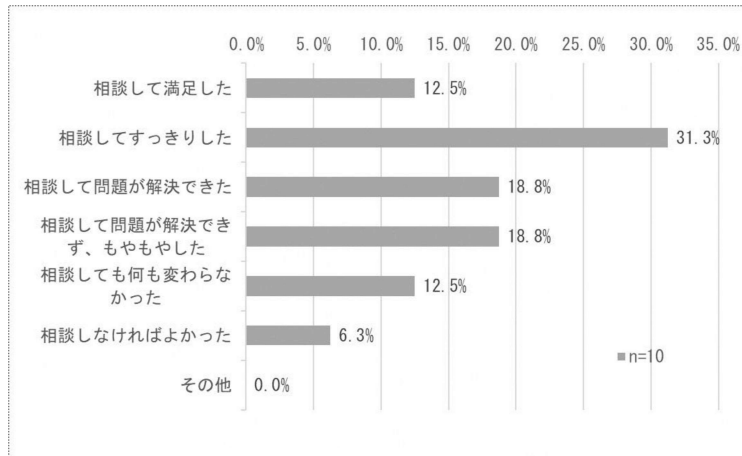
→ 4 (6)-2 へ



(※その他) ・ すぐに根本的な解決は見られないだろうと思い相談しなかった。

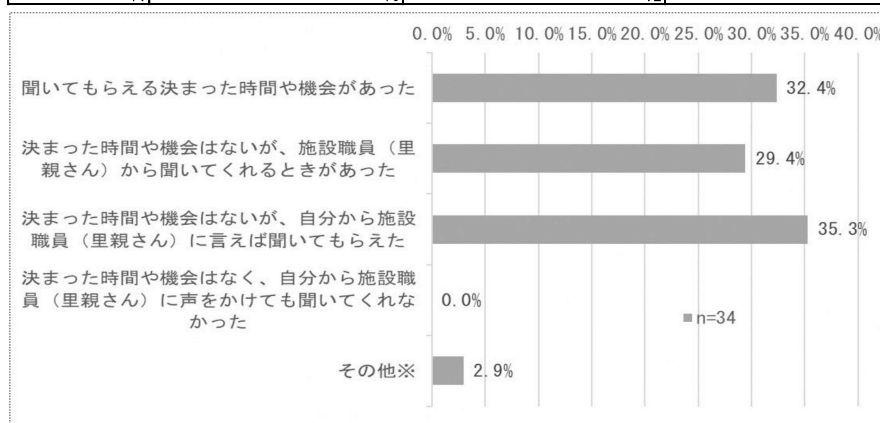
(6)-2 相談をして、どのような気持ちになりましたか。(複数回答)

相談して満足した	相談してすっきりした	相談して問題が解決できた	相談して問題が解決できず、もやもやした	相談しても何も変わらなかった	相談しなければよかった	その他
2	5	3	3	2	1	0



(7) 施設等の生活の中で、あなたの考えや意見を聞いてもらえる時間や機会がありましたか。

聞いてもらえる決まった時間や機会があった	決まった時間や機会はないが、施設職員（里親さん）から聞いてくれるときがあった	決まった時間や機会はないが、自分から施設職員（里親さん）に言えば聞いてもらった	決まった時間や機会はなく、自分から施設職員（里親さん）に声をかけても聞いてくれなかった	その他
11	10	12	0	1



(※その他) ・覚えてません

5 自由意見

施設等での生活について何か思うことがあれば自由に書いてください。

- ・お陰様で毎日生きることができています。ありがとうございます。
- ・安全でプライベートを十分に確保した生活を施設でおくれたことは幸せだったと思います。
- ・お陰様で無事元気にやっています！ありがとうございました。
- ・夜遅くまでうるさいことがあり、受験期は学習環境が悪く精神的にも落ち込んでいたことがあった。
- ・高卒で就職するのではなく、専門学校や大学などに進学できるようにして欲しい。
- ・時代が変わって来たおかげか私がいた時よりもさらに自由というか学校環境の人と隔たりもなく過ごせてるのかなと以前お邪魔させてもらった時に思いました。でも、私個人としては厳しく楽しく周りを見て行動ができるようになったので入れて良かったなと思いますね。
- ・里親さんと出会えて良かったと思う。同級生と自分の親(里親さん)を比べると「自分の親って年取ってるなー」と思うこともあった。しかし、今思えば人生経験が豊富な方から育ててもらえた環境に置かれたことにとても感謝している。それから自分を早い段階で兄相に預ける決意をした父にも感謝をしている。
- ・もう少しバイトがしたかったです。私の時は、テレビゲームなしで友達の家でテレビゲームしてました。今の子達は、いいなあと思います。
- ・普通の家庭では経験できないことをたくさん経験させてもらったので、むしろ恵まれていたと思います。施設にすることで、悩んだこともあります、今思えばよい環境だったと思います。
- ・今はわからないが社会に出て困らないよう1人1人の話し合いの時間を作るといいかと思います。そして、今いる子供には親がいない子がたくさんいると思うけど、ストレスなく自分から親の話を社会に出てからできるようなフォローも大切だと感じています。現に私がそうでした笑 あとは、イベントや思い出をたくさん施設で作れた事にはとても感謝しています。おかげで、辛い事も乗り越えて、今は、自分の生活に満足しています。これからも、施設の子には幸せになってもらいたいです。
- ・マラソンの件ではお騒がせしました。

(2) 市町村子ども・子育て支援事業計画における家庭支援事業等の確保方策

事業名		区分	単位	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
利用者支援事業 (こども家庭センター型)		量の見込み	箇所	34	35	35	35	35
		提供体制の確保の内容	箇所	34	35	35	35	35
地域子育て支援拠点事業		量の見込み	人回	413,671	405,900	398,751	392,362	387,994
		提供体制の確保の内容	箇所	226	226	226	225	225
子育て短期支援事業	トワイライトステイ	量の見込み	人日	0	0	0	0	0
		提供体制の確保の内容	人日	0	0	0	0	0
	ショートステイ	量の見込み	人日	387	387	397	397	397
		提供体制の確保の内容	人日	1,047	1,047	1,067	1,067	1,067
養育支援訪問事業		量の見込み	人	3,632	3,615	3,602	3,592	3,580
		事業実施市町村	市町村数	27	27	27	27	27
子育て世帯訪問支援事業		量の見込み	人日	3,858	4,183	4,367	4,575	4,744
		提供体制の確保の内容	人日	4,009	4,350	4,545	4,765	4,948
児童育成支援拠点事業		量の見込み	人	79	99	97	96	95
		提供体制の確保の内容	人	289	309	307	306	305
親子関係形成支援事業		量の見込み	人	367	367	365	364	362
		提供体制の確保の内容	人	467	467	465	464	462
一時預かり事業	幼稚園型	量の見込み	人日	387,486	374,834	359,040	344,654	336,090
		提供体制の確保の内容	人日	410,450	405,117	397,705	389,743	385,525
	幼稚園型以外	量の見込み	人日	52,548	51,145	49,896	48,753	47,851
		提供体制の確保の内容	人日	106,100	105,619	105,309	105,037	104,847
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）		量の見込み	人日	21,882	21,835	21,785	21,722	21,671
		提供体制の確保の内容	人日	23,830	23,754	23,675	23,683	23,601
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）※令和7年度においては地域子ども・子育て支援事業に位置づけ		量の見込み	人日	4,848	6,639	6,505	6,403	6,329
		提供体制の確保の内容	人日	6,742	9,062	8,880	8,713	8,712
産後ケア事業		量の見込み	人日	8,291	8,128	7,949	7,858	7,714
		提供体制の確保の内容	人日	8,680	8,518	8,339	8,250	8,106

※第三期市町村子ども・子育て支援事業計画に定める「量の見込み」及び「確保方策」等に関する調査（県こども家庭課 令和7年1月現在、30市町村回答（暫定値を含む））

「新潟県社会的養育推進計画検討委員会」設置要綱

（目的）

第1条 令和元年度に策定した「新潟県社会的養育推進計画」の見直しにあたり、広く関係者の意見を聴取し計画に反映させることを目的として、「新潟県社会的養育推進計画検討委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 委員会は、「新潟県社会的養育推進計画」の策定に関することを所掌する。

（組織）

第3条 委員は、別表に掲げる者により構成する。

2 委員長は、委員の中から選任するものとし、副委員長は委員長が指名する。

3 委員長は委員会の会務を統括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは副委員長がその職務を代行する。

（会議）

第4条 委員会は必要に応じて、委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させて意見を述べさせることができる。

（庶務）

第5条 委員会の庶務は、福祉保健部こども家庭課内に置く。

（その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は別に定める。

（附則）

この要綱は、令和6年5月7日から実施する。

新潟県社会的養育推進計画検討委員会 委員名簿

※敬称略

分 野	所 属	役職	氏 名
学識経験者	新潟県立大学 人間生活学部こども学科	教授	小池 由佳
乳児院	新潟市立乳児院はるかぜ	施設長	一ノ瀬 里絵子
児童養護施設	双葉寮	副寮長	林 直
ファミリー ホーム	ファミリーホームいからし	ホーム長	五十嵐 ふさい
里親	新潟県里親会	会長	遠山 登志子
こどもの 権利擁護	にいがた駅前法律事務所	弁護士	松山 悦子
子育て支援	特定非営利法人多世代交流館 になニーナ	副代表	佐竹 直子
地域見守り	民生委員児童委員協議会	会長	本多 満理子
児童相談所	新潟県中央児童相談所	所長	水品 きく枝
	新潟市児童相談所	所長	小林 徳規
母子生活 支援施設	みこころ荘	主任母子支 援員	山菅 育吹
障害児入所 施設	中井さくら園	次長	高山 明美
当事者	社会的養護経験者（施設）		浅田 夢逢
	社会的養護経験者（里親）		小林 朱里